

大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2018

目 次

はじめに	1
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	22
第5章 学生の受け入れ	40
第6章 教員・教員組織	43
第7章 学生支援	52
第8章 教育研究等環境	62
第9章 社会連携・社会貢献	71
第10章 a 大学運営	75
第10章 b 財務	82
おわりに	85
資料 自己点検・評価報告書 2018 執筆要項	87
資料 執筆担当者一覧	90

大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2018

はじめに

大学基準協会による2015（平成27年）年度大学評価（認証評価）の結果、大阪体育大学は大学基準に適合しているとの認定を受けた。認定期間は2016（平成28）年4月1日から、2023（令和5）年3月31日までとなっている。

大学評価（認証評価）のための大阪体育大学「点検・評価報告書（2015）」を著してから3年が経過する。3年前の点検・評価から、何が進展して、何が問題点として残ったのか、あるいは新たな課題が見えてきたのかを確認し解決するために、この「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書2018」を作成した。

温故知新、これまでの大阪体育大学建学以来50余年にわたる歴史、先人の思いを改めて確認した上で、間もなく20年を迎える自己点検・評価と内部質保証の流れを改めて確認することも大切である。不易流行、現在の社会、学生、教職員のおかれている状況をしっかり確認し、大学の理念・目的と状況に応じた取り組みを模索・展開することも大切である。大阪体育大学の更なる一歩、新たな一歩を進めるために、この報告書が生かされることを願う。

1) 大阪体育大学の建学の精神とその歩み

大阪体育大学は、1965（昭和40）年に関西地域で唯一の体育大学として発足した。東京オリンピックの翌年にあたり、体育・スポーツへの期待と関心が大きく高まっていた時期であった。また、高度経済成長の歪みが顕在化し始め、長時間労働による労働者の健康問題が社会的問題となりつつあった。大阪体育大学の建学の精神は、「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」ことであり、学是は「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」ことである。

建学の精神は、教育課程の編成に明確に打ち出された。大学における体育の人材養成といえれば学校体育の指導者養成が全てであった時代に、学校体育コースに加えて社会体育コース、生産体育コース（後、産業体育コース）を設け、生産体育コースでは衛生管理者免許の取得を可能にするなど、本学はその建学の当初から社会体育と職場における健康づくり指導者の養成という、まさに当時としては体育・スポーツのフロンティアを切り拓くという希望と意気込みに燃えて出発した。その後、社会体育コース・生産体育コースは1997（平成9）年の全国初の生涯スポーツ学科の設置、さらに2006（平成18）年の健康・スポーツマネジメント学科の設置となって現在まで引き継がれており、建学の精神は本学の教育に脈々と息づいている。

1992（平成4）年に西日本の体育系大学で初めての大学院として、高度なスポーツ科学の知識を持ち実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者を養成することを目的に体育学研究科（修士）を開設した。2001（平成13）年に博士前期課程（2年）、博士後期課程（3年）からなる大学院スポーツ科学研究科に発展的に改組し、建学の精神が大学院教育の中にも生かされている。

1989（平成元）年に設置された大阪体育大学附属福祉専門学校（後2000（平成12）年よ

り大阪体育大学短期大学部に改組)をルーツとし、2003(平成15)年、「健康づくり」「生きがいづくり」をキーワードに、生活の質の豊かさを支える福祉の人材養成を目指した健康福祉学部の開設も、このような建学の精神、教育の目的の延長線上にあった。

その後、「大阪体育大学中期の目標と計画(平成23年度～26年度)」において承認された「教員養成系大学としての特色ある大学づくりの推進」について教員養成特別委員会を設置し作業する中で、小学校教員養成、中高保健体育教員養成、特別支援学校教員養成が可能な新たな学部を設置することが2013(平成25)年1月に答申された。答申を受けて、大学将来計画委員会並びに法人将来構想委員会、大学評議会の議論を経て、2018(平成30)年3月をもっての健康福祉学部閉鎖、2015年4月よりの教育学部の開設の方針が決まった。

教育学部教育学科は、小学校教育コース、保健体育教育コースの2コースと特別支援教育課程で構成され、「高い専門的知識と実践的指導力」を有する教員を育てることを目的とし、小学校教育コースにおいては、小学校教員免許状及び保健体育教員免許状又は特別支援学校教員免許状の取得が可能で「体育や特別支援教育を指導できる小学校教員の養成」を、保健体育教育コースにおいては、保健体育教員免許状に加えて特別支援学校教員免許状の取得を可能としており「特別支援教育を指導できる保健体育教員の養成」をその特長としており、ここにも建学の精神、健康福祉学部の理念、経験が継承されている。

2) 大阪体育大学における自己点検・評価、中期計画、内部質保証の歩み

2002(平成14)年4月1日付で、大学基準協会への「加盟・登録」が認められ本学は大学基準協会の正会員となった。単科の体育系大学が、大学基準協会の正会員として認められたことは初めてのことであった。

それに先立つ2000(平成12)年、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が発足し、各種委員会委員長がそれぞれの委員会で現状を点検・評価し、まとめられたものが本学最初の自己点検・評価報告書(加盟申請書と同じもの)である。この報告書をもとに大学基準協会の審査を経て、加盟・登録に至っており、本学におけるいわゆる自己点検・評価の歴史はこのときから始まったといえる。

自己点検・評価報告書の作成と並行して、2001年4月から「大学評議会」で「将来計画」についての審議が始まり、2002年4月の大学評議会で自己点検・評価の結果を改善・向上の取り組みとして具体化するために「大阪体育大学の中期の目標と計画(中期計画)」を策定することが決まった。以来、自己点検・評価の認証申請及び年次(中間)報告の結果を反映させて、中期計画は第4次「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成27年度～30年度)」まで策定され、改善・向上の取り組みが継続されている。

以来本学における自己点検・評価と中期計画は、経験を積み重ね改善を繰り返しながら、課題・目標の設定、実行、点検・評価、改善・改革といったPDCAサイクルの、あるいは内部質保証システムの大きな柱として機能している。

大阪体育大学自己点検・評価委員会

<資料 大阪体育大学の自己点検と中期計画の年譜>

2002年	加盟申請書「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・報告書 2002」
2002年	<u>「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成14年度～平成18年度）」</u>
2004年	「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2004」
2006年	「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2006」
2007年	<u>「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成19年度～平成22年度）」</u>
2008年	点検・評価報告書 2008(平成20)年度 大学基準協会 認証評価結果
2010年	「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2010」
2011年	<u>「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」</u>
2015年	点検・評価報告書 2015(平成27)年度 大学基準協会 認証評価結果
2015年	<u>「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」</u>
2018年	「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2018」
2019年	<u>「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019年度～2022年度）」</u>
2021年	「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2021」
2022年	点検・評価報告書 2022(令和4)年度 大学基準協会 認証評価結果
2023年	<u>「大阪体育大学の中期の目標と計画（令和5年度～8年度）」</u>

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大阪体育大学の建学の精神は、「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」ことであり、学是は「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」ことである（資料1-1）。

本学の目的は、「大阪体育大学学則」の「第1章 総則」第1条目的（資料1-2）に「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」と定められている。

それらを踏まえた、体育学部、教育学部、大学院（スポーツ科学研究科）の目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料1-3）及び「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）にそれぞれ明記されている。

体育学部の人材の養成に関する目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第3条（資料1-3）に「体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成を目的とする」と定められている。

各学科の人材の養成に関する目的についても、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第4条、第5条（資料1-3）に、以下のように定められている。

スポーツ教育学科は、「体育、スポーツを科学的に学び、的確な実践理論と指導法を身につけた、体育、スポーツの指導者の養成を目的とする」。

健康・スポーツマネジメント学科は「運動、スポーツ、レクリエーションの実践現場で必要とされる知識と技能を有する専門家や指導者の養成を目的とする」。

この第3条、第4条、第5条を受けて、教育の目標が「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）に以下のように定められている。

- 1) 豊かな教養を修める。
- 2) 専門的な知識・技能を修得する。
- 3) 調和のとれた人格を形成する。
- 4) 社会に貢献できる力を身につける。
- 5) 能動的・自立的行動力を身につける。

教育学部の人材の養成に関する目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第6条（資料1-3）に「幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教員の養成を目的とする」と定められている。

教育学部教育学科の人材の養成に関する目的については、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第7条（資料1-3）に、以下のように定められている。

教育学部小学校教育コースは、「小学校教育に関する高い専門的知識と実践的指導力を有

するとともに、体育や特別支援教育を指導できる教員の養成を目的とする」。教育学部保健体育教育コースは、「体育と保健に関する高い専門的知識と実践的指導力を有するとともに、特別支援教育を指導できる教員の養成を目的とする」。

この第6条、第7条を受けて、教育の目標が「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）に以下のように定められている

- 1) 豊かな教養を修め、広い見識を持つ。
- 2) 教職に必要な基礎的・専門的知識と技能を身に付ける。
- 3) 児童生徒理解を踏まえた実践的な指導力を身に付ける。
- 4) 教育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲を養う。
- 5) 豊かな人間性と社会性、倫理観を養う。

大阪体育大学大学院の人材の養成に関する目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第8条（資料1-3）に、「体育、スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊かな人材を育成することにより、体育、スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定められている。

大学院スポーツ科学研究科の人材の養成に関する目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第9条（資料1-3）に、「高度なスポーツ科学の知識と実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者の養成を目的とする」と定められている。同じく第9条に博士前期課程の目的は「学部における体育、スポーツの教育を基盤に、スポーツ科学の研究を通じて体育教育や運動、スポーツによる健康づくり、生きがいづくり、スポーツマネジメント、スポーツ競技力の向上などに高度で専門的な知識、技術を持った高度専門職業人の養成」、博士後期課程の目的は「博士の学位を取得して、高度化する体育、スポーツ科学の発展に貢献できる研究者の養成を目的とする」と定められている。

また、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）において、体育学部、教育学部、大学院それぞれの「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」が明示されている。（2.6.に詳述）

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

前項1.1.1.で述べたように、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的等は学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示されている。

教職員に対してはWeb上の規程集（資料1-5）で周知し、社会に対しては大学ホームページで公表している（資料1-1）。学部生に対しては「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-6）、大学院生に対しては「大学院履修要項」（資料1-7）に明記の上、周知している。

新入生の場合は、入学当初のオリエンテーションにおいても説明しており、在学生の場合は、学年はじめのガイダンスでも周知している。また受験生とその保護者に対しては、年数

回実施されるオープンキャンパスにおける大学及び学部の紹介の折に示している。在学生を対象としたキャリアセミナーで大学院のブースを設け、研究科の理念・目的等の説明も行っている。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、大学中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（以下、中期計画という。）」を4年ごとに策定している（資料1-8、1-9、1-10、1-11）。この中期計画には、自己点検・評価委員会が中心となって作成する「自己点検・評価報告書」（資料1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17）の内容が反映されており、問題点の改善と将来を見据えた新たな取り組みが策定されている。

また、2015（平成27）年の大学創立50周年を機に、本学の10年後のあるべき姿を見据え「大体大ビジョン2024～大体大力、新しい時代を切り拓く～」を策定した（資料1-18）。「研究ビジョン」「教育ビジョン」「拠点づくりビジョン」の3つを掲げ、それらのビジョンの実現を目指すためにそれぞれの重点施策を定め、その施策と融合させて第4次中期計画（平成27年度～30年度）を策定した。

1.2. 長所・特色

大学の理念・目的を踏まえた学部、研究科の目的の設置、明示、周知・公表は適切に行われている。

大学基準協会による認証評価結果並びに大学内部での自己点検・年次報告書の結果を基に、10年間の長期ビジョン「大体大ビジョン2024」と融合させた4年間の中期計画を策定し、設定された項目ごとの評価と改善がなされおり、中・長期的な視点に立って大学運営を行っている。

1.3. 問題点

大学基準協会による認証評価が7年ごとであり、中期計画が4年ごとである。点検・評価の結果を中期計画に生かすには、中期計画を作成するタイミングあるいは点検・評価の中間報告のタイミングを検討・工夫する必要がある。

また、ホームページで大学、学部、研究科の目的、教育の目標などがすぐ確認できるよう再編集を検討する必要がある。

体育学部の「教育研究上の目的に関する規程」の第3条と履修要項の教育目標の文章は、ほとんど同じであるが、履修要項の方には「健康」が挿入されている。この違いについては検討する必要がある。

教育学部の長期の計画について、少子化の進展、18歳人口の減少、学校教育の動向その他の環境の変化を見通した教育学部の将来展望が求められている。この点については、文部科学省の教育施策の動向も踏まえながら検討に着手する必要がある。

大学院研究科においては、大学院学則、大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程、教育充実のための取組方針の目的等の文言の整合性を再検討する必要がある。

1.4. 全体のまとめ

大学の理念・目的、学部・研究科の目的を適切に設定・明示し、それを適切な方法で学内外に周知するとともに、理念・目的の実現のために将来を見据えた中・長期の計画を設定している。

1.5. 根拠資料

- 1-1. 大阪体育大学ホームページ 「建学の精神」「学是」
- 1-2. 大阪体育大学 学則
- 1-3. 大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程
- 1-4. 大阪体育大学における教育充実のための取組方針
- 1-5. 大阪体育大学 Web 規程集
- 1-6. 大阪体育大学履修要項・学生ガイドブック
- 1-7. 大阪体育大学大学院履修要項
- 1-8. 大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 14 年度～平成 18 年度）
- 1-9. 大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 19 年度～平成 22 年度）
- 1-10. 大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）
- 1-11. 大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）
- 1-12. 大阪体育大学の現状と課題 自己点検・報告書 2002
- 1-13. 大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2004
- 1-14. 大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2006
- 1-15. 点検・評価報告書 2008(平成 20)年度 大学基準協会 認証評価結果
- 1-16. 大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2010
- 1-17. 点検・評価報告書 2015(平成 27)年度 大学基準協会 認証評価結果
- 1-18. 大阪体育大学ホームページ

「大体大ビジョン 2024～大体大、新しい時代を切り拓く～」

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証システムを十分機能させ教育研究の質を保証するために、本学の目的を大阪体育大学学則（資料 1-2）に、それに基づく学部、研究科ごとの教育研究上の目的を大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程（資料 1-3）に明示している（第1章 理念・目的で詳述）。

それらに基づき学部、研究科ごと学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、大阪体育大学における教育充実のための取組方針（資料 1-4）に明示している。（学部、研究科ごとの3つのポリシーは2.6.に詳述する）

教育の質を保証するための目的や方針を明示し、それらを実現するための実質的な内部質保証の体制を整備しているものの、内部質保証のための全学的な手続の明示という視点では作業が立ち遅れている。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

前回 2015（平成 27）年の大学基準協会による認証・評価のための点検評価報告書の第10章「内部質保証」の将来に向けた発展方策の改善すべき事項に、「今回の認証評価に伴う自己点検・評価を、定期的な自己点検・評価を実施するための再スタートの機会と位置づけ、制度的に整備された『自己点検・評価委員会による点検・評価を大学の中期計画に反映させ、教育研究の改善・充実に結びつけるPDC Aサイクル』の機能を高める」と明示されている（資料 1-17）。

本学における現在の内部質保証の仕組みは以下のとおりである。

1) 全学自己点検・評価委員会 学部・研究科自己点検・評価委員会（資料 2-1）

内部質保証の推進に責任を負う体制のとりまとめは「全学自己点検・評価委員会」が担っている。構成メンバーは学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長、学部・大学院自己点検・評価委員会委員長、大学事務局長であり、学長をトップとした教学マネジメントが可能となっている。全学委員会の下に、学部、大学院の自己点検・評価委員会が組織されている。

認証・評価のための点検・評価報告書並びに3年に一度の学内での自己点検・評価年次報告書の検討・作成の責任部署である。認証・評価→3年目に点検・評価→6年目に点検・評価→次回認証・評価のサイクルで定期的な点検・評価を実施している。

2) 役員会（資料 2-2）

構成メンバーは学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長、大学事務局長からなり、全学自己点検・評価委員会の主要メンバーで構成されている。学長の意思決定の支援、大学評議会や自己点検・評価委員会を含む全学委員会の業務遂行に責任を持ち、内部質保証についての恒常的、実質的な監督、提言を行っている。

3) 大学評議会（資料 2-3）

役員会のメンバーの他、学科長、附置施設長、学長補佐、事務局部長が構成員であり、

学長のガバナンスの元、大学における最終決議機関である。

4) 中期計画策定委員会

上記大学評議会の諮問委員会として、自己点検・評価内容を反映させて、4年に一度の大学の中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（以下、中期計画という。）」を策定・答申している。構成員は、役員会メンバーに加え各委員会委員長、附置施設や事務局各部署の責任者からなる。

現行の第4次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料1-11）は、2015年に策定された10年間の長期ビジョン「大体大ビジョン2024」（資料1-18）に示された「研究」「教育」「拠点づくり」の3つのビジョンの実現を目指すための重点施策を融合しての計画が設定されている。

また、第4次中期計画は、学生の人間力並びに大学の組織力としての「大体大力」を高めるために、8つの力＜教育力＞＜研究力＞＜競技力＞＜社会貢献力＞＜就職力＞＜学生募集力＞＜広報・マーケティング力＞＜組織・経営力＞を定め、計画ごとに責任部署と実現目標年度を明らかにし、各年度末に計画と目標の達成度について役員会への報告を義務付けている。

上記1)～4)の委員会は統括・マネジメントの部署であり、以下5)～7)の委員会等は計画の実行・点検・評価の部署である。

5) 将来構想検討委員会

自己点検・評価、中期計画に基づく全学的な喫緊の課題について検討・解決するための学長の諮問委員会である。これまでに本委員会のもとに、学生募集戦略会議、スポーツ局設置準備委員会、人事基本計画プロジェクト、総合評価制度検討委員会、ブランディングプロジェクト、実験室等整備検討委員会などが設置され、課題について答申、大学評議会に上程されている。

6) 全学各委員会、学部各委員会、大学院各委員会、附置施設運営会議（資料2-4）

「大体大力」を高めるための8つの力＜教育力＞＜研究力＞＜競技力＞＜社会貢献力＞＜就職力＞＜学生募集力＞＜広報・マーケティング力＞＜組織・経営力＞ごとに定められた計画について、計画実行と点検の責任部署としてし、作業を分掌して行う。各年度末に計画と目標の達成度について役員会への報告が義務付けられている。各委員会、運営会議には、該当する大学事務局が加わっており、教職共働・連携体制をとっている。

これらの状況・結果は、学部教授会、研究科委員会に報告され、必要な場合は議論を加えた上で大学評議会に上程されている。

7) 外部評価委員会

中期の計画と目標、その進行状況等について点検・評価するために、各年度末に外部の有識者に意見を求めている。体育・スポーツ系大学学長経験者、福祉系大学学長経験者、教育系学部関係者、国立スポーツ科学センター関係者、リクルート「カレッジマネジメント」編集長などを委員に迎えている。

本章の冒頭に記した「制度的に整備された『自己点検・評価委員会による点検・評価を大

学の中期計画に反映させ、教育研究の改善・充実に結びつけるP D C Aサイクル』の機能を高める」ことについても、制度は整備され、教育研究の改善・充実に結びつけるP D C Aサイクルも機能し始めた。

自己点検・評価委員会を中心に、役員会、大学評議会、中期計画策定委員会の統括・マネジメントのもと、計画の実行・点検・評価の部署とその方法も明確であり、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は整備できている。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

内部質保証の制度・システムは実質的に有効に機能している。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動については、専任教員の教育・研究業績などを含め、大学ホームページで公開している。

「大阪体育大学に対する大学評価結果ならび認証評価結果」は報告書を刊行するとともに、大学ホームページ（資料2-5）で公開している。自己点検・年次報告書を刊行している。

財務については、浪商学園ホームページ（資料2-6）で公開している。

その他、図書館、社会貢献センター（社会貢献活動）、スポーツ局（競技力向上と学生・指導者サポートの取り組み）、スポーツ科学センターといった附置施設の活動もホームページ（資料2-5）を中心に公開している。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

7年に一度の大学基準協会による認証・評価、3年に一度の学内での自己点検・評価、4年に一度の中期の計画と目標の設定、1年に一度の外部評価委員会の開催等で、内部質保証のP D C Aサイクルの適切性が、自己点検・評価委員会、役員会、大学評議会において点検・評価されている。長所や問題点の把握は的確に進められており、問題点の改善・向上については中期計画の中で責任・担当部署を定め進められている。しかし、それらの作業の進捗・達成状況を迅速・的確に全学的に把握し、定期的に点検・評価するという意味では少し立ち遅れている状況である。

2.2. 長所・特色

前回2015年の大学基準協会による認証・評価のための自己点検・評価（資料1-17）の内容を受けて、内部質保証についての理解・取り組み・制度化が大きく前進した。

2.3. 問題点

1) 内部質保証のための全学的な手続が明文化されていない。

- 2) 内部質保証システムの適切性を点検・評価する機能がやや脆弱である。自己点検・評価委員会が内部質保証システムの適切性という視点で、定期的な点検・評価を行わなければならない。
- 3) 中期計画策定委員会、将来構想検討委員会、外部評価委員会は学長諮問委員会であり、規程が整備されていない
- 4) 将来構想検討委員会本来の業務は、大学の中長期の将来構想の策定であるが、現状では、全学的な課題解決の部署となっている。全学的な課題解決の機能も必要なことから、名称の変更を検討しなければならない。本来的な将来構想検討委員会の機能をどうするか等、今後取り組むべき課題である。

2.4. 全体のまとめ

自己点検・評価委員会を中心に、役員会、大学評議会、中期計画策定委員会の統括・マネジメントのもと、計画の実行・点検・評価の部署とその方法も明確であり、内部質保証の方針に基づく制度・システムの全学的な体制は整備できていおり、有効に機能している。

内部質保証のための全学的な手続の明文化、内部質保証システムの適切性についての定期的な点検・評価について、今後改善していかなければならない。

2.5. 根拠資料

- 2-1. 大阪体育大学自己点検・評価委員会規程
- 2-2. 大阪体育大学役員会規程
- 2-3. 大阪体育大学評議会規程
- 2-4. 大阪体育大学各委員会規程
- 2-5. 大阪体育大学ホームページ
- 2-6. 浪商学園ホームページ 「事業・財務報告」

2.6. 資料 学部、研究科における3つのポリシー

【体育学部】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

体育学部は、以下の力を修めた学生に学位を授与する。

- 1) 豊かな教養
 - 学問を修めるための基盤となる力
 - 多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
- 2) 専門的な知識・技能
 - 体育・スポーツ・健康に関する幅広い知識
 - 体育・スポーツに関する基本的技能と実践的指導能力
 - 体育・スポーツ・健康の特定領域における深い知識・技能
- 3) 調和のとれた人格
 - 豊かな人間性
 - 高い倫理観
 - 体育・スポーツ・健康に関する専門家としての自覚と誇り

- 4) 社会に貢献できる力
 - スポーツ文化の向上に貢献できる
 - スポーツ振興に貢献できる
 - 健康づくりに貢献できる地域社会に貢献できる
 - 人びとの生きがいに貢献できる
- 5) 能動的・自立的行動力
 - 課題探求能力と課題解決能力
 - コミュニケーション能力
 - 情報の収集・分析・伝達能力
 - 職業的自立能力

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- 1) 「豊かな教養」を修めるために
 - 学問を修めるための基盤を身につけるために基礎教育科目を設置する。
 - 幅広い学識を身につけるために一般教育科目を設置する。
- 2) 「専門的な知識・技能」を修得するために
 - 「専門基礎科目」で学部として必要な基礎的な専門教育課程を提供する。
 - 「発展科目」で学科として必要な発展的専門教育課程を提供する。
 - 「応用科目」で特定の領域を深く学び、特色ある人材を養成するための専門教育課程を提供する。
 - 「関連科目」で幅広く学べる専門教育課程を提供する。
 - スポーツ、トレーニング、レクリエーションなどの実習・実技は、1～3年で技術を学び、3～4年で指導法を学ぶ教育課程を提供する。
- 3) 「調和のとれた人格」を形成するために
 - 高い倫理性を養うとともに、社会の規範やルールを遵守する姿勢を涵養する。
 - 野外活動実習での体験活動を通して、社会性、人間に対する愛情、協力する心などを涵養する教育機会を提供する。
- 4) 「社会に貢献できる力」を身につけるために
 - スポーツ文化の向上について考える機会を提供する。
 - スポーツの振興に関する知識と情報を提供する。
 - 健康づくりに必要な知識・技術を身につける教育課程を提供する。
 - インターンシップで社会への貢献について考える機会を提供する。
- 5) 「能動的・自立的行動力」を身につけるために
 - 専門領域で修得した知識、技術、態度等を活用して問題を解決する力を身につける機会を提供する。
 - 情報通信技術の活用を含め、必要な情報を収集し、分析する力を身につける機会を提供する。
 - 研究課題を計画し、実施し、まとめ、発表する教育機会を提供する。
 - コミュニケーション能力を修得できる教育課程を提供する。
 - インターンシップで自分の将来について考える機会を提供する。
 - キャリア教育を通じて人生設計について考える機会を提供する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1) AO入試

<アスリート型>

本学体育学部で学びたいという強い意志を有し、全国大会出場以上の成績を有する者、あるいはそれと同等以上の競技力を有する者で、入学後勉学に励むとともに当該競技活動を継続し競技スポーツ分野で活躍が期待できる者。

<自己推薦型>

本学体育学部で学びたいという強い意志を有し、高校在学時の学習成績が優秀で、志望学科の教育内容への高い関心と学修意欲を持ち、入学後も学内外のスポーツに関わる教育活動・研究活動・ボランティア活動において活躍が期待できる者。

<卒業生子女型>

本学体育学部で学びたいという強い意志を有し、本学卒業生の子女で学業に優れ、志望学科の教育内容への高い関心と学修意欲を持ち、入学後も学内外のスポーツに関わる教育活動・研究活動・ボランティア活動において活躍が期待できる者。

(次の能力や適性を身につけた学生を選抜します)

- 学部・学科の特徴を理解し、入学後の学修計画、将来の計画を明確に有する者
- 保健体育について基本的な知識・技能を有している者
- 能動的・自立的行動力を伸ばさせようとする意志・意欲を有している者
- 体育・スポーツに関する基礎的知識を有し、多角的に物事を思考・判断する能力を有している者

2) スポーツ特別AO入試

本学体育学部で学びたいという強い意志を有し、全国大会出場以上の成績を有する者、あるいはそれと同等以上の競技力を有する者で、入学後当該競技活動を継続し、勉学と競技活動を両立させて、大学スポーツ界で活躍が期待できる者。

(次の能力や適性を身につけた学生を選抜します)

- 学部理解、入学後の学修計画、将来の計画を明確に有する者

3) 推薦入試

本学体育学部で学びたいという強い意志を有し、高い競技力を有する者あるいはスポーツ経験が豊富な者で、教育内容に高い関心と理解があり、入学後、学修、課外活動に積極的に取り組むことができる者。

(次の能力や適性を身につけた学生を選抜します)

- 高等学校までの教科等を広く学習し、大学で学ぶための基礎学力を有している者
- 優れた運動能力を有している者（実技重視型）
- 能動的・自立的行動力を伸ばさせようとする意志・意欲を有している者
- スポーツ活動、社会貢献活動に関する経験や意欲を有する者
- 体育、スポーツに関する基礎的知識を有し、多角的に物事を思考・判断する能力を有している者（総合型）
- スポーツを実践し、保健体育について基本的な知識・技能を有している者（総合型）

4) 一般入試

体育学部の教育内容に高い関心と理解があり、入学後、学修、課外活動に積極的に取り組むことができる者。（次の能力や適性を身につけた学生を選抜します）

- 高等学校における教科（国語、英語、数学）を学習し、大学で学ぶための基礎学力を有している者
- 体育・スポーツに関する基礎体力を有している者（体力重視型）
- スポーツを実践し、保健体育について基本的な知識・技能を有している者（学力重視型）

【教育学部】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育学部は、大学所定の単位を取得し、以下の力を修めた学生に学位を授与する。

- 1) 豊かな教養と広い見識
 - 学問を修めるための基礎となる力
 - 多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
 - 社会人としての豊かな教養
- 2) 教職に必要な基礎的・専門的知識と技能
 - 教育に関する幅広い知識
 - 教職に関する基礎的・専門的知識
 - 教育指導に関する専門的な知識と技能
- 3) 児童生徒理解を踏まえた実践的な指導力
 - 授業を計画、実践していくことのできる指導力
 - 学習評価や授業の振り返りを通して不断に授業改善を進める力
 - 児童生徒の発達的特質や課題を理解し、適切に指導できる力
 - 学級経営や生活指導等を的確に実践できる指導力
- 4) 教育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲
 - 児童生徒への教育的愛情と教育への熱意
 - 児童生徒の成長にかかわる教職としての使命感、責任感
 - 自らの指導力の向上に向けて不断に研修に努める態度
 - 教育の新しい動きや課題について意欲的に学び続ける姿勢
- 5) 豊かな人間性と社会性、倫理観
 - 人間についての深い洞察と人権意識
 - 学校組織の一員としての社会性やコミュニケーション能力
 - 高い倫理観と規範意識

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1) 教育内容の構成

教育に関する基礎的・専門的な知識と技能、実践的指導力を体系的に身に付けることができるよう、教職や保健体育等に関する基礎的な知識や能力の習得を目指す基礎科目、教員免許種別に専門的な知識や指導力の育成を図る専門科目、教育実践を通じて学ぶキャリア科目を設置した。これらの学習を通して、知識と技能、実践とを相互に往還させ、必要とされる諸能力や態度等を身に付けることができるカリキュラムとした。

2) 履修順序・配当学年

基礎科目は、学問を修めるための基盤や教職及び保健体育等に関する基礎を身に付けるための科目として主に1・2年次に配当する。専門科目は、教職専門科目、小学校教育コース専門科目、保健体育教育コース専門科目及び共通専門科目で構成し、主に2・3年次に配当する。特別支援教育科目については、両コースの学生が履修できるよう主に2・3年次に配当する。キャリア科目の学校インターンシップは、1年次に動機付けを行い、2・3年次において、学校現場での体験を通じて、教員としての基礎的な力量を身に付けることができるよう配当する。

3) 各科目の設置内容

ア 基礎科目

基礎科目の内容として、幅広く学問の基礎を学ぶ総合教育科目、コミュニケーション能力を育てるコミュニケーション科目、教職の意義や教育の基礎理論を学ぶ教職基礎科目、体育の基礎を学ぶ体育基礎科目、保健基礎科目を設置する。

イ 専門科目

専門科目の内容として、教育職員免許法で規定されている「教育課程及び指導法」に関する科目、「生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目」、「教育実習」「教職実践演習」を教職専門科目として設置する。また、教員免許種別の専門科目として小学校教育コース専門科目・保健体育教育コース専門科目・特別支援教育科目を設置する。さらに、卒業論文指導を含めた専門演習を共通専門科目として設置する。

ウ キャリア科目

実践型教員養成の目的を達成するためには、学校現場での実践経験を積む必要性が欠かせないことから、免許種別ごとの学校インターンシップをキャリア科目として設置する。加えて、教員以外の教育関係、生涯スポーツ分野、公務員等への進路を目指す学生のための科目としてキャリアデザインを設置する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育に対して強い興味と関心を抱き、将来は教育現場、もしくは社会の教育的諸活動の場で活躍したいという強い意欲を持つ学生を受け入れる。具体的には、次の資質を持つ学生を求めている。

- 1) 本学の建学の精神と教育学部の教育目的を理解し、教育学を学ぶ意志・意欲と、教育に対する高い職業意識を有する者。
- 2) 「教育力」「実践力」「人間性」など、教育者として必要な資質向上を常に図ろうとする意志と適性を有する者。
- 3) 一人ひとりの子どものニーズに応え、全ての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育に関して、強い関心を有する者。
- 4) 小学校教育コースは、小学校教育に高い志を持つとともに、身体を動かす楽しさに関しても興味・関心を有する者。
- 5) 保健体育教育コースは、保健体育教育に高い志を持つとともに、アダプテッド・スポーツに関して興味・関心を有する者。
- 6) 特別支援教育課程では、他者を思いやる優しさやさまざまな障害に対応できる強い意志と行動力で、特別支援教育に携わる教員を目指す意欲ある者。

【大学院】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- 1) 博士後期課程にあつては、研究科の定める期間在学して、研究科の教育と研究の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格し、課程を修了することが学位授与の要件である。
- 2) 博士後期課程にあつては、研究者として自立して活動し、また高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけているかどうか、課程修了の基準である。
- 3) 博士前期課程にあつては、研究科の定める期間在学し、研究科が教育と研究の理念や目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得し、課程を修了することが学位授与の要件である。課程修了に当たっては、研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格することも必要である。
- 4) 博士前期課程にあつては、幅広い知識に裏打ちされた専門領域における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の基準である。
- 5) 研究が、高い倫理性と強固な責任感をもって実施され、人類の平和と安寧に貢献できるものとなっているかも、大学院課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

大学院における教育課程編成の方針

- 1) 大学院スポーツ科学研究科は、スポーツ科学専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- 2) 大学院スポーツ科学研究科博士前期課程は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度な専門知識及び能力を修得させるとともに、当該の専攻分野に関連する分野の基礎的教養を涵養するように適切に配慮する。
- 3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する諸課題を解決するために自立して研究を計画・実行・推進するための高度な専門知識及び能力を修得させる。
- 4) 大学院スポーツ科学研究科は、5領域（スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域）と10学問分野（スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学、アダプテッド・スポーツ）を組み合わせ、スポーツ科学の研究・教育の多様なニーズに応える。

大学院における教育課程実施の方針

- 1) 大学院スポーツ科学研究科は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、研究領域×学問分野表に基づく授業科目を充実させ、多様な授業科目の履修から研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行う。また、本研究科の「学位授与の方針」に定めた修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示す。

- 2) 大学院スポーツ科学研究科博士前期課程は、学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、インターンシップなどの授業時間外の多様な学修研究の機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
- 3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、学生の活発な研究活動を促進する立場から、海外研究インターンシップなどの機会を通じ、国際的な見地に立った研究活動に積極的に挑戦させる。
- 4) 大学院スポーツ科学研究科は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。
- 5) 大学院スポーツ科学研究科は、博士前期課程及び博士後期課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

博士前期課程は、総合的な視点からスポーツ現象を分析し評価できるスポーツ科学の知識をもった高度専門職業人と研究者の育成を目的とし、次のような学生を求める。

- 1) スポーツ科学の諸側面とそれらをめぐる諸問題（競技力の向上、ヒトの高齢化と健康の維持、スポーツの価値と社会貢献等）を多角的に研究することを目標に据える学生
- 2) スポーツ事象で発生する個別的な諸現象・問題に対し、スポーツ科学の総合的理解に根ざした分析を通じ、研究や実践の場において貢献しようとする学生
- 3) 多様化するスポーツ・体育とその過程に組み込まれた日本のスポーツ・体育の複雑な様相に関心をもち、多様な文化背景と豊富な経験を備えた学生

博士後期課程は、社会の多様なニーズに応えるために、高度な専門的知識に裏打ちされた斬新な研究を行う人材の育成を目的とし、次のような学生を求める。

- 1) 高度で独創的な研究を行い、優秀な博士論文を執筆し、博士号を取得することを志す学生
- 2) 学会などで研究発表を行い、学術誌・学会誌に論文を投稿し、それぞれの分野でリーダーシップが発揮できる学生

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

本学は、建学の精神「不断の努力により智・徳・体を修め、社会に奉仕する」(資料 1-1)と、学是「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」(資料 1-1)を教育研究の理念とし、「大阪体育大学学則」総則第 1 条～第 3 条に規定するように「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与すること」(資料 1-2)を目的に掲げて、体育学部、教育学部、スポーツ科学研究科並びに図書館、スポーツ局に加え、スポーツ科学センター等の附置施設を設置し(資料 3-1)、教育研究活動に取り組んでいる。

体育学部にはスポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科が設置されている。スポーツ教育学科には「コーチ教育コース」「体育科教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」が、健康・スポーツマネジメント学科には「スポーツマネジメントコース」「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」が設置されている。これらの教育組織とは別に、「一般教育系」「史哲・行動系」「コーチング系」「生理・機能系」の 4 つの研究組織が設置され、専任教員は教育組織にこだわらず研究組織を選択し所属することができる(資料 3-2)。以上の教育組織、研究組織のもとで、「体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材を養成」(資料 1-3)すべく活発な教育研究活動を実践してきた。

教育学部には、「小学校教育コース」並びに「保健体育教育コース」の 2 コース及び「特別支援教育に関する課程」が設置されている。それに応じて専任教員は「教職教養教育」「小学校教育」「保健体育教育」「特別支援教育」のいずれかのグループに配属され、(資料 3-3)、「幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教員を養成」(資料 1-3)すべく活発な教育研究活動を実践してきた。

大学院スポーツ科学研究科には博士前期課程及び後期課程が設置され、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規」(資料 3-4)に基づき選考された教員が、体育学部並びに教育学部と兼担で担当している。スポーツ科学研究科には、10 の学問分野(「スポーツ史・哲学」「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント」「スポーツ心理学」「バイオメカニクス」「教授学(指導方法学)」「スポーツ生理学」「スポーツ医学」「スポーツ栄養学」「アダプテッド・スポーツ」)があり、また研究領域には、「スポーツ文化」「競技スポーツ」「健康スポーツ」「学校体育」「レジャー・レクリエーション」の 5 つがある(資料 3-5)。担当教員は、上記の学問分野と研究領域の組み合わせの内、担当可能な分野に所属して、「体育、スポーツ活動に教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊かな人材を育成」(資料 1-3)すべく活発な教育研究活動を展開している。

さらに本学は「図書館」「スポーツ局」を置き、附置施設として「スポーツ科学センター」「情報処理センター」「社会貢献センター」を、学生支援組織として「学習支援室」「キャリ

ア支援センター」「教職支援センター」を設置している（資料 3-1）。いずれも運営規則を定めて委員会を設置し、本学教員が責任者に就くなどして積極的に運営に携わり、教育研究体制の充実・重層化を図っている。

以上のように、附置施設等を含む本学の全ての教育研究組織は、大学・学部・研究科ごとの理念・目的に沿って適切に設置されている。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、1965（昭和 40）年に体育学部体育学科の単科大学としてスタートして以来、幾度かの改組を重ね、現在の体育学部（スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科）、教育学部（教育学科）、大学院スポーツ科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）と附置施設等をあわせての教育研究体制となった（資料 3-6）。

これらの学部・学科、大学院スポーツ科学研究科及び附置施設等の教育研究組織の適切性については、「大体大ビジョン 2024」（資料 1-18）及び大学第 4 次中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 1-11）等の方針・施策を基に、学部、スポーツ科学研究科、附置施設等ごとに、それぞれの関連部署・委員会で点検・評価、必要に応じて改善に向けての審議が行われている。これらの点検評価結果は中期計画で設定された作業項目ごとに、毎年度末に学長の諮問機関である「大学役員会（構成員は学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長、大学事務局長）」（資料 2-2）への報告が義務付けられている。改善に向けた作業を要する場合は「大学評議会（構成員は学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長、附置施設長、大学事務局長）」（資料 2-3）での審議・承認を経て実行されることになる。また、「大学役員会」は定期的に行われており、教育研究組織の適切性について全学的な視点での迅速な点検・評価・審議が可能である。

また、毎年度末に外部有識者による「外部評価委員会」（資料 3-7）を開催し、大学外部から大学の教育研究組織を含む教育研究活動全般についてその適切性を検証する機会を設けている。

体育学部では、教育研究組織の適切性については、主に「基本問題検討会議」（資料 3-8）、「カリキュラム委員会」（資料 3-9）、「学科連絡会議」（資料 3-10）等で点検・評価が行われている。

教育学部では、教育研究組織の適切性については、定例的に開催される「グループ長会議（学部長・学科長・グループ長で構成）」（資料 3-11）や「カリキュラム委員会」（資料 3-12）、「教務委員会」（資料 3-13）において点検・評価を行っている。適切性の点検・評価についての意見集約は行っているが、問題点に関する改善・向上に関しては、学部設置計画期間終了後に向けた検討を行っている段階である。

大学院スポーツ科学研究科では、「スポーツ科学研究科委員会」（資料 3-14）「スポーツ科学研究科研究教育委員会」（資料 3-15）等を中心に点検・評価が行われている。

図書館、スポーツ局及び附置施設等については、それぞれ附置施設・センター規程及び委員会規程に基づいて本学教員によって運営される中で、組織の目的等との整合性が検証されている。

以上のように、附置施設等を含む本学の教育研究組織の適切性については、定期的に点

検・評価が行われ、その結果に基づいて改善・向上に向けた取り組みが行われている。

3.2. 長所・特色

「大体大ビジョン 2024」と連動した第4次中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」に沿って、大学の教育研究組織の適切性が、各組織内、組織間で検証できる体制が確立されている。

大学外部有識者から大学の教育研究組織を含む教育研究活動全般についての客観的外部評価を受け、適切性を検証する機会を設けていることを今後も継続したい。

教育学部は、学部教員の構成人数（2018（平成30）年度24人）が比較的少なく、さらに4つのグループ（教職課程、小学校教育、保健体育教育、特別支援教員）ごとに意見集約する体制として組織運営を図っているために、意見がまとまりやすく、完成年度後の組織の適切性に関する検討も比較的迅速に対応できている。この点が、長所・特色である。

大学院スポーツ科学研究科は、前述のような定期的な点検・評価を行った結果、10の学問分野と5つの研究領域を組み合わせた教育研究体制を新たに構築し、担当教員の担う教育研究内容を明確にした。これにより、教員間の教育研究の連携を推進しやすく、また大学院進学を希望する学生の進路決定に具体的な情報を提供することができる体制となった。

3.3. 問題点

大学の理念・目的に照らした教育研究組織の設置状況は適切であり、その適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っており、特段大きな問題点があるとはいえない。

大学院スポーツ科学研究科は10の学問分野と5つの研究領域を組み合わせた教育研究体制となっているが、博士後期課程担当教員が不在の学問分野があり、これを今後どのように是正するかを検討する必要がある。

3.4. 全体のまとめ

大阪体育大学の建学の理念・大学の目的に照らして、学部・学科・研究科及び附置施設等の教育研究組織は適切なものであり、その適切性の検証は中期計画に基づきほぼ定期的に行われており、また外部評価も効果的に活用していることから、同基準は概ね充足されていると言える。引き続き定期的に改善・向上に取り組むよう努力を継続したい。

3.5. 根拠資料

- 3-1. 大阪体育大学規程集 組織図
- 3-2. 平成30年度体育学部第1回教授会 資料（研究組織と所属教員）
- 3-3. 教育学部運営組織図
- 3-4. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規
- 3-5. 大阪体育大学スポーツ科学研究科2018パンフレット
- 3-6. 大阪体育大学50年誌Web版 沿革編
- 3-7. 大阪体育大学外部評価委員会規程
- 3-8. 体育学部基本問題検討会議規程

- 3-9. 体育学部カリキュラム委員会規程
- 3-10. 体育学部学科連絡会議規程
- 3-11. 教育学部グループ及びグループ長会議に関する規程
- 3-12. 教育学部カリキュラム委員会規程
- 3-13. 教育学部教務委員会規程
- 3-14. 大阪体育大学スポーツ科学研究科委員会規程
- 3-15. スポーツ科学研究科研究教育委員会規程

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

本学は、建学の精神と、学是を教育研究の理念とし、「大阪体育大学学則」総則第1条に「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化の向上に寄与することを目的とする」（資料1-2）ことを目標に掲げて、教育研究活動に取り組んでいる。

これらの理念・目的に基づき、それぞれの学部、大学院で授与する学位ごとに学位授与方針を定め、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）や「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料1-11）に記載して教職員に周知させるとともに、大学ホームページ（資料2-5）等で広く社会に公開している。

体育学部の学士の学位授与については、学則第23条に「本学に4年以上在学し、第14条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定め、さらに第24条で「学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する。」（資料1-2）と明確に定められている。

体育学部の人材の養成に関する目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第3条（資料1-3）に、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）に定められている。

教育学部の学士の学位授与については、学則第23条に「本学に4年以上在学し、第14条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定め、さらに第24条で「学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する。」（資料1-2）と明確に定められている。

教育学部の人材の養成に関する目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第8条（資料1-3）に、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）に定められている。

スポーツ科学研究科修了者への学位授与については、大学院学則第28条に「博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士前期課程の修了を認める。」第29条には「博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士後期課程の修了を認める。」、第33条に「本大学院の課程を修了した者に対し、修士または博士の学位を授与する。」（資料4-1）と明確に定められている。

※各学部、研究科の人材養成に関する目的は「第1章理念・目的の1.1.現状説明」で、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は「第2章内部質保証の2.6.資料」で詳細が示されているのでここでは重複を避ける。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

本学における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「大阪体育大学

における教育充実のための取組方針」(資料 1-4) に、体育学部、教育学部とスポーツ科学研究科それぞれについて定められており、その方針に基づきカリキュラムが作成され、教育が行われている。

学部・研究科それぞれについての教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」(資料 1-4) や「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成 27 年度～30 年度)」(資料 1-11) に記載して教職員に周知するとともに、大学ホームページ(資料 2-5) 等を通じて広く社会に公開している。

また、授業科目の区分、必修・選択の区別、単位数等については「履修要項」(資料 1-6) に、各教科の到達目標及び修得までの詳細は Web シラバス(資料 4-2) に明示して、ガイダンスにおける説明等を通して学生への周知を図り、あわせて全学生に時間割表を配布している。

体育学部では、2011(平成 23)年 4 月の教授会で、体育学部の教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針が決定され、これを基にカリキュラムが定められ、学部教育が進められている(資料 1-6)。

教育学部では、教育の目標及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、目指す資質や能力を計画的・系統的に実現できるよう教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている。(資料 1-4)

教育学部のカリキュラム・ポリシーは、1) 教育内容の構成、2) 履修順序・配当学年、3) 各科目の設置内容の構成として表している。1) 教育内容の構成は、ディプロマ・ポリシーを実現するための科目設置の考え方と構成について示している。2) 履修順序・配当学年は、目指す資質・能力を計画的・系統的に実現するための科目の配置・履修の方針を示している。3) 各科目の設置内容については、カリキュラムの区分ごとの各科目の構成について方針を示している(資料 1-4)。

スポーツ科学研究科においては、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)(資料 1-4) について、教育課程編成の方針 3 項目、教育課程実施の方針 4 項目を策定し、これらに基づいて教育が推進されている。

しかしながら、現在作成されている教育課程編成の方針は研究科全体で一つであり、授与する学位ごとに定められていない。今後博士前期、後期それぞれの課程における方針を作成し、公表することが課題である。

※各学部、研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、「第 2 章内部質保証の 2.6. 資料」で詳細が示されているのでここでは重複を避ける。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

各学部、大学院の教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)(資料 1-4) に基づいて、それぞれの教育課程が定められている。授業科目の開設状況、体系的編成については以下のとおりである。

体育学部のカリキュラム編成は、体育学の専門性を深めること、及び幅広い教養を身につけ、高い倫理観の下に総合的な判断力や応用・実践力を発揮できる力を養うことを目的とし

て授業科目区分を必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目に区分している。また授業科目には年次配当があり、体系的に学べるようにしている。

教養教育に関しては、1991（平成3）年の大学設置基準の大綱化以降も学部教育の柱の一つと位置づけ、学問を修めるための基盤となる力を養う「基礎教育科目」及び多角的に物事を思考・判断する幅広い学識を養う「一般教育科目」を配置している。専門教育に関しては、順序性をもって専門性を深めるように、「専門基礎科目」から「発展科目」へ、さらに「応用科目」に繋がるように科目を配置している。また専門性を広げるために「関連科目」を配置している。

授業科目の開設と体系的配置について、カリキュラム体系は以下のとおりである。

1) 「教養科目」は豊かな教養を修める科目であり「基礎教育科目」と「一般教育科目」から構成される。「基礎教育科目」として、日本語、統計、外国語、情報処理の領域における読み書きの基盤学力を保障する科目を配置しそれぞれに必修単位を設け、体育学部の初年次全学生に対し履修させている（必修合計8単位以上）。なお、これら科目では習熟度別クラス編成を行い、学習歴に応じた指導をしている。

「一般教育科目」として、人文、社会、自然の各領域それぞれに5から6科目（合計16科目）配置している（各領域4単位、合計12単位以上履修）。4年間を通じて継続的に学習できるよう、配当学年は定められていない。

以上「教養科目」区分から20単位以上履修することを求めている（資料1-6）。

2) 「専門基礎科目」は、体育学部学生全員に共通に必要な専門的な知識・技能を修める科目あり、3、4年次の専門教育につなげる基礎となる科目である。主に1、2年次に配当されている（「体育原論」だけ3年次）。講義科目が13科目、選択必修の「ダンスⅠ」「柔道ⅠA」「剣道ⅠA」を含めて実技11科目及び選択必修実習科目1単位が2学科共通で配置されている（合計42単位履修）。

3) 「発展科目」は、学科共通科目として配置された専門的な知識・技能を修める科目である。2年次履修の学科特性を反映する専門科目（講義5科目・実技3科目）と、3、4年次に履修する演習で構成されている。スポーツ教育学科では合計20単位、健康・スポーツマネジメント学科では合計22単位履修する。

4) 「応用科目」は、3年次に履修する高度な専門的な知識・技能を修める科目である。スポーツ教育学科においては「コーチ教育コース」「体育科教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」より、また、健康・スポーツマネジメント学科においては「スポーツマネジメントコース」「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」より、それぞれいずれか1つのコースを選択して、コースごとに配当された科目を履修する。そして、「発展科目」の演習Ⅰ・Ⅱ（必修）と結びつけることにより、専門性を深めている。合計14単位履修する。

5) 「関連科目」は、主に3、4年次に選択履修する科目である。コースの専門的な学習をさらに幅広く進める科目、教職免許に必要な教職に関する専門科目など、学部又は学科共通の選択科目であり、学際的な講義科目、特色ある講義科目、多彩な実技科目、専門性をより深める実技科目からなる。スポーツ教育学科では講義27科目、実技28科目、健康・スポーツマネジメント学科では講義27科目、実技24科目が配置されている。スポーツ教

育学科では13単位以上、健康スポーツマネジメント学科では11単位以上履修する。

6)「キャリア教育科目」は、キャリア教育の充実のために2015(平成27)年度から新設された区分である。必修科目として2年次配当「キャリアデザインⅠ」(1単位)、選択科目として3年次配当「キャリアデザインⅡ」が配置されている。なお、これら科目は2014(平成26)年度までは卒業所要単位に含まれない「自由科目」に置かれていたものである。

なお、ここまでに記した単位数以外に、1)「教養科目」、5)「関連科目」、6)「キャリア教育科目」から14単位履修して合計124単位の卒業所要単位を満たすことになっている。

7)「教職に関する専門科目」は2015年度より一部科目を1年次配当とし、2010(平成22)年度から設けた「教職実践演習」を含めて11科目設けられている。なお、2015年度より「教師論」「保健体育科教育法A」「保健体育科教育法B」「保健体育科学学習指導論」の4科目8単位が「教職に関する専門科目」区分から「関連科目」区分に移動し卒業所要単位に算入できることになった。

8)「資格関連科目」は、スポーツ関連の資格や衛生管理者免許の資格等に必要科目であり、4科目設けられている。

9)「自由科目」は卒業所要単位には含まれない科目である。1年次のガイダンスを兼ねて行われるフレッシュマンセミナーがある。

学年別の履修単位数(及びコマ数)、最低取得単位は、「履修要項」(資料1-6)のとおりである。卒業所要単位となる「小計」覧をみると、学年が上がるにつれて履修単位数が減少し、4年生ではわずか8単位となる。本学では教員免許を取得する学生が多いので、教員免許取得に必要な教職科目を含めた「合計」覧をみると、1年次から3年次まで43~47単位と平均化されており、4年次は15単位に減少している。

以上のように体育学部の科目構成は、体系性、順次性を重視した構成になっている。また、本学では、入学前の「導入教育」については、AO入学試験等で語学その他の試験を受験してこない学生に対して行う英語、国語及び数学(数学は体育学部のみ)の通信制による指導を実施している(資料4-3)。具体的には、課題を提示し現状の把握をするとともに、そのレベルに応じた取り組みを指示しており、入学後の基礎教育科目である「日本語技法Ⅰ」「英語Ⅰ」「自然科学基礎」の単位認定と連動させ、基礎学力を保証する仕組みにしている。

各授業科目の質的保証については、全学FD委員会、教務委員会が中心となって、シラバス記載内容の統一化と充実を図っており、「試験を含まない15回の授業内容」を義務づけ、Web上でシラバスを公開している(資料4-2)。また、FD委員会、カリキュラム委員会を中心に、カリキュラム編成や教育内容や方法の適切性について継続的に検証を行っている。

教育学部の教育課程は、教育職員免許に係る法令を踏まえるとともに、小学校教育コース、保健体育教育コースとも、「基礎科目」「専門科目」「キャリア科目」を区分として設け、さらに区分ごとに複数科目によるまとまりを設け、計画的な学習を可能する仕組みとしてい

る。

「基礎科目」については、幅広く学問の基礎を学ぶ総合教育科目、コミュニケーション能力を育てるコミュニケーション科目、教職の意義や教育の基礎理論を学ぶ教職基礎科目、体育の基礎を学ぶ体育基礎科目、保健基礎科目を設置している。「専門科目」については、概ね1学年の後期から順次履修する仕組みとなっている。

「キャリア科目」については、学校の体験的な理解を促す目的で学校インターンシップ科目を配置している。さらに、体育大学の特色を踏まえ、小学校教育コースには体育基礎科目を設置し、保健体育教育コースでは、保健体育に関する専門的な知識や技能の習得を可能にする科目を設置している。

これらの教育課程の構成や履修方法等については、履修要項を作成し、学生に説明する機会を設けている。また、個々の科目の内容及び方法については、それぞれシラバスを作成し、大学ホームページを通じて学生に提示すると同時に、公表している。

体育学部と教育学部に対してのカリキュラム・時間割についての満足度は、2017(平成29)年の調査で「特に不満なし」が65.5%で6割以上を占めている。不満内容としては「時間割が重なっている」ので、履修したい科目が選択できない」が17.8%と最も多くなっている(資料4-4)。

スポーツ科学研究科におけるカリキュラム編成は、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を、博士後期課程は社会の多様にニーズに応えるために高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う人材の育成を目的とし共通科目のみを開講し、博士前期課程は共通科目と総合科目に区分し、特に総合科目では学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場からインターンシップ、実験実習を設け、授業時間外の多様な学修研究の機会を通じて諸課題に積極的に挑戦させる機会を提供している。

教育課程編成・実施の方針は、2018年12月の研究科委員会で検討し、2018年12月の第8回大学評議会で教育目標・学位授与の方針に沿って次のように決定した。2018年4月1日に遡り改正施行している。

大学院における教育課程編成の方針

- 1) 大学院スポーツ科学研究科は、スポーツ科学専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開講し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- 2) 大学院スポーツ科学研究科博士前期課程は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度な専門知識及び能力を修得させるとともに、当該の専攻分野に関連する分野の基礎的教養を涵養するように適切に配慮する。
- 3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する諸課題を解決するために自立して研究を計画・実行・推進するための高度な専門知識及び能力を修得させる。
- 4) 大学院スポーツ科学研究科は、5領域(スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域)と10学問分野(スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学、アダプテッド・スポーツ)を組み合わせ、スポーツ科学の研究・教育の多様なニーズに応える。

大学院における教育課程実施の方針

- 1) 大学院スポーツ科学研究科は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、研究領域×学問分野表に基づく授業科目を充実させ、多様な授業科目の履修から研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行う。また、本研究科の「学位授与の方針」に定めた修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示す。
- 2) 大学院スポーツ科学研究科博士前期課程は、学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、インターンシップなどの授業時間外の多様な学修研究の機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
- 3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、学生の活発な研究活動を促進する立場から、海外研究インターンシップなどの機会を通じ、国際的な見地に立った研究活動に積極的に挑戦させる。
- 4) 大学院スポーツ科学研究科は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。
- 5) 大学院スポーツ科学研究科は、博士前期課程及び博士後期課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

博士前期課程の授業科目については、上記の教育課程編成・実施の方針に基づいて定められている（資料 1-7）。新たに大学院担当になった教員の専門性を鑑み、適宜科目を追加するとともに、それぞれの専門領域ごとに必要と思われる科目について研究科委員会の議を経て追加している。また、現在では社会人大学院生が仕事を持ちながら学位を取得できるような取り組みを継続して行っており、必修科目を選択必修とするなど、時間割に縛られないで受講できるような取り組みを行った。また中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得している者で、大学院において教育職員免許法の定める単位を取得した者は、中学校・高等学校教諭専修免許状（保健体育）が取得できる。

博士後期課程においては、これまで、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、教授学（指導方法学）において後期課程の研究指導担当教員がいないことが、教育目標等の実現に大きな課題として残されていたが、2018（平成 30）年度にスポーツマネジメント領域の担当教員が博士後期課程の研究指導教員としての資格を満たしたことから、これまでの課題の一部が解決された。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

本学の教育目標は、学則の第 1 条に「体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」と記されている（資料 1-2）。この目的を達成するために、体育学部と教育学部の 2 学部を設置し、体育学部にはスポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科の 2 学科を設置している。また教育学部には、小学校教育コースと保健体育教育コースを設置している。

また、近年の入学学生の多様化に対応すべく、体育学部、教育学部ともに様々な取り組みを行っている。「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 1-11）

の中で、「学び続ける力と主体的に問題を発見し解決する力を培う教育の充実」を「大体大ビジョン 2024」（資料 1-18）を実現するための重点施策として打ち出している。その内容は以下のとおりである。

1) アクティブラーニングへの取り組みと充実

教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解決を見出していく能動的な学修を行う。具体的な取り組みとしては、アクティブラーニングを意図した授業内容を教員に促すとともに推進し、その実施状況の把握とフィードバックを、教務委員会を中心に進めるものである。

2) 試合等で授業を多く欠席する学生へのサポートの充実

国際試合、海外遠征、日本代表チームの合宿などで授業を多く休まざるをえない学生に対して、ビデオ授業、eラーニングなど、大学として行える支援内容を考える。具体的にはDASH認定アスリートなどに対する学業サポートシステムの構築することで、ビデオ授業やeラーニングのシステム整備のための予算化と実施を計画中である。

3) 自己学習能力の向上

1週間あたりの予習・復習の時間は「0時間」が43%と最も多く、次に「1時間未満」が42.8%であった（資料 4-4）。ここ数年予習・復習の指導やレポート等の課題学習を提示することで改善が見られるが、引き続きカリキュラム委員会やFD委員会を中心に改善の方策を検討中である。

学部、研究科ごとの、学生の学習の活性化、効果的な教育を行うための措置は次のとおりである。

体育学部では、「豊かな教養」の達成をめざして、初年次教育、リメディアル教育の推進に取り組んでいる。具体的には、1年次を中心に大学で学ぶ基礎的な学力を身につけさせるべく、体育学部では、日本語技法、自然科学基礎、情報処理実習、英語を基礎教育科目として位置づけ、徹底した少人数・習熟度別クラスで授業を行っている。

授業における教育の質保証については、単位制度の実質化の観点から、試験日を除いて授業回数15回を厳格にするとともに、各授業科目のシラバスに授業内容、到達目標、予習・復習を含む授業内外の学習内容を明示できるように、シラバス様式の変更を行った。そして、学生が1年次から4年次まで、授業に対する事前及び事後の学習時間を確保できるようにするため、また4年間を通して計画的に学修できるようにするため履修単位数の上限を定めている。

大人数授業に対して教務補佐とTA（ティーチング・アシスタント）制度を導入している。教務補佐は、パワーポイントやビデオ等のセッティングや出欠の管理、資料の作成、レポート等の配布・回収、あるいは学生の授業に対する相談などに応じることで、教員と学生の間にとって、授業の円滑な実施をサポートしている。TAは、「大阪体育大学ティーチング・アシスタント規程（資料 4-5）」に、「大阪体育大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に学部学生に対する教育的補助業務を行わせ、これに対する手当を支給することにより大学院生の処遇の改善に資するとともに、将来教員や研究者等となるためのトレーニングの機会を提供することにより、学部教育におけるきめ細かな指導を実現し、大学教

育の一層の充実を図るため、必要な事項を定めるものとする。」と定められているとおり、学部教育の充実と大学院生のキャリアトレーニングを目的としている。

その他、授業形態では、大規模授業、演習、実技、インターンシップなどを適切に配置している。学外講師を招聘してのセミナー形式の授業の実施をはじめ、社会貢献センターでは、子どもたちや高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動における企画・指導機会の創出、あるいは学外組織・団体の支援活動などを通じた実践教育を展開するなど、幅広い学びの場を用意している。

- 1) アクティブラーニングへの取り組みと充実について、体育学部教務委員会で2017年2月に専任教員に対して実情を尋ねる調査を実施した。68名の専任教員のうち24名から回答が得られた(回収率35.3%)。回答集計結果は資料(資料4-6)のとおりであった。
- 2) 試合等で授業を多く欠席する学生への学業サポートの充実についても2017年2月に同様の調査(資料4-6)を実施した。68名中12名から回答が得られた。同様の検討は2018年4月のスポーツ局開設に向けた準備委員会でも検討され、それをスポーツ局が引き継いで現在検討中である。
- 3) 予習・復習の指導、レポート等の課題学習の充実については、2014年度の学生生活実態調査では、1日の自習時間が「なし」の回答が61.6%であったことから、その方策について2015年度からカリキュラム委員会やFD委員会で検討され、2016(平成28)年度から実施をし、2017年度と同調査では43%まで改善された。

またクラスサイズに関しては、教室収容定員の7割以下になるよう履修者人数制限が行われている。

これらの取り組みは履修科目全体の授業の出席状況の割合にも反映され、「ほぼ100%」が53.8%と「80%以上」の37.8%を合せると91.6%となっている(資料4-4)。また退学・除籍学生の定員に対する割合を見ると2015年度卒業生が9.4%、2016年度卒業生が5.8%、2017年度卒業生が3.8%と減少の傾向を示している(資料4-6)。

教育学部では、授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うために次のような措置を取っている。

まず、各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、各学期の履修登録可能単位の上限を24単位に設定している。また、シラバスにおいて各授業回における「時間外学習」「オフィスアワー」を示し、実際の学修プロセスを具体的に提示し、授業相談・指導を行っている。

シラバスの内容は、必要な項目を網羅している。「授業概要」「到達目標」「授業の進め方」「受講上の注意」「授業計画」「時間外学習」「指定教科書」「成績評価基準」「教員への連絡先」「オフィスアワー」「その他」が記載されており、年度ごとにシラバスの第三者チェックを行い教育の質的向上に取り組んでいる。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法としては、各コースで行われる講義科目はコース定員の70名、55名を原則とし、実技・実験・実習科目は35名を原則とし、授業科目の内容と方法に応じて編成を行っている。3、4年次の専門演習に関しては、10名程度を基本とし、一授業あたりの学生数は概ね適切な規模になっている。

履修指導については、各学年別に各学期冒頭に履修ガイダンスを実施し、必要な情報伝達

を行っている。また、「履修要項・学生ガイドブック」において、各学年の履修のあり方について詳細に文章で指導している。

各学期に、授業の質をより向上させることを目的として、授業評価アンケート調査を行っている。これらは複数免許取得希望者であっても無理の無い履修ができるよう科目配当を行うとともに、履修規程及び履修規程別表、コース及び取得可能免許の種類に応じた履修モデルを示し、ガイダンス等でも説明を加えることで、学生に理解しやすいように配慮している。

シラバスの内容が詳細に記述され、学生は授業の内容や学修のあり方が具体的にイメージできるようになっている。また、シラバス情報がオンラインで提示されているため、学生のアクセスが容易になっている。

小学校教育コース専門科目は、全ての教科の概論、教科教育法を必修とし、豊富な知識、具体的な指導力を身につけることができるようなカリキュラムを組んでいる。

保健体育教育コースの専門科目は、高度な技術習得のみならず、指導法に関しても充実した内容としている。加えて、学校現場で採用されることの多い多様な球技種目への指導ができるようなカリキュラムを組んでいる。さらに、生徒だけでなく、幼児、児童、障がい者等、幅広く対応できるアダプテッド・スポーツに関する講義、実技及び実習を配置している。

特別支援教育の専門科目については、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の領域における心理・生理・病理並びに教育課程・指導法に関する科目を配置し、その他の領域においても幅広い知識の習得ができるように科目を設定することで、免許上必要な科目を配置している。

ただシラバス情報がオンラインで提示されているため、学生のアクセスが容易になっているが、学生のシラバス閲覧率は低いようである。シラバスによって、授業の内容や学修のあり方を把握することの周知、さらに、学習内容の順次性と科目間の関連性を同時に図示化できるカリキュラム・マップを作成し提示することで、学生の学習を活性化することができるのではないかと考える。

スポーツ科学研究科では、通常の学内での授業に加えて、専門の異なる大学や社会人の講師招聘、国際シンポジウムやセミナーの開催など、学問の発展と社会への還元の両面を見据えた活動を展開している。これらの活動は、独創性を持つ人材育成とともに、修了生や体育・スポーツ関係者の活躍の場の拡大につながっている。

また 2018 年より海外研究インターン制度をスタートさせている。これは、海外の大学において研究活動を実施する場合、インターンシップの単位が認められるもので、本学の提携校での実施の場合はさらに渡航費の補助金を受けられるものである。この制度によって、教育課程の実施方針に示されるスポーツ科学に関する正しい世界観を養うとともに、研究活動への動機づけにおいて活性化を目指している。事業は始まったばかりであり、今後の成果が期待される（資料 1-7）。

博士前期課程の学生が執筆した修士論文については、最優秀論文賞及び優秀論文賞を選考し、表彰することによって、学生の研究意欲を向上させ学習を活性化させるようにしている（資料 1-7）。

加えて、学生が学会活動を行う際の経済的な援助については、本学では海外で開催される

学会での発表者には教育後援会から3万円、国内での学会発表者に1万円（前期課程のみ）が支給され、学生の学会活動の活性化に貢献している。また、学生の学会活動に対する経済的支援については、研究科委員会で継続的に議論し、その改善に努めている。

加えて、社会人に対して現職に就いたまま学位を取得する道を開くために、2018年に長期履修制度を導入した。

以上のように、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

本学では、成績評価については、2008（平成20）年度からGPA（Grade Point Average）を導入した。授業科目ごとの成績を5段階（A=4.0、B=3.0、C=2.0、D=1.0、F=0）で評価し、単位あたりの平均値を算出するシステムは、全学生に配布される「履修要項」に明記され（資料1-6）、大学ホームページにも明記されている（資料1-6）。GPAを導入した理由としては、学生個人の学期ごとや一定期間の履修と学修状況が数値化されることによつてきめ細かな学習アドバイスが可能となり、GPAを活用して成績優秀者の決定や履修コースを決定する際の選考基準などに用いることができるからである。本学のGPAでは、公平性を担保するために、演習、習熟度別にクラス分けされる授業などにおいてはGPA対象科目から除外されている。

また、全教員が、評価方法について定期試験・小テスト・レポート・出席状況等の配分をシラバスに明記し、厳格に成績評価と単位認定を行っている。欠席又は不合格学生に対しては、両学部それぞれ追試験・再試験に関する規程を設け、「履修要項」（資料1-6）に明記するとともに、教務委員会及び教授会で厳格に該当者の受験資格の判定を行って、追試験・再試験の機会を与えるなど、きめ細かい学修成果評価を行い、学生の便宜を図っている。

既修得単位の認定については、「入学前の既修得単位の認定に関する内規」（資料1-6）を設け、他大学からの転学者や短期大学卒業者等が本学に編入学した場合に一定数の単位まで認定するなど、適切に対応している。

学士の学位授与については、学則第23条に「本学に4年以上在学し、第14条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定め、さらに第24条で「学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する。」と明確に定めている（資料1-2）。スポーツ科学研究科修了者への学位授与については、大学院学則第28条に「博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士前期課程の修了を認める。」と定め、第29条には「博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士後期課程の修了を認める。」と定めて、第33条に「本大学院の課程を修了した者に対し、修士または博士の学位を授与する。」と明確に定めている（資料1-7）。

これらの学位授与に関する規定に基づいて、各学部の卒業判定教授会を開催し、各学部で定められた卒業要件を満たした者に対し卒業を認定し、学長がそれぞれの学士の学位を授与している。また、博士前期課程・博士後期課程の大学院生に対しても、スポーツ科学研究科

での審議を経て、学長が学位を授与している。これら学位授与手続きは、厳密かつ適切に行われている。

また、本学では、学部・研究科の卒業・修了の要件は、各々の学部・スポーツ科学研究科の「履修要項」によってあらかじめ学生に明示されている。

学部、研究科ごとの、成績評価、単位認定及び学位授与の状況は次のとおりである。

体育学部の授業参加回数に関しては、講義科目で出席の重要性を示しおおむね80%の出席ができない場合は試験を受けることができないとする申し合わせがある（資料1-6）が、授業参加回数に関する扱いは各担当教員に委ねられている。体育実技科目に関しては以下の申し合わせを行っている（資料1-6）。

- 1) 単位修得に必要な出席率は各学期の実施授業数80%以上とする。
- 2) 授業を欠席する場合、欠席理由によっては必要な欠席の手続をする。
- 3) 遅刻、早退、見学は1/2 (0.5) の出席とする。

体育実技科目以外は、出席回数そのものに評価点を割り当てること（出席点）は禁止している。欠席又は不合格学生に対しては、追試験・再試験に関する規程を設け、「履修要項」（資料1-6）に明記するとともに、教務委員会教授会で厳格に該当者の受験資格の判定を行って、追試験・再試験の機会を与えるなど、きめ細かい学修成果評価を行い、学生の便宜を図っている。体育実技についても、やむを得ない理由による出席不足については補講やレポート課題で単位認定を行っている。

体育学部の学位授与については、4年以上在学し、所定の単位を修得した者には卒業資格が与えられる。卒業に必要な単位数の合計は124単位であり、卒業までに必要な最低修得単位数は次のとおりである。基礎教養科目（日本語技法、自然科学基礎、情報処理実習、英語、ドイツ語・中国語）13単位を含む教養科目30単位、実技科目を含む学部共通の「専門基礎科目」41単位、演習（ゼミ）を含む学科共通の「発展科目」22単位、コース別に分けられた「応用科目」14単位、「関連科目」17単位の合計124単位である（資料1-6）。

教育学部では、成績評価及び単位認定を適切に行うために、次のような措置を取っている。まず、単位の認定は成績評価にもとづいて適切に行われている。各科目の成績評価は、定期試験・期末レポートさらに授業への参加状況・小テスト等を加味して行われる。「成績評価基準」についてはシラバスにおいても学生に示され、GPA成績評価制度に基づいて行っている。また、学期ごとに「成績通知書」を保護者に通知している。

期末の定期試験実施に際しては、成績評価の信頼性の担保のために、試験場の設定や試験監督を複数教員配置するなど厳格公正な実施に留意している。

卒業・修了要件については、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-6）に明示している。本学部は第一期生が4年次在学中であり、学位授与のための措置を具体的に実施するための準備を行っているところである。具体的には、いわゆるゼミに相当する3・4年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の各クラスにおいて、各教員の専門分野を生かした研究のあり方について、厳格性と客観性の観点から、教務委員会を中心として議論されているところである。

教育学部の学位授与（卒業）判定は、教授会において厳正に行われている。学位授与判定を行う教授会の開催時点において「単位保留」のために124単位を満たしていない者につい

では、単位認定の期限を設定し、期限までに124単位を満たせば学位を授与することとしている。各科目における単位の認定は各教員に任されている。同一科目を複数コマ開講している場合に、そのコマを複数の教員で分担している場合は、評価基準を統一するよう担当教員に通知している。

学位の審査及び修了認定は、本学の学則（資料1-2）による規定に基づいて厳格に行われる予定である。学位の授与にかかる手続きも、本学の規定にもとづいて責任をもって実施されることになる。「専門演習Ⅱ（卒業論文を含む）」のあり方についての議論が教務委員会で続いているが、2018年度前半には一定の基準を示すことができるよう活発な議論が進んでいるが、本学部は教員の専門分野が多岐にわたり、分野によってその成果物の形式や分量などが異なる。このため、「専門演習Ⅱ（卒業論文を含む）」について、学部全体として統一的な基準を決めることは容易ではなく、どのように客観性を担保するかが課題となっている。

スポーツ科学研究科の成績評価については、シラバスに評価基準を事前に示し、そこで示した方法に沿って適切に実施している。また、成績評価、単位認定については、授業評価制度を導入して、受講生の意見を絶えずフィードバックしながら適切に実施するように努めている。成績評価には、授業内容の理解度、授業において提出される課題や期末のレポート、授業中のディスカッションなどへの関わりなどを総合的に評価して得点化されている。シラバスに「成績の評価基準」の項目が設けられているので、受講生は事前に成績評価の基準を知ることができる。これらの基準によって、成績評価は適切に行われていると言える。また、大学院生は、実験や学会参加、社会人大学院生の勤務の都合などによって授業への出席がままならないことがあるが、そのような際にはレポート課題を与えるなどして単位認定の厳格性と柔軟性を持って対応をしている。

スポーツ科学研究科では、「学位（修士）の申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ」で、「学位（修士）論文の内容の一部が関連学会または研究報告会で発表されていること」と定めている（資料1-7）。この規程に沿って、前期課程では、修了年次に修士論文の進捗状況を関連学会又は研究会において中間報告の形で発表した後に、学内で実施される修士論文発表会を経て修士論文として提出される。修士論文の審査にあたっては、指導教員が主査となり、副査2名の教員によって口頭試問を行っている。その後、大学院研究科委員会において修了認定の審査が適切に行われている。

後期課程では、課程3年次10月末日までに博士論文の提出を受けて博士委員会から指名された後期博士課程の担当教員によって、博士論文に係る書類審査が行われている。適切な審査を経て博士論文の受理が決定される。博士論文の審査にあたっては、指導教員を主査として、他2名の副査を担当する教員が決定され、研究科委員会で承認された後、博士論文の審査が行われる。博士論文の公開発表会の後に、指導教員が主査となり、副査2名の教員によって口頭試問が行われている。その結果を博士委員会で審議して承認した後に、研究科長より研究科委員会において博士号の授与が決定されたことを報告している。

満期退学者については単位修得退学後、3年以内の論文提出を可能としていたが、2010年に単位修得満期退学者は満期退学後の年数に関わらず再入学し、所定の研究指導を受け、博士論文を提出できる規程改正を行った。また、後期課程においては、指導教員の指導を受けて、博士論文の審査を受けるための条件が満たされていれば、審査を受けて博士号の学位

を取得できるシステムも定めている。博士論文の予備審査を経て博士論文の受理が決定された後に、課程博士の審査と同様な手順で審査が行われる。

以上の論文審査は、「大阪体育大学大学院学位規程」「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科修士及び博士の学位審査取扱要綱」「複数の筆頭者による論文を関連論文として認めるための条件に関する申し合わせ」「学位（博士）申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ」によって規定されている（資料 1-7）。学位授与はこれらの規程に沿って厳正に行われている。

以上のように、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われている。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

本学では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、体育学部、教育学部でそれぞれ5つの力、スポーツ科学研究科で5つの要件を定めている（資料 1-4）。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示されたそれぞれの力、要件がどれだけ身についたかを可視化し、学習の成果を適切に把握、評価することに努めなければならない。しかし現状としては、役員会（自己点検評価委員で構成）での学習成果の可視化、把握、評価についての情報収集作業がようやく途に就いたところである。

以下は、学部、研究科別の学習成果把握に向けての取り組み状況である。成績評価と単位認定、各科目の学習成果の把握にとどまる部分も多く、全学的な「学習成果の可視化」についての議論・対応を急がなければならない。

体育学部では、GPAの活用、評価法の明示、追試験・再試験の機会の付与など、厳格かつきめ細やかに成績評価と単位認定を行っている。各科目で求める学習成果については授業担当者がシラバスで明示し、その成果が得られたかどうかに関しては、4.1.5. で述べたとおりの成績評価、単位認定を行うことにより各科目担当者が把握している。学部全体としての学習成果の把握は、GPAの学部平均値の推移をとおして推測する方法がある。GPAの学部平均値は、2015年度 2.26、2016年度 2.27、2017年度 2.31 と少しずつ高まっている傾向である。また履修科目全体の授業内容の理解度では、「まあまあ理解できている」が 58.0%、「ほぼ理解できている」が 26.4%で、これを合せると 84.4%の学生が「授業を理解できている」と回答していることもその裏づけとなる（資料 4-4）。就職率も学習成果の一つを捉えることができるが、2015年度 99.2%、2016年度 96.4%、2017年度 96.4%と減少傾向にありながらも高い水準を維持していることは成果と考えることができる（資料 2-5）。

教育学部では、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を次のように設定している。

学習状況や学習成果を把握及び評価するための方法として、「大学生基礎力調査」や「コース別GPA」「入試別GPA」など、教育学部の学生の学習状況を把握するための調査を行い、教育学部全教員で組織している初等プロジェクト研究（2016～2018年度）において、調査結果の分析を進めている。ちなみにGPAの学部平均値は、2015年度 2.70、2016年度 2.67、2017年度 2.55 と減少傾向を示しているが、その要因については調査結果を待つしか

ない。ただ、2018年度教員採用試験状況（2019年度採用）（資料4-7）をみると、123名の受験者に対して44名の合格者を出していることは、一定の成果と評価することができる。

卒業生、就職先への意見聴取は、本学部は第一期生が4年次在学中であるため実施していないが、在学生対象のキャリア支援センター面談の他、教員採用試験に向けての基礎的情報収集が必要と考え、教育学部独自の調査について検討しているところである。

多彩な専門分野を擁する本学部の教員組織を教職、小学校、保健体育、特別支援というグループで構造化し、学部運営及び学生指導を行っているのが特徴といえる。

一方で、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-6）で示されているコース及び取得可能免許の種類に応じた履修モデルでは、科目を学習していく順序や科目と科目の内容の関連性が理解できない。そのため、学習内容の順次性と科目間の関連性を同時に図示化できるカリキュラム・マップの作成が必要である。教員と学習者の双方が、可視化されたカリキュラムを共有することにより学士課程教育全体を俯瞰することが可能になるため、教育・学習効果が上がると考えられる。

スポーツ科学研究科の成績評価は、授業内容の理解度、授業において提出される課題や期末のレポート、授業中のディスカッションなどへの関わりなどを総合的に評価して得点化されている。シラバスに「成績の評価基準」の項目が設けられているので、受講生は事前に成績評価の基準を知ることができる。これらの基準によって、成績評価は適切に行われていると言える。また、実験や学会参加、社会人大学院生の勤務の都合などによって授業への出席がままならないことがあるが、そのような際にはレポート課題を与えるなどして単位認定の厳格性と柔軟性を持って対応をしている。学生の学習成果を研究科教員で確認する方法として、修士論文発表会、博士論文発表会を開催し、論文指導教員以外の教員の質疑応答を実施することによって、修了生の学習成果を研究科担当教員全体で把握し、研究・学習成果の質を担保する役割を果たしている。また、優秀論文賞の評価の過程を通して、修了生の学習成果の評価という役割も果たしている。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

4年に一度の「大阪体育大学の中期の目標と計画」（資料1-11）策定に連動して、学部、研究科それぞれに設置されているカリキュラム委員会において、カリキュラム検討・見直し作業がなされている。その作業を通じて教育課程、その内容、方法について点検・評価がなされ、改善・向上に向けた取り組みが行われている。教育学部については、2015年度に新設された学部であるため、2018年度までの設置期間中は原則として教育課程の変更を行うことができないことになっている。

また、FD委員会による授業評価や、GPAデータの集計結果のフィードバック等を、カリキュラム改善、向上のための基礎的データとして活用している。

以下は、学部、研究科別の教育課程と内容、方法について点検・評価、改善・向上に向けた取り組み状況である。

体育学部では、カリキュラム委員会による定期的なカリキュラムの点検・見直し作業などを通して、教育成果の検証と改善に取り組んでいる。体育学部では2010年度から取り組み

を行って、教育成果の検証を 2015 年度にカリキュラム改定し、改善につなげ現在に至っている。

教育成果についての「定期的な検証」に関しては、FD委員会が大きな役割を担っている。FD委員会は、「大阪体育大学FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」（資料 4-8）に、1）学生の授業への関心を高める方策に関する事項、2）教員の教育力を高める方策に関する事項、3）教員の研究活動の充実方策に関する事項、4）授業評価の結果を反映させる方策に関する事項、5）カリキュラム運用に関する事項、6）その他教育・研究の充実に関する事項、について審議すると定められている。

FD委員会の教育成果の定期的な検証の取り組みの一つに、毎学期、専任教員、非常勤講師の担当する実技も含めた全ての授業に対して行う「授業評価アンケート調査」があり、実施率は専任、非常勤合わせて 2017 年前期 88%、後期 87.7%、2018 年前期 84.4%であり、高い実施率を示しているが、今後 100%の実施率に近づけるよう教員の協力を促す必要がある。アンケートによる学生の授業評価結果は担当教員に通知され、教員は授業改善に活用するとともに、それに対するリフレクションペーパーを提出する。学生は、教員から提出されたリフレクションペーパーを大学ポータルサイトで閲覧できる（資料 4-9）。このように本学は、授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックして教育内容や方法の改善につなげている。その他にも、FD委員会は、規程に基づいて教育内容や方法等の改善を図るための講演会・研修会の開催、また、学生委員会と連携した「学生生活実態調査」（資料 4-4）など様々な取り組みを通して、大学全体の授業の改善に取り組んでいる。

また、中期計画に沿い定期的な点検を行っている。その点検・評価を示す資料が「初年次基礎教育科目に関する調査」である（資料 4-10）。この資料は担当者に結果が示され、それを参照した改善・向上に向けた取り組みは、各担当教員に委ねられている。なお、各教員がどのような改善・向上に取り組んだかを把握する方策は講じられていない。履修科目全体の授業内容の理解状況の調査（資料 4-4）では、「多少困難である」「ほとんど理解できていない」と回答した学生が 14.7%であった。その理由として「自分の学力が不十分である」が 52.8%、「授業内容が高度すぎて理解できない科目が多い」が 30.0%、「大学での学習方法がわからない」が 29.7%であった（資料 4-4）。これらの学生に対しては基礎学力の充実支援を目的として学習支援室を設け、個別指導を行っている。

教育学部は、2015 年度に新設された学部であるため、2018 年度までの設置期間中は原則として教育課程の変更を行うことができないことになっている。そのため、2015 年度以降は、年次進行で実施される教育課程の実施上の課題を把握し、2019（平成 31）年度以降の教育課程の改善に向けた資料を得る取り組みを進めた。具体的には、カリキュラム委員会において、各科目の実施に伴う諸課題の把握と改善方策の検討を進めてきた。科目の学年配置と履修順序の妥当性、環境の変化に伴って新たに追加すべき教育内容の検討等を課題として検討を進めてきた。2018 年度においてとりまとめが行われ、2019 年度以降の教育課程の見直しに具体化される予定である。

また、授業の改善については、FD委員会を中心に授業評価を行い、各教員へのフィードバックを行っている。学生の学習状況については、GPAのデータの集計結果を学年ごとに教員で共有し、全体的な傾向の把握と教育指導の改善に役立てるための機会を設けている。

スポーツ科学研究科では、2010 年から授業評価を実施し、授業における教育成果の検証に

役立てている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公表され、大学院担当教員によって共有されて、教育内容や方法などの改善計画に役立てている。ただ受講生の数が少ないことから、詳細な質問項目が設定されておらず、授業全体について質問を行っている程度であり、今後の検討課題である。また、大学院担当教員の増減にあわせて開講科目の見直しを行っている。2013（平成25）年度には「スポーツマネジメント実践論特論」「スポーツスポンサーシップ論特論」の2科目を、カリキュラム充実の視点から追加するなど、カリキュラム内容の点検・評価に努めている。

以上のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

4.2. 長所・特色

学部、研究科ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、それらに基づき教育課程を適切に編成し、各課程にふさわしい授業科目を開設し、効果的に教育を展開している。成績評価、単位認定、学位授与も適切に行っている。

各学部、研究科の長所・特色は以下である。

体育学部では、

- 1) 入学前導入教育、リメディアル教育の推進、少人数・習熟度別クラスなど、充実した基礎教育科目の授業が実施され、専門科目や就職活動のための基礎学力を保証する仕組みが整っている。基礎学力の充実支援を目的として学習支援室を設け個別指導を行っているが、これらはキャリア支援にもつながり、高い就職率を支える取り組みとなっている。
- 2) 教務補佐とTA（ティーチング・アシスタント）制度が導入され、効果的な教育を行うための措置として機能している。

教育学部では

- 1) 多彩な専門分野を擁する本学部の教員組織を教職、小学校、保健体育、特別支援というグループで構造化し、学部運営及び学生指導を行っているのが特徴といえる。小学校教育コース、保健体育教育コースの両コースとも複数の教員免許状の取得を可能としている。また、講義科目及び実習科目として「学校インターンシップ」を設け、早期からの学校教育の理解を促すカリキュラムとし、特別支援教育に関する科目を両コースの共通履修科目として設置し、特別の配慮が必要な児童生徒への教育指導の在り方やインクルーシブ教育等についての基礎的な理解を図っている。体育大学としての特色を生かし、小学校教育コースにおいても体育基礎科目を履修する仕組みを設けている。これらの取り組みは、2018年度教員採用試験状況（2019年度採用）に反映され、123名の受験者に対して44名の合格者が出て、その内訳は小学校、中学校、特別支援であった（資料4-7）。
- 2) 1・2学年においてクラス担任制度と同時に、クラスを単位とした「クラスアクティビティ」を設け、大学での学習への理解や適応を促したり、学生相互の交流を深めるための活動を行っている。

スポーツ科学研究科では、

- 1) 社会人大学院生が仕事を持ちながら学位を取得できるような取り組みを継続して行っており、必修科目を選択必修とするなど、時間割に縛られないで受講できるような取り組み

を行った。また中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得している者で、大学院において教育職員免許法の定める単位を取得した者は、中学校・高等学校教諭専修免許状（保健体育）が取得できる（資料1-7）。

- 2) 2018年より海外研究インターン制度をスタートさせている。これは、海外の大学において研究活動を実施する場合、インターンシップの単位が認められるもので、本学の提携校での実施の場合はさらに渡航費の補助金が受けられるものである。この制度によって、教育課程の実施方針に示されるスポーツ科学に関する正しい世界観を養うとともに、研究活動への動機づけにおいて活性化を目指している。事業は始まったばかりであり、今後の成果が期待される。

4.3. 問題点

学位授与方針に明示された要件についての学習成果を適切に把握、評価するために、全学的な「学習成果の可視化」についての議論・対応を急がなければならない。

各学部、研究科それぞれの問題点は以下である。

体育学部では、

- 1) 科目数の多さ、時間割の重なりなどから、学生の科目選択の自由度が低い。
- 2) 学生の予習・復習の時間が短く、「自己学習能力の向上」に努めなければならない。
- 3) 授業評価に基づく授業改善・向上に向けた取り組み、学習成果の適切な把握など、教員個々に任されている状況が見られる。更なる情報交換、意識の共有が望まれる。

教育学部では、

- 1) 選択科目の少なさ、時間割の重なりなどから、学生の科目選択の自由度が低い。
- 2) 学生の予習・復習の時間が短く、自発的・主体的な学習に課題がある。
- 3) シラバスによって、授業の内容や学修のあり方を把握する必要があるが学生のシラバス閲覧率は低い。「履修要項・学生ガイドブック」で示されているコース及び取得可能免許の種類に応じた履修モデルでは、科目を学習していく順序や科目と科目の内容の関連性が理解できない。そのため、学習内容の順次性と科目間の関連性を同時に図示化できるカリキュラム・マップの作成など、学士課程教育全体を俯瞰できるように努めなければならない。

スポーツ科学研究科では、

- 1) 大学院における現在作成されている教育課程編成の方針は、研究科全体で一つであり、授与する学位ごとに定められているとは言えない。今後修士・博士それぞれの課程における方針を作成し、公表することが課題である。
- 2) 博士後期課程においては、これまで領域によって研究指導担当教員がいない状況が指摘されていた。2018年度に一部領域で課題が解決されたが、今後は他の分野における研究指導担当教員の配置を検討する必要がある。
- 3) 2010年から授業評価を実施し、授業における教育成果の検証に役立っている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公表され、大学院担当教員によって共有されて、教育内容や方法などの改善計画に役立っている。ただ受講生の数が少ないことから、詳細な質問項目が設定されておらず、授業全体について質問を行っている程度である。今後の検討課題である。

4.4. 全体のまとめ

- 1) 学部、研究科において、それぞれ学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。
- 2) 学部、研究科において、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。
- 3) 学部、研究科それぞれにおいて、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置を講じ、成績評価、単位認定、学位授与を適切に行っている。
- 4) 学位授与方針に示した学習成果の把握、評価作業を全学的に早急に進めなければならない。
- 5) 上記1)～4)の項目について、さらに点検・評価を重ね、適切な運営、課題の改善に努めなければならない。

4.5. 根拠資料

- 4-1. 大阪体育大学大学院学則
- 4-2. Web シラバス
- 4-3. 入学前指導
- 4-4. 学生生活実態調査 (2017)
- 4-5. 大阪体育大学ティーチング・アシスタント規程
- 4-6. 体育学部教務委員会調査結果 (2017.2)
- 4-7. 教育学部教授会資料 (2018.11)
- 4-8. 大阪体育大学FD委員会規程
- 4-9. 大学ポータルサイト
- 4-10. 初年次基礎教育科目に関する調査 (2018.7.10)

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

建学の精神と学是に基づき、本学の目的として「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い見識を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与すること」を学則上で明示している（資料1-2）。

これを踏まえ、体育学部、教育学部、大学院スポーツ科学研究科の人材養成の目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料1-3）にそれぞれ明記されている。体育学部は第3条に「体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成を目的とする」、教育学部は第8条に「幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教員の養成を目的とする」、大学院は第10条に「体育、スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊かな人材を育成することにより、体育、スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定めている。

これら人材養成の目的を受けて、体育学部、教育学部、大学院スポーツ科学研究科（前期課程、後期課程別に）それぞれの「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」が、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-4）に明記されている（第2章内部質保証の2.6.資料に詳述）。

「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、ホームページ上でも明示し（資料5-1）、オープンキャンパス、学内外で実施している保護者説明会や入試相談会においても説明をしている。

各学部や研究科に入学するために修得しておくべき知識や能力、その基準等については、本学が実施する各種入試制度において定め、「学生募集要項」（資料5-2、5-3）等に明示している。また、障がいのある学生の受け入れ方針については、「学生募集要項」で必要なサポートについて受験時の個別相談を求めている。

以上の学生の受け入れ方針にかかわる事項は、学部と研究科に設置された入試委員会及び入試実施部会が検討・確認・検証し、学部教授会と研究科委員会で審議している。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の募集は、本学における学習、課外活動、学生生活、就職状況等を広く受験生に伝えるため、大学案内、学生募集要項、入試相談会、オープンキャンパス、学内見学会、大学ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）など様々な媒体を通して情報提供を行っている。さらに、教員による教育実習校訪問や高校スポーツ競技大会訪問において大学案内と入試要項を用いた説明等を行っている。また、本学クラブ活動見学や練習参加も本学を理解する機会となっている。

入学者選抜に関しては、本学の建学の精神、基本方針、各学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて学生を受け入れるため、一般入試、推薦入試、AO入試など特色ある入学者選抜制度を設けるとともに、公正かつ適切な選抜を行っている。また、スポーツ科学研究科においても入学者受入れの方針に基づいて学生を受け入れるため、学内選抜、一般選抜、スポーツ選抜、社会人選抜、外国人選抜により公正かつ適切な選抜を行っている。

入試に関する委員会としては、各学部、研究科に、入試に関する重要事項を審議する入試委員会が設置されている。また、入学試験ごとに入試実施部会が設置されて、当該年度の入試実施に関する事項を審議している（資料5-4）。入試問題の作成は、入試実施部会において入学試験ごとに入試問題作成委員会が組織され、それぞれの入試における学科試験の内容、実技・面接試験の採点方法などについて、あらかじめ確認をしている。

入学者選抜方法の適切性の確保は、以下のようになっている。

- 1) 試験科目は、学生募集要項で示し、入試ガイド（資料5-6）や大学ホームページ等で公表している。
- 2) 合格者の判定は、入試委員会で判定資料に基づいて厳密に審議し、教授会に報告される。判定資料は氏名を除いた形で作成され、各試験科目の総合点により上位から順に合格を出しており、判定の公平性は確保されている。
- 3) 種目別の実技試験においては、あらかじめ採点基準を定め、種目間に得点のばらつきが生じないように努めている。体力プロフィールテストでは、受験生の種目選択の判断資料とするため、あらかじめ種目ごとの得点基準を入試ガイド、ホームページ等に公表し、またテスト時に結果を受験生にも知らせることで公平性、透明性を確保している。
- 4) 面接試験、論文試験の採点は複数教員で行い、また、あらかじめ統一した判定基準を確認し、文章として明示することで、試験官によって得点に差異が出ないように努めている。
- 5) 入試問題は、入学試験終了後、問題・解答集を発行し、学外への公表を行っている（資料5-5）。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

両学部とも、教員数や施設の状況に鑑み、教育の質を十分に保障できる定員を設定している。そして、各入試方法での目標定員及び入学手続き率を勘案し、適切な合格者を算出している。2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の過去3年間平均の入学者定員比率は、体育学部が1.09倍、健康福祉学部が1.15倍である。2017年度の教育学部が1.33倍となり、入学者数が定員に比して多くなったが、入学後に各科目のクラス数を増加するなど適切な対応をした。

スポーツ科学研究科においても、教員数や施設の状況に鑑み、教育の質を十分に保障できる定員を設定している。そして、収容定員数に対して適切な入学者数と在学者数を受け入れ、管理している。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017年1月に学生募集戦略会議が本格始動し、2020（令和2）年度入試以降の学部入試制度が検討された。そのプロセスにおいて、同会議において学生募集及び入学者選抜実施における公正さと適正さについて検討され、大学評議会にて各学部の選抜制度の確認を行っている。また、各学部において学部長を委員長とし、入試実施部会、関連部署からの委員で構成する入試委員会を設置し、また、個々の入試実施においては、各入試部会で入試実施後毎回検証を行っている。各学部の教授会、研究科委員会においても定期的な検証、議論がなされている。

5.2. 長所・特色

各学部とスポーツ科学研究科それぞれの入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入試制度で、学生募集と入学者選抜を行ってきており、入学後の教育に繋がっている。

学部の入試は、学生募集戦略会議において大学全体としての学生募集の在り方と選抜方法について議論され、2020年度入試から新しい入試制度での実施が決まっている。

5.3. 問題点

新しい入試制度による新入生を迎えるにあたり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを入試の視点から再度確認・検証しながら、今後の入試を進めていく必要がある。

研究科では学内選抜を始めたが全体的に志願者数が伸びていない。学生募集とともに学部・学科の改革も併せて検討することが望まれる。

5.4. 全体のまとめ

学生の受け入れ方針に基づいた入学者選抜を公正に実施している。在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しており、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

2020年度入試から学部入試において新入試制度による入学者選抜が実施される。2015年度から部分的に準備・導入が進められているが、検証作業と並行させながら取り組んでいきたい。

大学院においても継続的な改革への取り組みが求められる。

5.5. 根拠資料

- 5-1. 大学ホームページ 「アドミッション・ポリシー」
- 5-2. 学生募集要項 体育学部・教育学部
- 5-3. 学生募集要項 大学院
- 5-4. 大阪体育大学体育学部入試委員会規程・入試委員会部会規程
- 5-5. 大阪体育大学 入試問題と解答
- 5-6. 大阪体育大学 入試ガイド

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学として求める教員像の設定

・専門分野に関する能力等

○教員組織の編制に関する方針（連携のあり方等）の適切な明示

大阪体育大学の教育の目的は、「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び健康福祉に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」と示されている（資料1-2、第1条）。学部・研究科の教育の目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料1-3）及び「大阪体育大学における教育研究充実のための取組方針」（資料1-4）に定められている。これに基づき、大学として求める教員像は、「大阪体育大学学則」第4条（資料1-2）に、教授ほか各職位の教員に求める使命と役割として、明示されている。また、専門分野に関する能力は、採用・昇任時における各職位の選考基準（資料6-1、第3～7条）、経験年数（教育・研究・指導歴）の基準及び業績の基準（資料6-2）として、明示されている。

大学院の教育の目的は、「体育・スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識・技能をもった専門家を養成するとともに、自立・率先して教育研究活動を推進することの出来る、創造性豊かな人材を育成することにより、体育・スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定められている（資料4-1、第1条）。これに基づき、スポーツ科学研究科として求める教員像（専門分野に関する能力）は、大阪体育大学の教授、准教授、専任講師（博士後期課程研究指導担当者を除く）が、博士後期課程研究指導担当者、博士後期課程講義担当者、博士前期課程担当者のそれぞれを兼担する場合の審査基準（資料6-3）、教育経験及び業績の基準として明示されている（資料6-4）。

教員組織の編制方針は学部・研究科で異なる。

体育学部では教育組織と研究組織が異なる。教育組織の編制方針については、2012（平成24）年の人事審査会議で、次の方針が決定され、教授会で報告されている（資料6-5）。

- 1) 教員定員は65名とする（他学部閉鎖に伴う教員を受け入れたので、実質66名）
- 2) コース教育を基盤とした人事配置モデルが必要である
- 3) 各コース学生10人に1人の教員の確保を原則とする
- 4) 教養科目担当者9名、教職科目担当者2名を目安とする

現在も、この原則で人事が進められている。しかし、学部の募集定員が当時の480人から、2017（平成29）年度より520人に増えているので、再検討が必要である。研究組織は、一般教育系、史哲・行動系、コーチング系、生理・機能系の4つの系から成り、研究組織における所属教員の一覧（編制方針）が毎年、4月の教授会で確認されている（資料6-6）。

教育学部における教員組織の編制方針は、教員の養成を目的としていることから、教員免許に関する法令及び基準によることを基本としている。教育課程が小学校教育コース、保健

体育教育コース及び特別支援教育に関する課程によって編制されていることを受け、専任教員を、教職教養教育グループ、小学校教育グループ、保健体育教育グループ、特別支援教育グループの4つのグループに編制・配置している（資料3-3）。

スポーツ科学研究科における教員組織の編制方針は、教員の専門を5領域（スポーツ文化、競技スポーツ、健康スポーツ、学校体育、レジャー・レクリエーション）に、各領域をさらに10学問分野（スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、アダプテッド・スポーツ、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）に分類し、教員の所属する専門分類表（5領域×10学問分野）として公開されている（資料3-5、6-7）。これらの公開は、教員配置のバランスに関する検証と、受験生による指導教員の選択を容易にしている。

本学では、大学全体、学部及びスポーツ科学研究科において、大学評議会、教授会、研究科委員会及び全学・学部・スポーツ科学研究科の入学、教務、学生の学修・生活、就職、管理運営に関わる教員組織が設置され、教育及び管理運営に関わる体制が整備されている。教授会及び研究科委員会の下に基本問題検討会議、自己点検・評価委員会、人事委員会、予算委員会及び教育研究に関わる各種委員会が設置され（資料3-3、3-1）、教授会及び研究科委員会と各委員会との連携や教員間の連絡調整が図られている。また、両学部・スポーツ科学研究科にまたがる諸課題については、大学評議会で審議・決定する仕組みをとっている（資料2-3）。

以上のように、求める教員像及び教員組織の編制方針が定められている。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点
○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
○適切な教員組織編制のための措置
・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
・学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
・教員の授業担当負担への適切な配慮
・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
○学士課程における教養教育の運営体制

本学の専任教員数は2018（平成30）年現在、教授38名（体育学部25名、教育学部13名）、准教授32名（体育学部23名、教育学部9名）、講師15名（体育学部13名、教育学部2名）、助教（体育学部）1名の合計86名（体育学部62名、教育学部24名）であり（資料6-8、6-9）、文部科学省令大学設置基準上必要な教員数を満たしている。体育学部においては2011（平成23）年に、教員1人当たりの目標学生数を32.0人と設定した（資料1-10 p54）が、現在は33.5人である。これは、2017年度より定員数を480人から520人に増員したことと、教員公募の不調や予期せぬ退職のために教員数が本来より4名少ないことが原因である。2019（平成31）年度で予定している教員数66人になれば、教員1人当たり学生数

は31.5人となり、目標値以内となる。教育学部は人事基本計画プロジェクトにおいて、2019年度以降の教員数は20人と決定されており、教員1人当たり学生数は25.0人となる。両学部とも教育研究の目的の達成に相応しい教員数が確保される見込みである。

スポーツ科学研究科の教員数は、2018年現在、後期研究指導担当教員が8名（前期課程と兼務）、後期講義担当教員が4名（前期課程と兼務）、前期課程担当教員が31名であり、「大学院設置基準」第9条に基づく研究指導教員の数は4名であり、研究指導補助教員数と合わせて8名以上であることから、本大学院では教員数に関する基準を満たしている。また、博士後期研究指導担当教員にはそれぞれ助手が1名配置され、教育や研究指導の補助を行っている（資料6-10）。

適切な教員組織編制のための措置は学部・研究科ごとに講じられている。体育学部、教育学部には教授会、カリキュラム委員会、教務委員会、人事委員会、人事審査会議が、スポーツ科学研究科には研究科委員会、研究教育委員会、人事委員会が設置され（資料3-1）、授業科目と担当教員の適合性等が判断されている。その判断材料として、教員個人調書（「履歴書」「教育研究業績集」）の追記を毎年行っている。

体育学部において、教員の年齢構成は、61歳以上が6名（9.7%）、51～60歳が19名（30.6%）、41～50歳が23名（37.1%）、31～40歳が13名（21.0%）、20歳台が1名（1.6%）であり（資料6-11）、バランスがとれている。女性教員は12名で、全教員に占める割合は19.4%となり、改善が進みつつある。また、外国籍を有する教員は1名である。教員の授業担当負担を考慮したゼミの標準学生数は10人であるが、教員構成計画（資料6-12）から考えると、コースに所属する専門教員1人当たり学生数（ゼミの学生数）は、3年次で見ると、2018年度はスポーツ教育学科において11.0人、2019年度は健康・スポーツマネジメント学科において11.2人と、いずれも適正とは言えない。しかし、2020（令和2）年度には両学科とも10人以下となり（資料6-13）、適正人数となる。研究組織は、学科や教育組織に関わらない4つの系から成り、各系の教員数は一般教育系が9名、史哲・行動系が18名、コーチング系が15名、生理・機能系が20名である（資料6-6）。教育組織にとらわれない自由度の高い研究環境を整えている。

教育学部においては、2015（平成27）年度の学部設置において、設置基準及び教育課程の認定基準に適合すると同時に、より専門的な教育研究を進めることができるよう教授を多く採用したため、年齢構成は60歳台以上の比率が高くなっている（資料6-9）。教員の男・女の人数比は19名・5名となっている。専門演習の担当学生数は、3学年の専門演習Ⅰは10名、4学年の専門演習Ⅱは6名を原則として配当している。

完成年度である2018年度以降、カリキュラムの改善も合わせて教員編制の検討と見直しを行う予定である。また、教科教育法及び指導法、教育実習等の科目の担当については、実務経験を有する教員を配置している。①において記した4つの教育グループの設置とともに行き届いた教育が推進できるように工夫するなど、学位課程の目的に即した教員配置を行っている。

スポーツ科学研究科における教員の年齢構成は、61～70歳が9名（31.0%）、51～60歳が11名（37.9%）、41～50歳が6名（13.8%）、36～40歳が5名（17.2%）であり、概ね年齢構成のバランスがとれている（資料6-14）。博士後期課程の研究指導と教育は、先に述べたように後期研究指導担当教員8名と講義（特講）担当教員4名が担当している。現在の大き

な課題は、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、教授学（指導方法学）において後期課程の研究指導担当教員がいないことである。博士前期課程の研究指導と教育は、前期担当教員 31 名、教育学部教員 1 名、非常勤講師 5 名が担当している。

学士課程における教養教育については、全学的な組織は存在しない。体育学部には、標準教員数 66 名に対し、教養教育の教員が 9 名（英語 2 人、国語 1 人、数学 2 人、哲学 2 人、経済 1 人、心理 1 人）、教職教育の教員が 2 名であり、適正な教員配置が行われている。教育学部においては、小学校教育コース及び保健体育教育コースの基礎科目として配置し、主に非常勤講師が担当している。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続に関する規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の適切な実施

大阪体育大学ではディプロマ・ポリシー及びその実現のためのカリキュラム・ポリシーに基づき、学部・大学院ごとのカリキュラムを設定し実施している。このカリキュラムの円滑な実施と教育目標の実現のために、専任教員及び非常勤講師等の配置を行っている。カリキュラムの実施に必要な教員の確保に関して、全学的な観点から計画を策定する組織として人事基本計画プロジェクトが置かれている。特に学部間の調整が必要な人事については、このプロジェクトで審議し計画が策定される。

両学部において、教員の募集、採用については、原則として公募により実施している。公募の手続きについては、「大阪体育大学教育職員の公募に関する申し合わせ事項」（資料 6-15）に基づいて進められ、選考は「大阪体育大学教育職員選考規程」（資料 6-1）に則り、学長の定める基本計画に基づいて実施される。大学院スポーツ科学研究科では、大学院専任の教員は採用せず、学部教員との兼担で教育・研究の業務を行っている。

昇任に関しては、「教育職員選考に関する申し合わせ事項」（資料 6-2）、「教育職員選考における経験年数及び業績についての運用基準」（資料 6-16）に基づいて、それぞれの職階に求められる経験年数及び業績を厳正に評価して行われている。

体育学部・教育学部とも、教員の退職及び転出による補充、あるいは教育課程の拡充による増員等によって教員の採用が必要になると、以下のような手続きで行われる。

教員募集は学部長（人事委員長）が学長と相談の上発案し、人事委員会（学部長ほか選挙で選出された委員で構成）が規程等（資料 6-1、6-15）に沿って募集原案を協議・作成する。これらの規程には職位ごとの選考基準、教育経験年数、業績資料の設定と手続きが明記されている。募集原案を人事審査会議（学部長及び専任の教授で構成）で審議・承認の後、公募を原則として教員募集が進められる。

採用候補者の選考は、人事審査会議が定めた 5 名によって構成される「人事選考委員会」（資料 6-17）により進められる。体育学部について人事選考委員は 5 名であるが、そのうち 2 名を非当該学科から選出する（資料 6-17）ことによって、採用人事における学部全体のバランスを保持している。応募者の選考作業は、1 次選考（書類審査）において、採用分野に

ついでに応募者の適否を慎重に審査して、複数の推薦候補者を選ぶ。2次選考では、これらの候補者について、面接と模擬授業やプレゼンテーションを課す。審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により認否が決定される。採用については、5年間の任用期間を定めることを原則としているが（資料6-18）、採用3年目から任期のつかない専任教員への移行審査を受けることができる（資料6-19）。

専任教員の昇任に関わる審査は、当該教員の申告を原則とし、体育学部の場合は学科長が、教育学部の場合は学部長が人事委員会に具申、人事委員会が「大阪体育大学教育職員選考規程」及び「教育職員選考に関する申し合わせ事項」に定める資格要件を満たしていることを認めれば、人事審査会議に提案、人事審査会議が「大阪体育大学人事選考委員会規程」に則り定めた「人事選考委員会」により審査が進められる。人事の審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により採否が決定される。

以上のように、本学における教員の募集、採用、昇任については、定められた基準と手続きに基づいて、適正かつ厳正に実施されている。

なお、教育学部については、2015～2018年度の期間における専任教育の採用や昇任、担当科目の変更は、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（AC教員審査）が必要とされている。2015～2017年度の期間において、3名の教員が講師から准教授への昇任に係る教員資格審査を受け、いずれも准教授に昇任した。

大学院スポーツ科学研究科独自の教員採用は原則として実施していないが、学部の教員採用時に、修士の学位を有する者などの公募条件を付記するなど、学部と連携して募集、採用を行っている。博士後期課程研究指導担当者、博士後期課程講義担当者、博士前期課程担当者のそれぞれについては、審査基準に則って審査され、適任と認められた者が担当する（資料6-3、6-4）。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育及び研究等にかかる資質向上については、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料1-11）において、「教育力」「研究力」「社会貢献力」の項目を掲げるとともに、それぞれの項目について重点施策を定め、年度ごとに実施状況を検証してきた。

まず、FD活動については、副学長ほかで構成する大阪体育大学FD委員会を設置している（資料4-8）。この委員会では、FD（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み）の全体的な方針に関する事項や、全学的なFDの推進に関する事項、スポーツ科学研究科、教育学部、体育学部のFDの進捗に関する事項等について審議することとされている。この規程を受け、学生による授業アンケート及びその結果の活用を内容とする全学授業評価規程を定めている（資料6-20）。さらに、教員の研修については、大阪体育大学教育研修規程を定め、各学部のFD委員会が教育研修を行う仕組みをとっている（資料6-21）。これらの規程を受け、体育学部、教育学部ともFD委員会規程（資料6-22）及びF

D委員会授業評価実施部会規程（資料 6-23）、授業評価規程（資料 6-24）を定め、これらの規程に基づき授業評価及び研修を計画的・組織的に実施している。授業評価アンケートは年 1 回以上実施され、その結果は担当教員及び該当科目受講学生にフィードバックされる。また、授業評価アンケートの結果が一定の基準に満たない場合、授業改善報告書の提出を求める仕組みをとっている。

研究にかかる資質向上については、体育学部・教育学部に「在外研究員規程」「海外研究出張規程」「海外スポーツ出張規程」「内地留学規程内規」「国内研修内規」（資料 6-25）を定め、研究・研修を通じて資質向上を図る機会を設けている。なお、公正な研究活動を推進するために「大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（資料 6-26）を定め、研究者の責務を定めるとともに、統括管理責任者の下、研究倫理教育の推進や公正な研究を確保するための体制を設けている。

社会活動については、全学及び体育学部・教育学部に国際・地域交流委員会（資料 6-27）を置き、国際・地域交流の企画や実施について審議することとされている。海外の大学との交流、自治体や公的団体との連携、地域のスポーツ振興や健康増進その他に関する多彩な活動が展開され、大学の社会貢献に資するとともに教員の資質向上にも寄与している。

教員の教育・研究等の活動に係る業績評価については、昇任審査に際しては実施されているが、定期的な実施は行っていない。現在、総合評価制度検討委員会を設置して（資料 3-1）、評価の在り方について検討している。

大学院スポーツ科学研究科では、2010（平成 22）年から授業評価を実施し、授業における教育成果の検証に役立っている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公表されることによって大学院担当教員が共有し、教育内容や方法などの改善計画に役立っている。また、大学院担当教員の増減にあわせて開講科目の見直しを行っている。2018 年度にはカリキュラム充実の視点から、博士前期課程において「スポーツ社会学」「アダプテッド・スポーツ科学特論」「球技パフォーマンス分析特論」の 3 科目を、博士後期課程において「スポーツリーダーシップ論特論」の 1 科目を追加し、カリキュラム内容の点検・評価、充実に努めている（資料 1-7）。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学院、両学部において、「自己点検・評価報告書」作成時、各年度に、教員組織の適切性について点検・評価を行っている。研究科長、学部長、学科長、各種委員会構成員の任期は 2 年である。退職や採用による教員の交代があるため、毎年 4 月の研究科委員会、両学部の教授会において、教育組織及び研究組織の所属教員、各種委員会の構成員の一覧表（資料 3-1）が配布され、確認されている。

大学院では、スポーツマネジメント分野における博士後期課程研究指導担当教員が長らく不在であったが、博士後期課程講義担当教員であった 1 名が、2018 年度より博士後期課程研

究指導担当者として採用された（資料 3-5、6-28、6-29）。また、教員の定年による退職により 2017 年度に不在となったアダプテッド・スポーツ分野における博士前期課程修士論文指導担当者を教育学部より 1 名採用した（資料 3-5、6-29）。体育学部では、長期的な視野に立った根本的な問題については、学科長から教授会に提案があり、人事委員会やカリキュラム委員会で検討し、対応している。教育学部では、教職課程委員会は全学委員会の部会組織の位置づけであったが、教育学部における教職支援体制の独自性を踏まえ、学部の組織として位置づけを明確にした。

以上のように、教員組織の適切性について毎年、点検・評価と改善・向上に向けた取り組みが行われている。

6.2. 長所・特色

大学院では、スポーツ科学研究科担当教員の全員が体育学部教員を兼担していることから、体育学部での活動を基盤に、研究・教育・地域貢献の面で、研鑽を行っている。研究費については、学部研究費のほかにスポーツ科学研究科独自の研究教育予算を配分している（資料 6-30）。また、海外学術交流・総合研究事業予算（特別予算）を活用し（資料 6-30）、教員の資質向上を図っている。教員の専門を 5 領域に分類し、各領域をさらに 10 学問分野に分け、これを学内外へ公表している（資料 3-5、6-7）。

体育学部では、専門教育の教員は 2 学科 6 コースのいずれかに所属して、そのコースの専門演習（ゼミ）を担当することによって、コースでの専門的教育内容と学生がゼミで行う研究内容との一体化が図られている。研究組織を教育組織とは異なる観点で編制することによって、より自由な発想で研究が行える環境が整っている。

教育学部では、教員養成の目標をよりよく実現できるよう、教育学及び関連諸科学に関する専門性を備えた教員と共に、教育実践にかかわる専門性を備えた教員を配置編制し、相互に連携した教育活動を行っている。

6.3. 問題点

大学院においては、2018 年現在、後期研究指導担当教員は 8 名であるが、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、アダプテッド・スポーツ、教授学（指導方法学）分野の担当者がいない（資料 3-5）。これらの分野は、国内における人材自体が少ないという現状に加えて、本学では研究科独自の教員採用を原則として実施していないという事情がある。学部人事と連携してこの問題の解決を図るとともに、現存の博士前期課程担当者の中から博士後期課程研究指導担当教員を採用できるよう、研究活動を一層、活性化させる必要がある。

体育学部においては、健康・スポーツマネジメント学科における専門教育の教員数は、学科定員の増加を踏まえ、さらに検討する必要がある。体育学部の教員採用では、コースの専門性と実技の専門性の両方を満たさなければならないという難しさが生ずる場合がある。採用は原則 5 年任期（3 年目より任期のつかない専任教員の審査を受けることができる）の公募制であるが、適切な人材確保のために、任期を付けない専任教員の採用制度も必要であると思われる。

教育学部においては、学部の設置基準及び課程認定の基準を踏まえながら、教員に求められる能力像、専門性の具体的な在り方をさらに検討する必要がある。学生の学力の一層の向

上を図るとともに、グローバル化への対応、ICT環境への対応等の課題に対応可能な教員の力量形成や確保・配置の在り方について、今後さらに検討する必要がある。

6.4. 全体のまとめ

大学院、両学部において、教員組織の適切性について毎年、点検・評価と改善・向上に向けた取り組みが行われている。

大学院では、教員の専門を5領域に分類し、各領域をさらに10学問分野に分け、これを学内外へ公表することによって、受験生が指導教員を選択しやすいように配慮しているが、スポーツ科学研究科独自の教員採用は原則として実施していないため、後期研究指導担当教員が不在の学問分野、研究領域がある(資料6-7)。しかしながら、現存の博士後期課程講義担当者からスポーツマネジメント分野の博士後期課程研究指導担当教員を養成し、2018年度より配置(資料6-28、6-29)し、また、不在となったアダプテッド・スポーツ分野における博士前期課程修士論文指導担当者を教育学部より1名採用(資料3-5、6-29)するなど、教員組織の改善・向上に努めている。

両学部では、教員組織の編成に関する方針を明示し、それを適切に実行している。教員の募集・採用・昇任については、職位ごとに選考基準と手続きに関する規程が整備され、それに基づいて適切かつ厳格に実施されている。

6.5. 根拠資料

- 6-1. 大阪体育大学教育職員選考規程
- 6-2. 教育職員選考に関する申し合わせ事項
- 6-3. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準
- 6-4. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ
- 6-5. 平成24年度体育学部第8回教授会 資料(コース教育と所属教員モデル)
- 6-6. 平成30年度体育学部第1回教授会 資料(研究組織と所属教員)
- 6-7. 大阪体育大学ホームページ 「大学院」
- 6-8. 平成30年度体育学部第1回教授会 資料(教育組織と所属教員)
- 6-9. 教育学部教員の年齢
- 6-10. 大学院助手雇用基準
- 6-11. 内部資料 教員の年齢
- 6-12. 平成30年度体育学部人事委員会(9月3日) 資料(教員構成計画)
- 6-13. 作成資料 3年生におけるゼミ学生数
- 6-14. 大学院事務室資料
- 6-15. 大阪体育大学教育職員の公募に関する申し合わせ事項
- 6-16. 教育職員選考における経験年数及び業績についての運用基準
- 6-17. 大阪体育大学人事選考委員会規程
- 6-18. 大阪体育大学教育職員の任期に関する規則
- 6-19. 任期付採用教員の(任期のつかない)専任教員への移行審査に関する申し合わせ事項
- 6-20. 大阪体育大学授業評価規程
- 6-21. 大阪体育大学教育研修規程

- 6-22. 体育学部FD委員会規程、教育学部FD委員会規程
- 6-23. 体育学部FD委員会授業評価実施部会規程、教育学部FD委員会授業評価実施部会規程
- 6-24. 体育学部授業評価規程、教育学部授業評価規程
- 6-25. 体育学部在外研究員規程、海外研究出張規程、海外スポーツ出張規程、内地留学規程内規、国内研修内規／教育学部在外研究員規程、海外研究出張規程、海外スポーツ出張規程、内地留学規程内規、国内研修内規
- 6-26. 大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程
- 6-27. 大阪体育大学国際・地域交流委員会規程、大阪体育大学体育学部国際・地域交流委員会規程、大阪体育大学教育学部国際・地域交流委員会規程
- 6-28. 平成 29 年度(2017 年度)第 12 回研究科委員会資料
- 6-29. 平成 30 年度(2018 年度)第 1 回研究科委員会資料
- 6-30. 平成 30 年度(2018 年度)第 2 回研究科委員会資料

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

本学では学生が学習に専念し安定した学生生活を送ることができるよう「学生が学習や研究活動、スポーツ活動に専念し、安定した学生生活を送ることができるようにする。」という方針を定めている。さらに、1) 学生の学習支援に取り組む、2) 経済状態が不安定な学生に対して安定させるための配慮を行う、3) 学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮を行う、4) 課外活動への支援を充実する、5) 進路選択への支援体制を整備する、という5つの具体的目標を設定し、年度当初の教授会で周知している(資料7-1)。

また、事務担当部門においても、教授会での周知を受けて方針と目標を確認し、大学事務局で定めた行動指針を基盤に教学部として「合理的な組織作りへの意識改変」「多様化する学生への適切な対応」を目標とし、学生の支援に当たっている。

上記の方針を基に目標達成のための具体的方策を協議する委員会として、全学教務委員会(資料7-2)と全学学生委員会(資料7-3)を設置し、さらに体育学部に教務委員会(資料7-4)と学生委員会(資料7-5)、教育学部に教務委員会(資料3-13)を置き学生への学修支援に当たっている。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

本学の学生支援は、全学教務委員会と全学学生委員会の2つの全学的な委員会を中心にした体制によって行われている。全学教務委員会では、教育課程の運営、授業計画や定期試験、学籍、そのほか教務に関する事項を取扱い、全学学生委員会では、学生の福利・厚生、奨学金、課外活動、障がい学生支援、学友会、その他学生生活に関する事項を取り扱っている。学生の生活等をより迅速に支援するため、2016(平成28)年度に各学部で共通する学生支援事項について一括して協議、決定できるよう全学学生委員会を設置した。この支援体制の改善により、全学的な学生支援に関しては全学委員会で協議、決定し、各学部のきめ細かな支援については各学部で対応、協議できるようになり、迅速な学生支援が可能となった。大学院スポーツ科学研究科では、学生への修学支援に対して、スポーツ科学研究科担当教員で構成されるスポーツ科学研究科委員会のもと、学生の研究及び教育に関する事項を審議する研究教育委員会、学生の福利・厚生、奨学金、進路等の学生生活全般にわたる事項を審議する学生委員会が組織されている(資料7-6)。また、研究助手制度を採用し、各博士後期課程論文担当教員に1名の研究助手が配置され、学生の研究活動のサポート等を行っている。

さらに、キャリア支援委員会、キャリア支援部、教職支援センター、学生相談室運営審議会、学生相談室、スポーツカウンセリングルーム、ハラスメントの防止等専門委員会、学習支援運営委員会、学習支援室、社会貢献センター運営委員会、大阪体育大学診療所等の様々な委員会や附置施設と相互に連携しながら学生支援が適切に行われるように体制を整備している(資料3-1)。

また、学生生活実態調査(資料4-4)を毎年実施し、学生たちの生活の実態や要望、履修

の状況等を把握することを通して、より適切な学生支援が行えるよう努めている。

以下に、学生支援の現状として、1) 新年度オリエンテーション、2) クラス担任制、3) 履修に関する支援、4) 補習・補充教育、5) 課外活動の支援、6) 奨学金等の経済的支援、7) 障がいのある学生に対する修学支援、8) 学生の生活・安全に関する支援、9) 学生への心身の健康に関する支援、10) ハラスメントの防止、11) キャリア支援の項目別に述べることとする。

1) 新年度オリエンテーション

新入生及び新年度オリエンテーションでは、履修方法、資格取得、学生生活、奨学金、キャリア支援、安全指導等に関して丁寧に説明し、今後の修学に見通しを持てるよう、安心・安全な学生生活が送れるよう、大学生活や新年度の円滑なスタートを支援している。健康・スポーツマネジメント学科では、新入生オリエンテーションの一部として宿泊研修を実施し、学生と教員、学生同士などの人間関係を形成しやすい環境を整えている。教育学部では、特に、教員免許取得について関連した履修やインターンシップ、教育実習について入念なガイダンスを行っている。

2) クラス担任制

体育学部と教育学部ともに1・2年次においては16～20名程度のクラス担任制をしき、3・4年次はゼミ担当教員が担任となり、一人一人の学生にきめ細かな配慮と指導が可能な体制をとっている。担任は学生生活全般における相談役であり、修学支援、生活支援、進路支援などを行っている。大阪体育大学教育後援会の支援制度を利用しクラス活動を実施することで、クラスの学生間、担任と学生の交流を深めている。教育学部ではクラス担任制を有効に機能させるために、1・2年生でクラスアクティビティの時間を通年にわたって設定し、学生主体によるスポーツ交流大会、図書館の利活用促進、履修の在り方、教員採用試験への対応等について活用され、学生生活が円滑に進むような取り組みを実践している。

3) 履修に関する支援

本学の修学に関しては、「学科履修規程」(資料1-6)を設け、1年間に取得できる単位数の上限を体育学部、教育学部ともに48単位に定めて、適切に管理をしている。また、大阪体育大学学則第38条第6号に「当該年度に履修した授業科目につき15単位以上を修得できない者は、除籍する。」との規程を設けて、学習の不足する学生に厳しく対応してきたが体育学部は2013(平成25)年度入学生から次のとおり改訂し、修学に向けてよりきめ細かく対応することとした。

<1年次生についての取扱い>

ア) 1年次終了時に15単位未修得の場合、教務委員会が当該学生を呼び出し、「除籍警告」を行う(警告の際、3年次への進級条件の説明を含めた指導を行う)。同時に保証人あてに「除籍警告書」を送付する。

イ) 学生からは、本人と保証人連署の「誓約書」の提出を求める。

ウ) 呼び出しや「誓約書」提出に応じない場合は、学則の規定に則り除籍手続を進める。

<2年次生についての取扱い>

ア) 1年次生と同様に上記ア)、イ)、ウ)のとおり取扱う。

イ) 3年次への進級条件を設定し、進級の可否判断を行う。具体的には、「2年次終了時に30単位以上を修得している」こととする(誓約書が提出されていても、30単位以上修得していなければ3年次への進級はできない)。

ウ) 3年次のコース・ゼミ選択は全員を対象に行う。

エ) 前期成績により進級条件クリアが厳しいことが予想される学生には、教務委員会が面接指導を行う。

<3年次生についての取扱い>

ア) 1年次生と同様に上記ア)、イ)、ウ)のとおり取扱う。

<4年次生についての取扱い>

ア) 15単位未修得による除籍規定の適用は、原則として行わない。

大学院スポーツ科学研究科では、大学院事務室が、授業科目の履修、試験、成績、学籍、証明書等を含めた学修全般に関する事項を取り扱っている。休・退学等の学籍関係については、大学院事務室が担当窓口となり、学生の休・退学等の状況把握に努めている(資料7-7)。

4) 補習・補充教育

修学上問題がある学生のサポートについては、GPAによる成績状況の把握に加えて、「出席状況調査」や「修得単位調査」を通して修学上問題がある学生をできるだけ早期に発見し、クラス・ゼミ担任からの呼び出しや電話連絡を行って、相談・指導を行えるよう努めている。また、成績を保護者に郵送で通知することで、保護者とも一体となった対応ができる体制をとっている。

補習・補充教育に関する支援体制については、本学は、「大阪体育大学学習支援室規程」(資料7-8)に基づき、学生の基礎学力及び学士力の向上を目的とし、2009(平成21)年10月より学習支援室を設置し、学習支援と教育改善に関する組織的取り組みを実施している。学習支援室の開室時間は、9時から17時15分までであり、その間、本学非常勤講師である6名の主任とチューターが曜日・時限ごとに分担を決め業務を担当している。利用者は週におよそ300人から400人である。学習支援室の業務には、主として、1)基礎学力向上の取り組みと、2)学力上位層への学習支援の二つがある。1)基礎学力向上の取り組みとしては、ア)課題送付と対面型授業を織り交ぜた新入生対象の入学前指導、イ)習熟度別クラス編成のためのプレースメントテストの実施、ウ)英語の補習授業受講(週70人程度)、エ)基礎教養科目に関わる個別指導利用(週100人程度)などがある。また、2)学力上位層への学習支援としては、ア)日本語アカデミックライティング力の向上指導利用(週2名程度)、イ)大学院進学希望者のための英語指導利用(週1~5名程度)、ウ)公務員試験対策講座受講(週100名程度)、エ)教員採用試験や公務員試験のための個別指導利用(週50名程度)などを行っている。

なお、体育学部における退学者、休学者、留年者(2018(平成30)年5月1日現在)は次のとおりである。2011(平成23)年度生は入学530名に対し退学・除籍36名(6.7%)、休学中1名(0.2%)、留年22名(4.2%)、卒業493名(93.0%)。2012(平成24)年度生が入学498名に対し退学・除籍47名(9.4%)、休学中0名、留年29名(5.8%)、卒業448名(90%)。2013年度生は、入学516名に対し退学・除籍30名(5.8%)、休学中2名(0.4%)、留年22名(4.2%)、卒業479名(92.8%)。2014(平成26)年度

生では、入学 504 名に対して、退学・除籍 19 名 (3.8%)、休学中 3 名 (0.6%)、留年 (休学による留年も含む) 24 名 (4.8%)、卒業 471 名 (93.5%) となっている。

現在、在学中の学生については、2015 (平成 27) 年度生は入学 515 名に対して、退学・除籍 19 名 (3.7%)、休学中 6 名 (1.1%)、留年 (休学による留年も含む) 2 名 (0.4%)、2016 年度生は入学 524 名に対し、退学・除籍 13 名 (2.5%)、休学中 4 名 (0.8%)、留年 0 名。2017 (平成 29) 年度生は入学 571 名に対し、退学・除籍 11 名 (1.9%)、休学中 3 名 (0.5%) となっている。

以上のように体育学部においては、退学・除籍者の比率が 6.7%から 3.8%に半減していることから学習支援室による補習・補充教育が効果を上げているといえる。

教育学部における退学者、休学者 (2018 年 5 月 1 日現在) は次のとおりである。2015 年度生においては、入学 128 名に対して、退学・除籍 7 名 (5.5%)、休学 3 名 (2.3%)。2016 年度生は入学 137 名に対して、退学・除籍 1 名 (0.7%)、休学 0 名、2017 年度生は入学 167 名に対して、退学・除籍 1 名 (0.6%)、休学 0 名となっている。

以上のように教育学部においても、開設初年度から毎年、退学・除籍者は減少しており、学習支援室による補習・補充教育が効果を上げているといえる。

5) 課外活動の支援

体育系大学である本学は、課外活動も大学教育の重要な柱として位置づけている。2018 年度の大学公認のクラブ活動は 35 団体、同好会は 5 団体の合計 40 団体で、これらの団体に参加している学生の加入率 (2018 年 5 月現在) は、体育学部では 84%、教育学部では 73%、全学で 82%と他大学と比べて高い。そのため各クラブの指導教員が、スポーツ局、競技力向上委員会、学生委員会、学習支援センター、教学部の学生支援担当等と連携を取り合いながら、クラブ所属学生の修学指導を進めている。

全ての課外活動部は学友会に所属し、学友会は「大阪体育大学学友会会則」(資料 7-9) に則って運営されている。会長は会員 (学生) から選出され、基本的には学生の自主的な自治組織として運営されている。運営の助言や指導は、学生委員会学友会部会が行っている。全ての課外活動部には専任教員を部長とすることが義務づけられており、あらゆる段階で教職員の指導や助言が受けられる体制となっている。定例の会議の他、年に一度、学友会役員、クラブ主将・主務、クラス (ゼミ) 代表者などと、学長や教職員がリーダー研修会を通じて、意見交換を行っている。また、運動部活動の重要性に関する全学的な認識から強化指定クラブを定め、その種目を専門とする専任教員が指導・強化に当たっている。更に、今年度より課外活動 (入試・強化方針・予算関連) に関する事案は運動部強化センターではなく、スポーツ局が全体を統括し、各クラブ関係者 (教員・部長監督・コーチ) と連携を取り運営に当たっている。

学生生活や競技生活をサポートするため、学生相談室とスポーツカウンセリングルームを開設し、開室時間、担当カウンセラーを掲示物等で明示している。カウンセラーの情報や年間相談件数等も大学ホームページなどで示し、相談しやすい環境を整えている。

6) 奨学金等の経済的支援

本学の学生が利用できる奨学金は、日本学生支援機構や各自治体などの学外奨学金と、本学が設けた学内奨学金の 2 種類に分けられる。学内奨学金は、入学試験の成績優秀者と 2 年次生以上の成績優秀者を対象とした「学業成績優秀者奨学金」、家計急変者に対する

「緊急奨学金（貸与）」、スポーツ優秀者に対する「スポーツ奨学金」と、大学院生を対象とした「研究奨学金」である。2018年の奨学金受給者は、学外奨学金が1730名、学内奨学金が136名となっている。その他、授業料の納や延納納付を認めている。

各種奨学金の取扱い事務は教学部学生支援担当が行っており、学内奨学金については「大阪体育大学奨学金支給要項」（資料7-10）「大阪体育大学緊急奨学金規程」（資料7-11）を基に、受給者の決定をしている。スポーツ科学研究科では、大学院学生委員会で審議して各種奨学生を決定している。「研究奨学金」は「大学院研究奨学金制度の選考基準」（資料7-12）に則って、学業成績と研究能力の優れた学生に月5万円（返還義務なし）を支給するもので、2018年度においては、博士前期課程で各学年5名、博士後期課程では各学年3名に支給されている。日本学生支援機構、学外の財団などによる学外の奨学金制度も活用されている。また、国内・外の学会等での研究発表活動に対して、経費を補助する制度も設けている。

7) 障がいのある学生に対する修学支援

本学には、スポーツに関心を持つ障がいのある学生が毎年のように入学している。本学は、これら学生の修学を支援するため、「障がい学生支援委員会」（資料7-13）を設置している。具体的な取り組みとしては、施設のバリアフリー化の推進、ノートテイク講習会の実施、有償ボランティア制度の創設等の取り組みを行っている。その他、発達障害をはじめメンタル面や家庭環境に問題を抱えている学生に対しては、教務委員会や学生委員会、学生支援担当部署が学生相談室・カウンセリングルームと連携して対応している。

さらに本年度は、学生が相互に人格と個性を尊重し豊かな学生生活をおくることができるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能に障がいのある学生に合理的配慮に基づく支援を行うよう基本方針を定め公開した（資料7-14）。その基本方針に基づき、障がい学生支援委員会を中心に、入試、修学、生活、キャリア支援等に関する全学的な体制整備に取り組んでいる。

8) 学生の生活・安全に関する支援

本学では通学にバイクを利用する学生が60%、自動車を利用する学生が10%（資料4-4）と非常に多く、学生の欠かせない移動手段となっている。そのため、死亡や重傷等の大きな事故はなかったものの、軽微な事故が頻発し、交通違反も多い状況が続いていた。そのため、2015年度より学生の懲戒に関する基準を改定し交通違反等の罰則を明確化した。さらに、マナーアップキャンペーンを前期と後期開始時に行い、朝の交通安全指導を充実させるとともに、警察署による交通安全指導講習を年間4回開催し、バイクや自家用車利用の学生全員の参加を義務づけている。

また、年度初めのオリエンテーションにおいて、交通安全講習のほか、消費者金融、悪徳商法、SNS等のネットの安全な活用に関する講習、救命救急法講習を実施している。教育学部では、前期と後期の終了時において、クラス担任やゼミ担任を通してクラスアクティビティ及び専門演習の時間等を活用し、学生委員会から交通安全マナーの向上や安全への配慮等について繰り返し指導を行っている。

9) 学生への心身の健康に関する支援

学生の身体の健康に関して、毎年4月はじめのオリエンテーション実施時期に健康診断

が実施され、全学生の健康状態について把握がなされている。同時に、全学生を対象に体力テストが実施され、4年間の体力変化が追跡されている。その結果は、大学紀要に報告されるとともに、教育活動やクラブ活動に生かされている。

また、本学では学内に診療所があり、疾病や傷害の診断・治療を受けることが可能である。診療所の運営は、法人が法人規程の中に「大阪体育大学診療所規程」（資料 7-15）を設け、大学と協力して運営に当たっている。

教育実習、介護体験等実習に取り組む学生たちは麻疹等感染症の抗体検査が義務づけられているが、健康診断や診療所が対応しており、大きな役割を果たしている。

学生が教育研究活動中に被った傷害については「学生教育研究災害傷害保険」で対応しており、保険対象外の傷害は大阪体育大学教育後援会（資料 7-16）が助成している。

本学はスポーツ科学センター規程（資料 7-17）に基づき、スポーツ科学センターに S C（ストレングス&コンディショニング）ルーム、アスレティックトレーニングルームを設置、専属の S C トレーナーやアスレティックトレーナーが常時配置されて、スポーツに取り組む多くの学生たちの相談や指導に応じ、学生トレーナーの養成にも当たっており大きな役割を果たしている。

学生の心の健康、精神的な健康を維持していくために、学生相談室・スポーツカウンセリングルームを設置し学生たちへの支援を行っている（資料 7-18）。インテーカーや学内教員を含む 6 名のカウンセラーが、月曜日から土曜日まで交代で終日入室して学生の相談に応じている。主な活動内容は、1）相談活動（関連機関との連携の強化、週 6 日開室）、2）スクリーニングテストの実施、重篤事例の早期発見、3）教育・啓発活動（新入生に対するガイダンス、教育セミナー）、4）実践活動（競技力向上のためのチームへのサポート）、5）調査・研究活動（学生の精神健康度に関する理解）である。相談件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化・深刻化の傾向にあり、年度末に実施している学生相談室運営審議会には学長をはじめ学部長や学科長、教学部長など多数が出席し、そこでの活動報告や議論を通じた点検・評価を基に、本学における心の健康に関わる学生支援の在り方が検討されている。

10) ハラスメントの防止

本学は、「大阪体育大学ハラスメントの防止等に関する規程」（資料 7-19）の中で、ハラスメントの防止及び排除のための措置や、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めて、本学の教職員及び学生等の教育、研究又は就労、就学における環境等を保護することに努めている。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションの際にハラスメントについての講義を実施している。

本学がハラスメントの防止等に関する規程で定めている主な内容は、1）セクシャルハラスメント、2）パワーハラスメント、3）アカデミックハラスメントについてであり、全学の相談窓口を学生相談室・スポーツカウンセリングルーム及び教学部に、部局等からの相談窓口を各部局において対応している。学生からの相談に対応すべく、『ハラスメントの防止のために』というリーフレットを配布して意識を高め、自分自身や友人がハラスメントだと感じるような言動に出会った場合には、教職員から選ばれたハラスメント相談員を訪ねるよう働きかけている。相談員は、学生等からハラスメントに関する相談を受け

た場合、ハラスメント防止等専門委員会とも連携して、相談者の了解を得たうえで解決のために必要な調査や調停など、その解決に向けたサポートを実施している。なお、調査・調停委員会の委員長には、外部の法律専門家等を当てている。

11) キャリア支援

本学は、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料1-11）の中で、就職力を高めることを重点目標の一つに挙げ、5つのビジョンと21の具体的目標を掲げて、全学をあげて取り組んできた。5つのビジョンは、1）就職率95%以上の安定的確保、2）公務員試験の現役合格者数の80-100名に向けての施策立案と実施、3）優良企業新規採用者20社に向けての支援体制の確立及びスポーツ関連企業降格者数の増加、4）同窓会との連携強化、5）教員採用試験合格者数の確保に向けての施策立案と実施となっている。

その目標の達成に向かって行われている大阪体育大学のキャリア支援は、体育学部と教育学部の各学部から選ばれた教員で構成する「キャリア支援委員会」及び各学部設置された部会、事務組織であるキャリア支援部が協力して、キャリア支援プログラムを作成し運営している。両学部のキャリア支援プログラムは、講義、各種ガイダンス、キャリアカウンセリング、各種スキルアップのための講座などにより、1年次より段階を追って、就職への意識づけと希望の就職実現へ向けたプログラムを配置している。

また、インターンシップは、体育学部のスポーツ教育学科の体育科教育コース、健康・スポーツマネジメント学科のスポーツマネジメントコースでは必修科目として、スポーツ教育学科のコーチ教育コース、スポーツ心理・カウンセリングコース、及び健康・スポーツマネジメント学科のアスレティックトレーニングコースと健康スポーツコースでは選択科目として設けられており、体育学部全体の履修生の数は、2017年度で335名となっている。教育学部では、学校インターンシップをキャリア科目の必修科目として履修することを前提として、小学校教育コースでは学校インターンシップA（小学校）を選択し、保健体育コースではB（中学校）又はC（特別支援学校）を選択することになっており、2017年度は133名が履修している（資料1-6）。

その他、学生たちは自主的な活動として、学校現場においては授業やクラス運営、クラブ活動を、また、各自治体が主催する様々な取り組みにも積極的に参加し、幅広いサポート活動に取り組んでいる。2016年度は183名、2017年度は150名の学生が登録し、教職支援センターなどのサポートを受けながら活動を続けている。

学生のキャリア支援に関する機関及び教職員組織としては、キャリア支援センター（専任スタッフ3名）を中心に、教職支援センター（専任スタッフ5名）、学習支援室、キャリア支援委員会、教職課程委員会が設置されている。これらの機関等が互いに連携し、個々の学生の希望や適性に配慮しながら、きめ細かい指導や支援を展開している。併せて、体育学部と教育学部の両学部ともに、学士課程カリキュラムの中に2、3年次生を対象としたキャリアデザインⅠ及びⅡ、インターンシップを置き、所定の成績評価を受けた学生には単位を認定している。

学生に提供されている主なキャリア支援プログラムは、全新入生を対象とした進路ガイダンスを皮切りに、2年次のグループ面談（全学生）、3年次の個別面談（全学生）などであり、全学生に対してキャリア指導を継続的に実施している。併せて、3～4年次には、

公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、企業就活支援講座など、年120回を超える学内セミナーを実施し、参加者は1167名であった（2017年度実績）。さらに学生のキャリア意識の涵養や進路選択の動機づけをより一層図るために、1～3年次の全学生（参加率約90%）を対象とした「キャリアフェスタ」（短期集中講座）を全学的な教職員組織によって企画・実施している。学生のキャリア支援に資するため『キャリアハンドブック』を作成し、全学生に対して毎年度、配布している。さらに年間10数回、各地で開催される保護者会においても、就職活動に関する多様な情報を積極的に提供し、相談に応じている。

これらの取り組みの結果として本学学生の就職率は毎年95%前後の高い就職率であり、特に本学学生に希望者の多い教員、公務員の現役合格者数は、2011年以降、全国体育系大学・学部でトップクラスの成績を残すことができた。また、教育学部では2018年度に完成年度を迎え、2019（平成31）年度の教員採用試験で延べ44名（大学全体では52名）の合格者を出し、大きな成果を収めることができた。

なお、スポーツ科学研究科では、4月の新入生オリエンテーションの際に、キャリア支援部によるガイダンスが行われている。また、恒常的な就職支援はキャリア支援部の他に、学生委員会がその任にあたっている。委員長は学部のキャリア支援委員会の委員も兼任しており、学部生を対象とした学内の各種セミナー・面談等を大学院生も受講できるよう学部間との調整にあたっている。また、指導教員が個別に相談に乗り、個人的なネットワークを通じて就職を斡旋するケースもみられる。その他、大学庶務部が大学・研究所等の公募案内を掲示し、直接的に学生に情報提供を行うこともある。このように、キャリア支援部、学生委員会、指導教員及び大学院事務室による包括的な支援がなされている。学生の就職状況では、前期課程の大学院生は教育機関又は企業に就職するか、進学するケースが多くを占め、後期課程の大学院生のほとんどが教育研究機関で自らの専門性を生かして研究職に就いている。

以上、学生支援体制は整備されており、学生支援は適切に行われている。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の修学に関する支援について、体育学部と教育学部の両学部の履修に応じて、各学部の教務委員会において、教務に関する事項について点検・評価し改善を図っている。また、両学部ともに前期及び後期末に授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックし点検・評価・改善・向上が図られている。

学生の生活支援については、体育学部と教育学部に共通する内容を全学学生委員会において協議する体制としたことで、学生の生活安全、奨学金関係、課外活動や学友会活動等について点検・評価し改善を図っている。また、毎年行われる学生生活実態調査の結果も反映し、迅速な点検・評価・改善・向上が図られている（資料4-4）。

スポーツ科学研究科は、学生の研究及び教育に関する事項は研究教育委員会で、学生の福利・厚生、奨学金、進路等の学生生活全般にわたる事項は学生委員会で取り上げ、学生支援の点検・評価・改善・向上に努めている。年度末に学生に授業評価と学生支援に関する調査を実施し、研究科委員会において全教員で共有し、次年度への改善・向上に努めている。

また、学生支援に関係する全ての附置施設（資料 3-1）には運営審議会が設置されており、学生支援に関する活動内容は各運営審議会において報告・審議される。その運営審議会の委員は他の附置施設のセンター長や学生支援に関係する委員会の委員長、担当部局長等で構成されているため、附置施設における学生に対する支援活動の情報は、他の附置施設や委員会に共有される仕組みとして整っている。

以上のように、学生の修学支援は全学及び学部の教務委員会、研究科研究教育委員会を中心に、生活支援は全学及び学部の学生委員会、研究科研究教育委員会を中心に、全学的な体制で点検・評価が行われ、改善・向上に向けた取り組みがなされている。

7.2. 長所・特色

本学は体育及び教育に特化した小規模の大学である。学生の気質は積極性に富みコミュニケーション能力が高いなどの特長を有しており、スポーツ活動や学生の生活、学習に取り組む姿勢も前向きである。このような実態に応じ、規模を生かしたきめ細かな修学支援や生活支援が行われている。

学生に対する修学支援や生活支援について、教務委員会や学生委員会等の各種委員会、学生支援やキャリア支援、教職支援等の事務担当部署、学習支援室や学生相談室・スポーツカウンセリングルーム、スポーツ科学センター、診療所等の附置施設、課外活動支援やクラス担任制にみられる教職員個々が、それぞれの専門性を生かしながら相互に連携した取組を行い、学生のニーズに応じた指導と支援が充実している点が長所となっている。

本学の特色として、本学卒業生が指導を担当している中学・高校とのネットワークを課外活動を中心とした学生支援、インターンシップや教育ボランティア、教育出前講座等の活動を通して社会の中で育ち社会に貢献する環境の中での学生支援が挙げられる。

7.3. 問題点

各種委員会、事務担当部署、附置施設等の連携の中での学生支援がなされ実績も上げているが、多くの部署での個々の作業と連携状況を今一度確認・点検しながら、学生支援についての全学的・俯瞰的視点での検討が望まれる。

大学院では、有職社会人や現役競技スポーツ選手学生の対応で、教員の負担緩和を目的とした開講科目編成やeラーニングシステムの活用を検討していく必要がある。また、国際的に活躍できる人材育成には、外国人研究員や留学生の受け入れは避けられないため、留学生の受け入れ施設や環境を充実させる必要がある。

学生のマナーアップ、交通ルール遵守への取り組みをさらに徹底する、教育学部のクラスアクティビティの活用について更なる充実を図るといったことも課題である。

7.4. 全体のまとめ

学生の支援について、委員会、事務担当部署、附置施設等の組織が連携し、学生の実態を踏まえ規模を生かした細やかな学生支援を行ってきた。

今後、学生一人一人が有用感を持ち自己実現を図ることができるよう、常に点検と評価、改善のサイクルをとり、実態を踏まえ特性を生かした修学支援、生活支援を継続的に行っていくことが重要である。

7.5. 根拠資料

- 7-1. 全学学生委員会 学生支援の方針と目標
- 7-2. 全学教務委員会規程
- 7-3. 全学学生委員会規程
- 7-4. 体育学部教務委員会規程
- 7-5. 体育学部学生委員会規程
- 7-6. 大学院学生委員会規程
- 7-7. 大学院教務委員会規程
- 7-8. 大阪体育大学学習支援室規程
- 7-9. 大阪体育大学学友会会則
- 7-10. 大阪体育大学奨学金支給要項
- 7-11. 大阪体育大学緊急奨学金規程
- 7-12. 大学院研究奨学金制度の選考基準
- 7-13. 障がい学生支援委員会規程
- 7-14. 大阪体育大学における障がいのある学生支援の基本方針
- 7-15. 法人規定集 大阪体育大学診療所規程
- 7-16. 大阪体育大学教育後援会会則
- 7-17. 大阪体育大学スポーツ科学センター規程
- 7-18. 大阪体育大学学生相談室・スポーツカウンセリングルーム規程
- 7-19. 大阪体育大学ハラスメントの防止等専門委員会規程

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

本学は、学園創立100周年（2021（令和3）年）に向けて、2014（平成26）年に、教育、研究、拠点づくりの3つの柱からなる「大体大ビジョン2024」（資料1-18）を策定した。これは、本学のめざすべき未来像を具体化した大学ビジョンである。ホームページ上で公表し、学内外に宣言している。

さらにこの理念を踏まえ、教育研究等環境に関する方針として第4次中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料1-11）を定め、全教職員に周知し、全教職員共通認識のもと、学生の学習や教員による教育研究活動に関わる環境や条件の整備を行っている。

第4次中期計画では、具体的に次の項目が示されている。全学的には、1）教育施設の中・長期的計画の立案、2）食堂・食事環境の改善、3）大学事務共有システムの構築である。研究科については、これらに加えて教育研究施設の配置等を検討することが示された。

以上、教育研究等環境に関する方針は、大学の理念・目的を踏まえて定められ、全教職員に明示され共通認識が図られている。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

1) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保、バリアフリーへの対応

2018（平成30）年5月1日現在の校地等総面積は179,444㎡、校舎延面積は26,116㎡であり、校地面積及び校舎面積ともに、大学設置基準を上回っている。

施設、設備等の維持及び管理については、施設検討委員会が法人事務局（施設担当）と連携しながら行っている（資料8-1）。具体的には、「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づき、中長期の施設建設計画及び年度ごとの事業計画を作成し、大学評議会の審議・承認を得て実施に移している。

教室の整備・充実は、年々進んでおり良好な環境維持に努めている。2016（平成28）年には、L号館を増設した。これは、496名（L号館201教室）と299名（L号館301教室）を収容できる2つの大教室を備えている。両教室を相互に映像及び音声でつなぐと、一斉に約800名の講義あるいは講演が可能である。

L号館の完成により、大規模教室の稼働率が2015（平成27）年度の77.2%から2018年度には53.8%に改善、中規模教室の稼働率が2015年度の62.1%から2018年度には58.1%に改善した。一方、少人数教育を推進しているが、小規模教室の稼働率については、2015年度の52.9%から2018年度の50.0%と変動はみられない。ただし、教育学部では、初等・中等教育及び特別支援教育を推進するために、小人数指導を基本とした施設の整備を行っている。

スポーツ施設は、適切に整備されている。グラウンドには第3種公認陸上競技場・同スタンド・レクチャールーム、サッカー場（人工芝）・同スタンド・レクチャールーム、人工芝ラグビー場・同スタンド、多目的グラウンド（ソフトボール、アメリカンフットボー

ル等利用)、屋内・外ハンドボールコート、テニスコート(人工芝コート8面)、屋内野球練習場があり、総面積は51,058㎡である。現在、多目的グラウンドの改修を計画している。体育館は5つあり、第1体育館は延面積2,883㎡、第2体育館は延面積1,188㎡、第3体育館は延面積4,226㎡、第4体育館は延面積1,357㎡、第5体育館は延面積1,192㎡である。また、2014年度には、バリアフリー化した汎用性の高い多目的体育館と屋内温水プール(延面積3,810㎡)を備えた第6体育館を増設した。体力測定システムや多種多様なトレーニングマシンを完備したトレーニングルームも整備している。この他、全学的に各学部、研究科の教育を進める上で必要な実験・実習室を設置している。

安全及び衛生の確保については、自然災害、火災事故、テロ事件、重篤な感染症等の大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理委員会を設置し、学生及び教職員の安全及び衛生の確保に努めている(資料8-2)。2015年には、「危機管理基本マニュアル」(資料8-3)を策定し、平常時(日常)及び緊急時(有事)に対応した危機管理体制を整えた。また、法人として、労働安全衛生法の趣旨に沿い、本学を含む設置校全ての教職員を対象とした衛生委員会を設置し、心身ともに健康で、その職務が遂行できる職場づくりをめざす体制を整えている(資料8-4)。

体育・スポーツの専門大学という特性もありAEDの設置を計画的に進めてきた。2014年には、体育館・グラウンド等の各スポーツ施設、主に運動部の学生の宿泊施設であるセミナーハウス等に17台のAEDを設置した。それ以降、教室棟(C・D・N・P・L号館)への設置を進め、貸出用(3台)を含めると、2018年には、AED33台の設置を完了した。さらに、老朽化したスポーツ設備の交換、床の改修工事等、安全面に配慮した対策を適宜行っている。

AEDを設置するだけでなく、クラブ活動中のスポーツ事故等に対応するためAEDワーキンググループを組織し、新入生、在学生及び教職員を対象とした「心肺蘇生法講習会」を年に数回実施し、安全への啓発推進を積極的に行っている。

バリアフリーへの対応については、2007(平成19)年にOUHS中央棟を建設したが、全学的なバリアフリー化を意識して、中央棟と教室及び研究室等を配置した既存棟を陸橋(スカイプロムナード)で接続した。中央棟には、本部事務機能と図書館、情報処理センターを配置している。陸橋により、学生及び教職員の移動がスムーズに行われている。また、本学発着のバス停そばにエレベーターを設置し、本学到着後中央棟への移動が車椅子でも可能なようにしている。2014年度に建設された第6体育館には、館前に車椅子用駐車場を完備し、館内は完全なバリアフリー化が施されている。この他、既存施設における障がい者用トイレの設置、スロープの設置等を段階的に進めている。しかしながら、これらについては、「自己点検・評価報告書2015」でも報告した内容である(資料1-17)。

以上、大学設置基準を上回る校地及び校舎を有するとともに、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮した施設・設備の整備、安全及び衛生の確保が行われている。しかしながら、バリアフリーへの対応については、全学的に段階的に進めてはいるものの、より一層の推進が必要という課題が残されている。

2) ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

本学では、全学的なネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

を行う情報処理センターを設置している（資料 8-5）。この情報処理センターの業務を立案し、点検及び評価を目的として情報処理センター委員会が設けられている（資料 8-6）。

2015 年以降の主な事業として、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 1-11）で示された大学事務共有システムの構築を実施した。このことを通して、学生の入学から卒業までのデータを全関連部署が共有できるようになり、迅速かつ丁寧な学生への学習支援が可能となった。2018 年度の主な事業計画として、無線 LAN アクセスポイントの更新及び可搬式アクセスポイントの購入を検討している。このことを通して、運動場や体育館等の電波が届きにくい場所及び教室での大人数の授業における ICT を活用した授業が可能となる。

以上、情報処理センター委員会が附置施設である情報処理センターと連携しながら、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備が滞りなく行われている。

3) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、体育・スポーツの専門大学という特性から、学業とスポーツの両面から学生の自主的な学習を促進している。

学業面から学生の自主的な学習を促進するために、図書館に、学生の自習が可能な座席（286 席）、自習用 PC 90 台、学生同士のディスカッションが可能なグループ学習室（2 室）を設置している。また、図書館では、十数名のゼミ単位で、図書館利用のガイダンスを随時実施し、図書閲覧、論文や資料検索等の方法を丁寧に指導している。このことを通して、学生は、レポートや卒業論文の作成を主体的、自主的に進めることができている。大学院研究科には、演習室を 6 室、学生自習室を 13 室設置している。2015 年度に学生自習室を 1 室増やし、学生の自主的な学習を促進するための環境整備を随時行っている。

さらに、2009（平成 21）年度に、学生の基礎学力をサポートする目的で学習支援室を設置した（資料 7-8）。火曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで、月曜日のみ 10 時半から 17 時まで開室し、学生の自習をサポートしている。常時在室している主任、非常勤のチューター 10 名が、学力の下位層から上位層まで、学生のニーズに対応した学習支援を丁寧に行っている。ニーズの多様化にあわせて、非常勤のチューターは、2015 年度の 6 名から増員している。

次に、スポーツの側面から学生の自主的な学習を促進するために、体力測定システムや多種多様なトレーニングマシンを備えたトレーニングルームを完備している。このトレーニングルームにはストレングス・コンディショニングトレーナーとアスレティックトレーナーを常駐させ、トレーニングを自主的に行う学生の助言や指導を行っている。また、トレーニングルーム、スポーツ科学センター、診療所等の有機的連携システムを構築し、学生アスリートのサポートに携わっている。

以上、学生の自主的な学習を促進するための環境整備は、自習を促すスペース及び用具の設置並びに自習を促す人的支援と滞りなく行われている。

4) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では、法人として、「学校法人浪商学園個人情報保護規程」（資料 8-7）を制定し、個人情報保護の法律に則り、個人情報に係る適正な取り扱いを定めている。この他、教職

員及び学生の情報倫理を確立するため、以下の指針や規則を制定している。具体的には、PC等の適正な管理を促し、情報漏えいを防ぐための指針を定めた大阪体育大学情報漏えい防止指針（資料 8-8）、本学の情報ネットワークの管理運営を定めた大阪体育大学情報ネットワーク管理運営規則（資料 8-9）、本学のホームページの管理運営を定めた大阪体育大学ホームページ管理・運営規程（資料 8-10）がある。

以上、教職員及び学生の情報倫理の確立に向けた取り組みが適切に行われている。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

1) 学術情報資料、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ等の整備

本学では、全学的な図書資料の整備と図書利用環境の整備を行うため大阪体育大学図書館委員会を設置している（資料 8-11）。定期的に会議を行い各学部及び研究科と建設的な意見交換をしながら学生の学習及び教員の研究活動に必要な学術情報資料等の整備を行っている。

図書数は、2018年3月末現在で、197,523冊（和書：150,221冊、洋書：47,302冊）である。この内、5,596冊（和書：5,465冊、洋書：131冊）は、2015年の教育学部設置にあわせて新たに収集したものである。2014年に2,863冊（和書：2,740冊、洋書：123冊）、2015年に2,733冊（和書：2,725冊、洋書：8冊）を計画的に収集した。雑誌は、2018年3月末現在で、3,335種（和雑誌：2,787種、洋雑誌：548種）である。データベースとして、国立情報学研究所が提供するC i N i iをはじめ、NDL-OPAC（国立国会図書館）、医中誌 Web、EBSCOhost、PubMed（米国国立医学図書館）等を揃え、国内外の文献検索が可能である。また、N I I - R E O（国立情報学研究所）、Oxford Journals、Science Direct 等の幅広い分野にわたる電子ジャーナル及び電子ブックを提供している。本学では、Sport Discuss with Full text（E B S C O）、Springer-Nature（Springer）、Science Direct（Elsevier）等の14種類と契約を結び、基本的なデータベースの提供を行っている。

以上、新たな学部設置にも迅速に対応し、学際的研究というスポーツ科学の特徴に相応しく様々な学問分野の図書、雑誌、電子ジャーナル等の学術コンテンツを揃えている。

2) 他図書館とのネットワークの整備、学術情報へのアクセスに関する対応

2008（平成 20）年度から熊取町立熊取図書館と連携協力し、閲覧・複写等の利用と図書の相互貸借を可能とし（資料の貸出と契約により制約されている電子ジャーナルは除く）、学内利用者と同様のサービスを提供している。

2009 年度から国立情報学研究所の I L L 文献複写等料金相殺サービスを開始し、2017（平成 29）年度には、文献複写依頼件数が 429 件、受付件数が 1,113 件となっている。2010（平成 22）年度には、図書館システムを更新し、蔵書・雑誌の検索・予約がオンラインで行えるようになった。2013（平成 25）年度より、学術認証フェデレーションを利用し、学外から電子ジャーナルへのアクセス利用を可能にした。さらに、2016 年度から図書館システムを C A R I N - i n にバージョンアップし、検索機能を強化した。

以上、ネットワークの整備及び学術情報へのアクセスに関しては、利用者の利便性に配

慮した取り組みが進められている。しかしながら、博士論文については、研究科において HP 上で公開しているものの、全学的な取り組みとして「機関リポジトリ」の整備が遅れている。

3) 学生の学習に配慮した図書館利用環境

図書館は、中央棟の4、5階にある。延床面積が1,534 m²の4階には、開架閲覧室(286席)、グループ学習室(2室)、オープン端末席、集密書架が、延床面積が288 m²の5階には、閲覧室、集密書架(洋書専用)がある。蔵書検索性パソコン5台、自習用のパソコン90台が設置されている。この他、D号館に延床面積2,158 m²の書庫がある。

開館時間は、平日9～20時、土曜9～17時(8月と3月は、平日9～17時、土曜9～13時)である。図書の貸し出し期間は、学部生が3週間、大学院生が1カ月である。延べ利用者数は、2015年度121,548人、2016年度126,263人、2017年度114,896人と12万人前後で推移している。

以上、学生の学習に配慮した図書館の利用環境が整っている。

4) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2009年度より図書館運営業務の一部を(株)丸善にアウトソーシング(外部委託)していたが、2012(平成24)年度より図書館運営業務を(株)丸善に全面委託した。また、2009年度から、専任スタッフ(事務長)1名、委託スタッフ7名で業務を行ってきたが、2012年度から、事務長1名が兼任となり、委託スタッフを7名から8名に増員した。スタッフは全員司書資格を有し、各業務に経験者を配置している。

以上、本学図書館には、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置している。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

1) 研究に対する基本的な考えの明示

本学の研究に対する基本的な考えは、「大体大ビジョン2024」(資料1-18)を踏まえて策定された「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成27年度～30年度)」(資料1-11)において明示されている。そこでは、競技力向上、健康増進及び教育学の発展に貢献する研究の推進、体育学・スポーツ科学・教育学を関連させた研究領域の開発、領域横断的なプロジェクト研究と産官学連携による研究の推進、実践研究推進のための研究環境の整備、研究科を中心とした国際的研究と海外学術交流の推進を掲げている。

2) 研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障

研究費の支給について、予算委員会において学部ごとの予算配分を決め、教授会の承認を得て執行している。各教員の個人研究費については、各教員から提出される研究計画書に基づき、研究委員会が適切に配分している。申請額20万円以下のA申請と、各教員の研究業績と科学研究費補助金への応募状況を加味した20～100万円以下のB申請とがある。この他、体育学部では、300万円以下の特別備品の申請ができる。研究科では、博士前期

課程担当者、博士後期課程講義期担当者及び博士後期課程論文指導担当者に、学部で配分される研究費に加えて、それぞれ研究活動に必要な研究費を支給している。

研究室の整備について、全教員には、冷暖房の完備した個室（15～16㎡）が与えられており、学内LANに接続した端末も全ての研究室に設置されている。統計分析ソフト等の研究に必要な分析ソフト等も教員や大学院生を含む学生が研究活動に用いるのに十分なライセンス数を保有し、研究室や自習室等で使用できる状態となっている。

研究時間の確保について、専任教員は、週4日以上、かつ6コマの授業を30週行うことが義務づけられているが、一週間のうち1日研修日が設けられ研究にあてる時間が確保されている。

研究専念期間の保障について、原則として3年以上在職した教員に対し、1カ月以上1カ年以内の期間、国内の大学・研修所等の研究機関へ留学すること、あるいは、外国において学術研究及び調査を行うことを定めている。研究機関までの往復旅費、滞在費が支給され、教員が希望すればある一定期間研究に専念できる制度を設けている（資料8-12、8-13、8-14、8-15）。

以上、本学では、研究費の支給、研究室の完備、研究専念期間の保障と、教員の教育研究活動を支援する条件整備がされている。

3) 外部資金獲得のための支援及び教育研究活動を支援する体制

学部資金獲得のための支援として、大学事務局に研究支援をサポートする部署を設置し、外部資金等の公募情報を全教職員に定期的に周知するとともに、外部資金獲得のための研修会を定期的に行っている。この他、「研究公正委員会研究ブランディング事業部会規程」（資料8-16）を定め、文部科学省の私大助成獲得を目指し、獲得した助成の活用に関する審議を取り決めている。

教育研究活動を支援する体制として、本学では、体育学部、教育学部ともに、授業、インターンシップ、教育実習や野外実習等の実習をサポートする教務補佐を配置している。また、講義科目で受講生が200名以上、実技科目で受講生が60名以上の多人数授業、又は、授業の特質上、特に必要と認められた授業においてはTAを置くことができる。教務補佐やTAが教育補助業務を担うことにより、教育環境の向上を図っている。研究科では、博士後期課程論文指導担当者に対して研究助手を配置し、学生・教員の研究活動等のサポートを行っている。

以上、本学では、外部資金獲得及び教育研究活動を支援する体制が整っている。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

1) 研究倫理規程の整備

本学では、全学的に「大阪体育大学における研究倫理に関する指針」（資料8-17）定め、研究者が研究活動に関して遵守すべき基本的な事項を示し、研究倫理の遵守に取り組んでいる。この他、動物実験等に関して必要な事項を定めた「大阪体育大学動物実験規則」（資料8-18）、公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為を事前に防止するとともに、不正行為に適切に対処するために必要な事項を定めた「大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（資料6-26）を制定している。

2) 研究倫理教育の実施

本学では、「大阪体育大学研究公正委員会規程」(資料 8-19) を定め、全学的に公正な研究活動を推進している。全学的な組織として、研究倫理教育推進部会を設置し、研究倫理教育(研究費の不正防止、論文の改竄・剽窃等の研究不正防止)に取り組んでいる。2015 年以降、研究倫理講習会の受講並びに研究者の行動規範教育プログラムである一般財団法人公正研究推進協会「APRIN」の e ラーニングの受講を義務づけている。e ラーニングの受講状況について、2015 年度は 188 人(達成率 98%)、2016 年度は 197 人(達成率 100%)、2017 年度は 190 人(達成率 95%)であった。

3) 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する審査を行う全学的な組織として、研究倫理審査部会と動物実験部会を設定している。

研究倫理審査部会では、「ヒトを対象とする研究」に関して研究計画が申請された場合、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとで研究が行われているかどうかを審査している。研究倫理審査部会の構成員(医師免許証を有する専任教員の他、各学部及び研究科から教員 5 名)が、被験者の人権擁護のための配慮、被験者(必要のある場合はその家族等を含む)に同意を得る方法、研究によって生ずる被験者への不利益及び危険性に対する配慮、その他研究計画の倫理的妥当性と科学的正当性について厳正な審査を行っている。動物実験部会では、「動物実験」に関して研究計画が申請された場合、「研究公正委員会動物実験部会規程」(資料 8-20)に沿って厳正な審査を行っている。これら部会での審議結果は学長に文書で報告され、その後学長から申請者に研究計画の審議結果が通知される。

以上、本学では、研究倫理に関する規程及び学内審査機関が整備され、研究倫理教育及び研究倫理に関する厳正な審査が行われている。

8.1.6. 研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

「大阪体育大学の中期の目標と計画」は、国内外の教育動向及び研究動向に対応するように、4 年に一度見直され、改訂されている。平成 27 年度～30 年度の目標と計画も、「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成 23 年度～26 年度)」の成果と反省を踏まえたものである。また、策定した「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成 27 年度～30 年度)」(資料 1-11)について、毎年年度末に各担当部署において検証され、各項目の実施状況が報告されている。この実施状況は、全教職員に公開され、共通認識のもと学生の学習や教員による教育研究活動に関する環境や条件の整備にあたっている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

研究等環境の適切性について点検・評価を行った結果として制定された「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づいて、教育研究等環境の改善、向上に取り組んでいる。

2015年以降の主な事業として、2016年に、全学的に使用する新教育棟L号館を増設した。教育学部では、小学校教育コースで開講する科目に対応した実習・実験室「理科室」「家庭科室」「図画工作室」「音楽室」並びに学生の自習室や音楽練習室を既存の教室や演習室の改修工事により新たに設置した。

施設、設備等の改善として、2016年度に、各講義室・演習室に完備している冷暖房設備やAV機器の老朽化に対応して、冷暖房設備やICT備品等の全面改修を行った。このことにより、授業時間中のトラブルが激減し快適な環境が保たれるようになった。また、あらゆる学修シーンに対応できる多用途な空間にするため、P号館学生ホールの改修工事を行った。2017年度から2018年度にかけては、C号館の複数教室の机・椅子及び床の改修工事を行っている。

さらに、2018年度末までに、食堂・食事環境の改善のため食堂の改修工事を、2019（平成31）年度には、D号館大教室の改修工事を予定している。2020（令和2）年度末までには、実験・実習室のうち老朽化した総合実験室と代謝実験室の大幅改修を計画している。そのため、全学的に実験室等整備検討委員会を組織し、そこで整備計画を立案・検討することになっている。

ネットワーク環境の整備については、大学事務共有システムを構築した。また、2018年には、無線LANアクセスポイントの更新及び可搬式アクセスポイントの購入を予定している。

学生の自主的な学習を支援する学習支援室では、非常勤のチューターを増員し、学生の学業面でのサポートを強化している。

図書館では、新しく開設された教育学部に対応して蔵書の増冊を行った。

以上、「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づいて点検・評価が実施され、施設、設備の整備、ネットワーク環境の整備等、教育研究等環境の改善・向上が滞りなく行われている。

8.2. 長所・特色

本学における長所・特色は、一般大学に求められる教育研究等環境の整備・管理に加えて、体育・スポーツの専門大学に対応した教育研究等環境の整備・管理を行っていることである。

全学的な安全確保として、AEDの設置、老朽化したスポーツ設備の交換、床の改修工事等を行っている。このようなハード面の安全確保に加えて、「心肺蘇生法講習会」を年に数回実施する等、ソフト面からの安全確保も徹底して実施している。

ネットワーク環境の整備として、運動場や体育館等の電波が届きにくい場所及び教室での多人数の授業におけるICTを活用した授業を可能にするため、無線LANアクセスポイントの更新及び可搬式アクセスポイントの購入を検討している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、学習支援室を設置し、学生のニーズにあわせて非常勤のチューター数を増員する措置をとっている。

体力測定システムや多種多様なトレーニングマシンを設置したトレーニングルームを完備している。学生のトレーニングをサポートするスタッフを常駐させている。

8.3. 問題点

全学的なバリアフリー化について、段階的に進めてはいるものの、より一層推進する必要がある。

図書館、学術サービスを提供するための体制として、「機関リポジトリ」の整備が急務の課題である。

8.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、大学の理念・目的に基づき教育研究等環境の整備に関する方針として、「大阪体育大学の中期の目標と計画」を4年に一度定めている。この方針に基づき、教育研究等環境の整備を適切に実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

長所としては、体育・スポーツの専門大学という特性に対応した教育研究等環境の整備及び管理を行っている。例えば、「心肺蘇生法」等の講習会を実施し安全面の確保に取り組んでいること、学業とスポーツの両面から学生の自主的な学習の促進を図っていること等を挙げることができる。

一方、問題点として、全学的なバリアフリー化をより一層推進すること、機関リポジトリの設置を早急に検討することを挙げることができる。

8.5. 根拠資料

- 8-1. 大阪体育大学施設検討委員会規程
- 8-2. 大阪体育大学危機管理規程
- 8-3. 危機管理基本マニュアル
- 8-4. 学校法人浪商学園衛生委員会規程
- 8-5. 大阪体育大学情報処理センター規程
- 8-6. 大阪体育大学情報処理センター委員会規程
- 8-7. 学校法人浪商学園個人情報保護規程
- 8-8. 大阪体育大学情報漏えい防止指針
- 8-9. 大阪体育大学情報ネットワーク管理運営規則
- 8-10. 大阪体育大学ホームページ管理・運営規程
- 8-11. 大阪体育大学図書館委員会規程
- 8-12. 体育学部内地留学内規
- 8-13. 体育学部在外研究員規程
- 8-14. 教育学部内地留学規程
- 8-15. 教育学部在学研究員規程
- 8-16. 研究公正委員会研究ブランディング事業部会規程
- 8-17. 大阪体育大学における研究倫理に関する指針
- 8-18. 大阪体育大学動物実験規則
- 8-19. 大阪体育大学研究公正委員会規程
- 8-20. 研究公正委員会動物実験部会規程

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、「大体大ビジョン 2024」（資料 1-18）の拠点づくりビジョンの重点施策「特色ある社会貢献活動推進のための附置施設の機能充実」「地域活性化拠点づくりに向けた附置施設間及び地域との連携体制の構築」「教育・研究成果を活かした地域のスポーツ振興と健康増進の事業拡充」として明示されている。

また、「大体大ビジョン 2024」と連動させながら「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 1-11）を作成し、その中で大阪体育大学の力（大体大力）を高めるための「8つの力」の一つとして「社会貢献力」が挙げられた。

この「社会貢献力」を高めるための取り組みとして、以下の5つが示されている。

- 1) 地域活性化拠点としての社会貢献・交流センター（仮称）の立ち上げ
 - ア) 社会貢献・交流センター（仮称の立ち上げ）
 - i) 学内プラットフォーム（推進組織）の設置・整備
 - ii) 生涯スポーツ&健康福祉実践研究センターの機能統廃合、新センターの立ち上げ
 - イ) 附置施設が主催する社会貢献活動の支援
 - i) 「地域活性化拠点」としての将来構想の検討
 - ウ) 事業運営を活性化させる財源の確保、人的資源の充実
 - i) 研究職員の配置について検討
 - ii) 外部資金、学内特別予算などを活用した実践・研究活動の充実
- 2) 地域活性化拠点作りに向けた附置施設間及び地域との連携体制の構築
 - ア) 附置施設間の有機的関係構築と活動の精査
 - i) 戦略的な地域との連携体制の検討
 - イ) 地域との連携体制の構築と充実
 - i) 子どもからお年寄りまで参加できるクラブ設立の検討
 - ii) 福祉領域、教育領域に関連した拠点づくりの推進
 - ウ) 自治体や公共団体・公的団体との連携強化
 - i) 地域活動に関するセミナーや講習会の定期的な開催
 - エ) 産業界、プロスポーツ界との連携強化
 - i) 産業界、プロスポーツ界からの講師を招いての講演会や学内セミナーなど連携事業の開催の検討
 - ii) 客員教授制度の積極的な活用
- 3) 国内外トップアスリートと連携した地域スポーツ振興の推進
 - ア) 大学が主催するスポーツ振興活動の実施
 - i) 学外スポーツ組織との連携によるトップアスリート活用事業の実施
 - ii) 体大版「地域スポーツとトップアスリートの好循環プロジェクト」の実施
- 4) 教育・研究成果を活かした地域のスポーツ進行と健康増進の事業拡充
 - ア) エビデンスに基づく社会貢献事業の展開
 - i) 若返り講座を軸とした高齢者健康増進事業の拡充

- ii) 総合型地域スポーツクラブ設立の検討
 - 5) 大学が行う社会貢献活動に関する情報の収集・発信の強化
 - ア) 全国の大学の社会貢献に関するセンターからの情報収集
 - i) 大学の社会貢献に関するシンポジウム・研究会の開催
- 以上、「大体大ビジョン 2024」（資料 1-18）、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 1-11）において、本学の社会交流・社会貢献に関する方針が明示されている。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか

「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 1-11）で挙げられた社会貢献力を高めるための活動への取り組み状況は以下のとおりである。

これまで両学部で個別に活動していた生涯スポーツ実践研究センターと健康福祉実践研究センターを統合し、2017（平成 29）年 4 月に大阪体育大学社会貢献センター（資料 9-1）を立ち上げた。両学部の旧センターに配置された「研究員」のポストは社会貢献センターに引き継がれ、センターの事業運営やセンターの研究活動を活性化させている。外部資金の獲得に関しては、2018（平成 30）年度実績で公益社団法人ライフスポーツ財団、泉大津市教育委員会、東日本大震災からの復興支援活動等において学外助成金を申請、獲得して活動を行っている。

社会貢献センターの設立に伴い、学内ではスポーツ科学センター（資料 7-17）、スポーツ局（資料 9-2）、教職支援センター（資料 9-3）といった附置施設間の連携体制強化の取り組みが進められている。各附置施設等の責任者は大学評議会（資料 2-3）の構成員であり、定期的な情報交換、意見交換の場が確保されている。また、それぞれの附置施設には運営審議会（資料 9-4、9-5、9-6、9-7）が設置されており、各附置施設等の責任者はそれぞれの運営審議会の構成メンバーとなっている。

地域との連携については、熊取町をはじめとする近隣の自治体・教育委員会との連携協定のもと、多くのセンター主催事業を展開している。熊取町在住の小学生と高齢者を対象にした「OUHS スポーツキャンプ」、健康スポーツコース学生と教員による高齢者を対象とした「体力若返り講座」、子どもスポーツクラブ設立検討のためのモデル事業「キッズボーヤーズ」、幼児・小学生対象の「子ども運動教室」、震災復興支援事業「サンライズキャンプ」等を実施している。これらの活動の指導スタッフは、本学の学生が担当教職員の指導のもと、コース教育、演習（ゼミ）教育、課外活動、社会貢献センターボランティア活動の一環として取り組んでおり、地域に貢献するとともに、自らの成長に大きく役立っている。社会貢献センターは学生ボランティア認定講習会を開催し、ボランティア学生の質を高めその活動を認定している。

福祉領域、教育領域に関連して、旧健康福祉学部や教育学部の教員を中心に、「特別支援教育トワイライト研修会」「特別支援教育講演会」「障害体験出前授業」「小児がん児童生徒の体力保持に関する支援運動教室」などの講演会・教室、「発達障害にみられる運動の不器用さ解消に向けた指導法の開発」や「貧困状態にある子供に対する教育支援の方策に関する調査事業」等の研究活動を展開している。

また、社会貢献センターや教職支援センターが支援し、学生が主体的に取り組む社会貢献活動の一つに、「スクール・サポーター事業」がある。将来の進路において教職を希望する学生が、年間を通して学校教育の現場に出向き、現場の先生方の指導を受けながら、体育の授業、ホームルーム、クラブ活動、朝遊びなどのサポート活動を行っている。このスクール・サポーター事業は、熊取町、大阪市、神戸市、泉佐野市などの自治体で実施している。

受託・連携事業としては、「泉大津市子ども体力向上プロジェクト」「NPB連携事業：ベースボール型授業研究会」「ライフスポーツ財団受託研究事業」などを展開した。

これらの具体的活動内容は社会貢献センター年次報告書に詳しい記載がある（資料9-8）。

以上、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料1-11）で取りあげた社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、教育研究の成果も社会に還元している状況である。さらに学内外の組織との連携を強化し、取り組み、成果の還元を拡充していかなければならない。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大阪体育大学社会貢献センターは、運営審議会（資料9-4）を有しており、センターで実施する事業や予算計画については、運営審議会で評価・審議を行うこととなっている。毎年年度末には、当該年度に実施した事業や組織の在り方等についての点検・評価を受け、次年度向けの改善点、事業計画について検討されている。この結果は大学評議会（資料2-3）に上程され、最終的な承認を得ることとなっている。

9.2. 長所・特色

大阪体育大学社会貢献センターを立ち上げ、学内のプラットフォーム、学外とのインターフェースとしての機能を備え、全学的に社会連携・社会貢献を推進する部署が拡充された。また、これまでの事業を継承しながらも、新しい事業に取り組むことができている。

事業の多くに本学学生が参画しており、社会の中で学生を育て、育ちながら社会に貢献するといった状況の中で事業が展開していることは本学の大きな特色である。

9.3. 問題点

生涯スポーツ実践研究センターと健康福祉実践研究センターの事業の統廃合という視点から社会貢献センターとしての事業を組み立てた状況がある。もちろん大切なアプローチである。一方「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料1-11）では、理想像としての方針・取り組みを提示した。「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」で示した取り組み全ての事業が展開されているわけではない。センター専従スタッフは事務職員のみで、それ以外は大学教員との兼担の研究者でセンター運営・事業運営をこなさなければならない。予算措置も、外部資金を獲得しているとはいえ潤沢とはいえない。こういった現状を踏まえた上で、センター事業の改めでの統廃合、新規展開を考えなければならない。

9.4. 全体のまとめ

社会貢献センターを設置し、社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、学内外の組織との連携を強めながら、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、徐々にではあるが教育研究の成果を社会に還元できている。社会貢献の適切性については、定期的に点検・評価を行っており、その結果が改善・向上に向けた取り組みに活かされている。

今後社会貢献センターの人的・財務的状況の改善を図りながら、さらに学内外の組織との連携を強化し、新たな取り組みや 成果の還元を拡充していかなければならない。

9.5. 根拠資料

- 9-1. 大阪体育大学社会貢献センター規程
- 9-2. 大阪体育大学スポーツ局規程
- 9-3. 大阪体育大学教職支援センター規程
- 9-4. 大阪体育大学社会貢献センター運営審議会規程
- 9-5. 大阪体育大学スポーツ科学センター運営審議会規程
- 9-6. 大阪体育大学スポーツ局運営審議会規程
- 9-7. 大阪体育大学教職支援センター運営審議会規程
- 9-8. 大阪体育大学社会貢献センター年次報告書

第10章 大学運営・財務 a 大学運営

10a.1. 現状説明

10a.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」(資料1-1)をもとに「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」を学是(資料1-1)とし、これらを基本理念として、2015(平成27)年に「大体大ビジョン2024」(資料1-18)を策定した。その「大体大ビジョン2024」と連動させて第4次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成27年度～30年度)」(資料1-11)が作成され、これらに基づいて大学運営がなされている。

大学運営に関する大学としての方針として、「大体大ビジョン2024」の中の大学組織・運営の重点施策として、以下が掲げられている。

- 1) 大学経営を円滑に進め、ビジョン重点施策を推進するための法人及び他の関連教育機関との連携強化
- 2) 戦略的大学マーケティングの推進
- 3) 学生の募集力と就職力を維持向上させるための活動充実
- 4) 生徒、学生、保護者、教職員、名誉教授、客員教授、そして企業や地域社会などのステークホルダーとの長期的関係の構築
- 5) 教職員の役割の明確化と評価基準の構築
- 6) ビジョン実現と大学活性化へ向けて、優れた人材の育成と計画的な獲得の推進

また、「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成27年度～30年度)」の中で大阪体育大学の力(大体大力)を高めるための「8つの力」の1つに「組織・経営力」を挙げられている。「組織・経営力」について、以下が示されている。

「1教育力」から「7広報・マーケティング力」を高め、第4次中期計画の多くの施策・目標を達成するためには大学全体の組織力・経営力が欠かせない。また、個々の部署での施策を、大学全体の課題・目標としてとりまとめ、連携・協同の中に達成を図る力が「組織力・経営力」である。第4次中期計画を基盤として大体大ビジョン2024を推進するためにも、組織力・経営力をより強固なものにすることが重要である。大学と法人の更なる協力・連携体制や人事力の強化、大学組織の点検・再整備を施策の中心課題とした。大学設立50周年記念関連の諸事業を成功に導くことも、本学の組織力・経営力の向上に大きく貢献するものとなる。

教職員への周知方法としては、大学評議会及び教授会などで周知するとともに、「大体大ビジョン2024」はホームページで公開、「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成27年度～30年度)」については、冊子にして教職員全員に配付している。

10a.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大阪体育大学学則(資料1-2)第1章総則第4条において、学長・副学長・研究科長・学部長・学科長など所要の職を置くことが規定されている。また、役職者の職務については、

第4条第2項で定められている。

役職者の選任方法等については、学長：「大阪体育大学学長候補者選出に関する規程」（資料 10a-1）及び「学長の任命及び任期に関する規程」（資料 10a-2）、副学長：「副学長の任命及び任期に関する規程」（資料 10a-3）、学部長及び学科長：「学部長及び学科長の選考に関する規程」（資料 10a-4）及び「学部長及び学科長の任命及び任期に関する規程」（資料 10a-5）、研究科長：「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科長選考及び任期規程」（資料 10a-6）、その他の教学部長、図書館長及びスポーツ局長においても、それぞれ任命及び任期に関する規程（資料 10a-7、10a-8、9-2）で定められている。

また、学則第7条において、「本学に大学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学評議会を置くことができる。」と規定され、第2項で「大学評議会は、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、教学部長、図書館長、スポーツ局長、附置施設の長、大学事務局長及び大学事務局各部長、その他学長が必要と認める教職員をもって組織する。」と構成員が示されており、「大阪体育大学評議会規程」（資料 2-3）に以下を審議すると定めている。

- 1) 学長候補者の選出に関する事項
- 2) 教育研究に係る全体計画に関する事項
- 3) 教育研究に係る大学運営及び教学に関する重要事項
- 4) 教育研究に係る予算に関する事項
- 5) 教員の人事に関する事項
- 6) 図書館長、スポーツ局長、附置施設の長及び教学部長候補者の推薦に関する事項
- 7) 学則及びその他重要な規程等の制定並びに改廃に関する事項
- 8) その他学長が必要と認めた事項

学長の諮問機関として、大阪体育大学役員会（資料 2-2）が置かれ、学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長及び大学事務局長で構成され、以下を審議事項としている。

- 1) 教学マネジメントに関する事項
- 2) 教育研究に関する大学全体の組織運営に関する事項
- 3) その他学長が定める重要事項

学部においては体育学部教授会（資料 10a-9）及び教育学部教授会（資料 10a-10）、大学院については大学院スポーツ科学研究科委員会（資料 3-14）が、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる組織として設置されている。

- 1) 学生の入学、卒業（修了）及び課程の修了
- 2) 学位の授与
- 3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会（研究科委員会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、体育学部教授会については、以下のとおり、事項を詳細に分類し、学部の審議事項として定められている。

- 1) 学部長候補者の選出に関する事項
- 2) 学科長候補者の選出に関する事項
- 3) 大学評議会委員の選出に関する事項
- 4) 基本問題検討会議、自己点検・評価委員会、予算委員会、入試委員会及び各種委員

会委員の選出に関する事項

- 5) 規程及びその他学部の規程等の制定並びに改廃に関する事項
- 6) 予算に関する事項
- 7) 教育、研究に関わる施設の設置、改廃に関する事項
- 8) 学生の入学、転学、休学、退学、除籍及び卒業に関する事項
- 9) 教育課程、授業及び試験等に関する事項
- 10) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- 11) 学生団体、学生活動、学生生活に関する事項
- 12) その他、体育学部の教育、研究及び運営に関して、教授会が必要と認める事項

このように、学部については「大阪体育大学体育学部教授会規程」(資料 10a-9)・「大阪体育大学教育学部教授会規程」(資料 10a-10)で、大学院については「大阪体育大学大学院学則」(資料 4-1)及び「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科委員会規程」(資料 3-14)で権限や役割などが定められている。

以上のとおり、大学の管理運営(組織、意思決定、権限など)は、学内関係諸規程に明文化されており、それに基づいて適切な大学運営を行っている。また、これらの諸規程は、法令の改正などに応じた見直しも適宜行っている。

10a. 1. 3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

大阪体育大学全学予算委員会規程(資料 10a-11)において、委員会は、役員会と同様の学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長及び大学事務局長で構成され、大学全体の予算に関して以下を審議し決定している。

- 1) 予算案に関する事項
- 2) 予算運用に関する事項
- 3) その他予算に関する事項

また、学部ではそれぞれ予算委員会が設けられ、学部別に審議・決定されている。スポーツ科学研究科においては、スポーツ科学研究科委員会で審議・決定されている。

予算編成の手順としては、まず、学校法人浪商学園の理事会・評議員会において、予算編成方針が審議され、大科目別の方針が示される。並行して大学内では、学部・コース・個人・事務局等別に小項目及び詳細についての予算申請がなされ、大学の予算管理担当部署である庶務部にて集約するとともに、大科目別の予算申請総額を集計している。全学予算委員会では、大体大ビジョン 2024 や中期計画などと予算申請内容を照らし合わせ、必要に応じてヒアリングを実施した上で、法人予算会議へ提案する予算案を作成している。

法人予算会議及び理事会・評議員会にて審議、承認された大学の全体予算を、学部・コース・個人(教員)・事務局等別と大項目・小項目別に再配分し、それぞれの管理責任者(学部長・学科長・各委員会委員長・事務局長・各事務組織長など)が内訳を決定する。

予算執行及び管理については、決定された小項目(科目名)・配分先・詳細(適用)・予算額など別に経理管理システムに入力し、予算執行及び管理ができる状態としている。

執行状況等の確認は、配分先がシステムにて個別に確認できるように設定されており、自己責任において適切な執行や運用を促している。また、庶務部では、定期的にシステムでの執行状況の確認を行い、モニターリストを作成して適切性について検証を行っている。

以上のように、予算編成及び予算執行は適切に行われている。

10a. 1. 4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

学校法人浪商学園事務組織規程（資料 10a-12）において、学校法人浪商学園法人本部及び学校法人浪商学園寄附行為（資料 10a-13）第 4 条に掲げる設置学校等の事務組織並びに分掌について定められている。

大学の事務組織については、寄附行為第 14 条で大阪体育大学に事務局を置き、事務局に庶務部、教学部、入試・広報部、キャリア支援部及び大学院事務室を置くこと、第 26 条で大学に図書館及びスポーツ局を置き、大学附置施設として社会貢献センター、情報処理センター及びスポーツ科学センターを置くこと、第 15～25 条、第 27～31 条で事務をつかさどる業務内容が詳細に示されている。

事務組織及び業務内容については、毎年点検評価を実施しており、課題解決や改善を図っている。また、事務職員は、人事考課制度が導入されており、「目標管理シート」にて目標設定・中間面談・目標達成評価、「人事評価書」にて成績評価・能力評価・意欲態度評価を、自己評価及び上司による 1 次・2 次評価を実施し、最終的に人事評価査定会議で昇格や人事異動を検討しながら適切な人員配置を心掛けている。

業務内容の多様化への対応については、ジョブローテーションにより、大学業務における広範囲の知識や技術、経験を有するジェネラリストの育成を図っている。一方、専門化への対応としては、ジョブローテーションにより見出された専門部署の適切性を考慮した配置と外部人材採用によるスペシャリストの配置を行っている。

教員と職員の連携関係（教職協働）については、第一段階として、2018（平成 30）年度より、大学評議会において大学事務局各部長を構成員とし、大学の運営及び教学に関する重要事項の審議に加わるように学則の改正が行われた。各種委員会においても、事務担当としての位置付けでなく、構成員として参画できるように働きかけを現在行っている。

以上のように、大学の運営に必要な事務組織を設け、適切に機能させている。

10a. 1. 5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の資質向上策として、学園・大学の将来を担う中堅若手職員を選抜し、様々なプロジェクトチームを立ち上げて、課題解決や将来構想を検討する場を設けている。

2016（平成 28）年に発足した「組織風土改革プロジェクト」（資料 10a-14）では、「事務職員行動指針」（資料 10a-15）を掲げ、浪商学園の事務職員としての行動指針や具体的な取り組み内容が記載されており、その指針や取り組み内容に応じた活動がなされている。その中でも職員研修会を定期的に企画・実施しており、職員の資質向上を図るとともに、研修内容によっては、教員へも出席を促すことで SD 研修会としての取り組みとしている。

教員については、FD 委員会が規程や実施内容等の積極的に見直しを行い、2016 年度から教育研修実施部会を立ち上げ、FD 講習会や教育職員授業公開・受講の制度化などを図り、運用を行っている（資料 4-8、10a-16、10a-17）。

また、スポーツ局や研究委員会など様々な組織からも、特別講演会やセミナー等が企画さ

れ、FD活動の一つとして教員の資質向上の一助となっている。内容によっては職員にも案内がなされ、合同での研修活動＝SD活動として取り組んでいる。

職員の意欲の向上の方策については、人事考課制度が導入されており、賞与への反映や昇任などの人事処遇を行うために活用されている。

教員については、大阪体育大学教育職員選考規程（資料 6-1）等で、採用・専任移行や昇任等の基準が定められているものの、総合的な評価や処遇に反映させる制度が確立されていないため、将来構想検討委員会（資料 10a-18）の中に、「総合評価制度検討委員会」を立ち上げ、制度化に向けて検討に入ったばかりである。

10a. 1. 6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大阪体育大学学則第 2 条に「教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する組織として自己点検・評価委員会を設ける。」と定められており、大阪体育大学自己点検・評価委員会（資料 2-1）で、以下を審議することになっている。

- 1) 自己点検・評価の実施項目、方法等の検討と策定
- 2) 自己点検・評価の組織的、系統的な実施の推進及び報告書の作成
- 3) 自己点検・評価に基づく改善策の立案
- 4) その他外部評価を含めた点検・評価の実施に関して必要な事項

本学の点検・評価は、2001（平成 13）年に「自己点検・評価委員会」が設置され、翌年の 2002（平成 14）年に外部第三者機構である大学基準協会に加盟・登録の申請が大きなきっかけとなり、初めて公表された「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・報告書 2002」（資料 1-12）は、加盟登録申請時に提出された報告書が基になっている。同時に第 1 次中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 14 年～平成 18 年）」（資料 1-8）を作成及び実行し、以後、自己点検・評価活動と中期計画を連動させて様々な改善・改革を図ってきた。

大学基準協会による認証審査は、2001 年の加盟登録申請時以降、2008（平成 20）年と 2015 年の 2 度にわたり認証評価を受け、認定を得ることができた。

学内での自己点検・評価を定期的の実施し、「大阪体育大学の現状と課題 自己点検年次報告書 2004」（資料 1-13）、「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2006」（資料 1-14）、「点検・評価報告書 2008（平成 20）年度 認証評価結果」（資料 1-15）、「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2010」（資料 1-16）、「点検・評価報告書 2015（平成 27）年度 認証評価結果」（資料 1-17）、として公表している。今回、大学基準協会による認証評価の基準に基づいての自己点検・評価を実施し、「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価 年次報告書 2018」としてまとめる予定である。

また、第 2 次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 19 年～平成 22 年）」（資料 1-9）、第 3 次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年～26 年）」（資料 1-10）、第 4 次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年～30 年）」（資料 1-11）が 4 年ごとに自己点検活動と連動して策定され、実行されている。

以上のように、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに

改善・向上に向けた取り組みを行っている。

10a. 2. 長所・特色

大学の建学の精神やその基本理念を達成するために掲げられた「大体大ビジョン 2024」は、第4次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」を作成する上での礎となり、毎年の点検・評価及び第5次中期計画を検討立案する上で重要な指標となっている。

学長のガバナンス下での大学運営を機能させるため、役員会が定期的開催され、教学マネジメントや組織運営に関する事項等を審議し、大学評議会への提案や報告を行うことで学長の諮問機関として十分な役割を果たしている。

予算編成及び執行について、2018年度の予算より、予算申請方法及び取りまとめ方法を改善し、部局等別・項目別に執行できる予算額が明確となり、執行者及び管理者にとって適切に運用ができるようになった。

10a. 3. 問題点

事務組織及び人員の適切な配置については、組織変更や退職者等の影響で、事務分掌の業務内容をつかさどる上で、適切な配置が不十分な部署があり、今後の検討課題である。

10a. 4. 全体のまとめ

大学運営について求められている方針・組織・予算・人員配置は、規程等をもとに、概ね機能的に運用されており、点検・評価を繰り返す中での改善実施を図ることで、大学は適切に運用されているといえる。一方で、組織を機能的に運用する上での人員の配置については不十分な部分もあり、大学も含め学校法人全体での検討が必要である。

10a. 5. 根拠資料

- 10a-1. 大阪体育大学学長候補者選出に関する規程
- 10a-2. 学長の任命及び任期に関する規程
- 10a-3. 副学長の任命及び任期に関する規程
- 10a-4. 学部長及び学科長の選考に関する規程
- 10a-5. 学部長及び学科長の任命及び任期に関する規程
- 10a-6. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科長選考及び任期規程
- 10a-7. 教学部長の任命及び任期に関する規程
- 10a-8. 図書館長の任命及び任期に関する規程
- 10a-9. 大阪体育大学体育学部教授会規程
- 10a-10. 大阪体育大学教育学部教授会規程
- 10a-11. 大阪体育大学全学予算委員会規程
- 10a-12. 学校法人浪商学園事務組織規程資料
- 10a-13. 学校法人浪商学園寄附行為
- 10a-14. 学校法人浪商学園 「組織風土改革プロジェクト」
- 10a-15. 学校法人浪商学園 「事務職員行動指針」

- 10a-16. 大阪体育大学授業評価規程
- 10a-17. 大阪体育大学教育研修規程
- 10a-18. 大阪体育大学将来構想検討委員会規程

第10章 大学運営・財務 b 財務

10b.1. 現状説明

10b.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

「浪商学園 経営の中期目標と計画 2018～2020 年度」（資料 10b-1）を策定した。その中で、「経営方針」の冒頭、「法人は各設置校の財政的自立の早期実現を図り、・・・」とあることや、それに続く「学園経営の重点目標」の1）に「学生・生徒・園児の定員確保と経営改善への取り組みにより、各設置校の財政的自立を図る」と示されているように、大阪体育大学以外の各設置校は財政的に自立ができておらず、大学が各設置校を財政的に支えている状態であり、そのような状況下での財政計画は、大学以外の各設置校の単年度資金収支を収入超過とすることが第一の目標となる。

大学（法人含む）の2023（令和5）年度までの資金収支計画（資料 10b-2）から、大学は、2018（平成30）年度に教育学部の完成年度を迎え、学生の安定確保を条件に、人員（教職員）の自然減と若返りを図りながら人件費支出を抑制し、施設設備関係支出はその計画性・必要性・緊急性を十分査定し、支出が急激に増大しないよう支出する年度をコントロールするなどして、2019（平成31）年度以降、資金収支が安定して4～5億円超の収入超過になる計画である。

他の各設置校においては募集定員の確保が至上命題であり、募集定員が確保できれば、移転費用の負担が大きい大阪青凌を除いて、浪商中高は2021（令和3）年度から、浪商幼稚園は2019年度から、資金収支が単年度で収入超過に転じることになる（資料 10b-2）。現状、各設置校において募集定員を確保すべく、戦略会議等で知恵を振り絞っているところである。

上記の資金収支計画（資料 10b-2）は、体育系大学として特徴的な、多額の資金を要する施設設備の維持管理・更新に備えるためのものである。今後の設備投資で主なものは、1）大学の校舎の建替（2037（令和19）年度以降順次計画、総額50億円、内借入金20億円）、2）ラグビー場の人工芝の張替（約1億円、2019、2027（令和9）、2035（令和17）年度の8年ごと）、3）同様にサッカー場の人工芝の張替（約1億円、2025（令和7）、2033（令和15）、2041（令和23）年度の8年ごと）、4）その他2026（令和8）年度屋外プールの更新に約2億円、2029（令和11）年度汚水浄化槽の更新に1.5億円、などである（資料 10b-2）。

また、他の設置校の設備投資計画では、大阪青凌中高の移転に係る新校舎建設費用やその他費用として、2018年度は約12億円、2019年度は約17億円、の計約29億円（内、事業団からの借入金は25億円）を計画しており、浪商幼稚園の北園舎建替が2024（令和6）年度に1.5億円で、中園舎の建替が2038（令和20）年度に2億円で計画されている。浪商中高の校舎の建替が30億円で2034（令和16）年度に計画されている（資料 10b-2）。

以上、法人としての中・長期の財政計画は策定されているものの、大学の教育研究活動を安定して遂行するために適切であるとは必ずしも言えない状況である。

10b.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

2018年度の法人理事会の予算編成方針（資料10b-3）では、他の設置校も含めた学園全体で、「平成22年度より基本金組入前当年度収支差額の赤字が継続して」いること、「平成28年度に至って、内部留保資産額がマイナスに転じた。」ことを指摘した上で、「経費削減と支出の抑制を図ることを前提とした緊縮型予算を編成する。」とした。

具体的には、「教育研究経費支出」「管理経費支出」は、2016（平成28）年度決算の実績値の範囲内とするゼロシーリングを試みた。「施設・設備関係支出」は、新規取得あるいは更新について設置校から出された予算要求に対し、計画性、必要性、緊急性等を十分勘案し法人が査定するとした。経常的支出についても法人にて査定するとした。また、当面は大型の建物などの施設・設備は新規に設置しないことも明文化した。

本学の事業活動収入は2013（平成25）年度の36億64百万円から2017（平成29）年度の39億22百万円へと増加しているものの、事業活動収支差額比率は、年々低下しており、2013年度には8.9%であったものが2017年度には4.9%まで低下している。これは、人件費、教育研究経費の増加が主な原因である。また2016年度はL号館建設のため、その比率はさらに1.5%まで低下している（資料10b-4）。

受託事業収入が2013年度から2016年度までは7～12百万であったものが2017年度は26百万円と倍以上になっているが、これは積極的に企業や各種団体からの調査研究委託を獲得した結果である（資料10b-4）。

教育研究経費比率は、2013年度以降35～36%を維持しており、学生数が本学と同規模（2,000～3,000人）の大学の平均と比較すると若干上回っている（資料10b-5）。

収支改善の取り組みとして、大学各部署において増収努力や経費削減努力を行っている。具体的には、さらなる受託事業の獲得、セミナーハウス（宿泊施設）の稼働率上昇、会議室の外部への貸出検討、旅費規程の見直しによる日当や宿泊料の節約、定時消灯の検討、ノー残業デーの設定、新たな清掃必要箇所の教職員による清掃、ごみの減量やごみの収集業者変更によるごみ処理料の削減、などである。

なお、学園全体の過去5年間の貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書の要約は（資料10b-6）のとおりである。2017年度は固定負債が約18億円増加しているが、これは大阪青凌中高の移転に伴う新校地取得のための借入金17.5億円と、浪商中高の100周年記念館建設に伴う2.5億円の借入金の増加による。

以上、いまだ必要かつ十分な財政的基盤を確立できてはいない状況である。

10b.2. 長所・特色

本学の2017年度の収支決算をみると、収入の大本である「学生生徒等納付金収入（授業料、入学金、施設費等）」が収入全体の86%を占めており（資料10b-4）、ここ数年間安定した収入となっている。その背景には、入試制度の改革や教員採用試験・公務員試験の高い合格者数など、大学の魅力の創出等により、入学定員を上回る一定数の志願者と入学者を確保できているところにある。

一方、財務比率については、学生数が本学と同規模（2,000～3,000人）の大学の平均と比較すると、本学は、人件費比率など経費関係の比率は平均より若干良好な値を示しているものの、学生生徒等納付金比率、寄付金比率、補助金比率などからは、納付金収入への依存が

平均より若干高い傾向を示している。また、減価償却額比率が高いことは、施設設備の新設や維持管理に多額の費用を要するという体育大学の特徴をよく示している（資料 10b-7）。

10b. 3. 問題点

2015（平成 27）年度の大学基準協会の認証評価（資料 1-17）において、概評として「収入の多様化が行われていない。」こと、努力課題として「十分な財政基盤が確立されていない。うに、財政に関する具体的な到達目標等が示されておらず、併設学校の収支状況が法人全体に影響を及ぼしている状況にも改善がみられないので、これらの数値目標や具体的な中・長期財政計画を策定し、財政の健全化に取り組むことが望まれる。」との提言を受けた。それらを受け、「浪商学園 経営の中期目標と計画 2018～2020 年度」（資料 10b-1）において、財政的中期目標と中期資金収支計画を策定した。また、収入の多様化については 10b. 1. 2. で、受託事業の積極的な獲得の取り組みを挙げた。

だが、未だ十分な財政基盤が確立されていないことと、併設学校の収支状況が法人全体に影響を及ぼしていることが問題点として残ったままである。

しかし、10b. 1. 1. で述べた、人件費の抑制、施設設備関係支出のコントロール、各設置校における募集定員の確保、10b. 1. 2. で述べた大学各部署における増収努力や経費削減努力などを通じて、収支改善に努力して行く。

10b. 4. 全体のまとめ

「浪商学園 経営の中期目標と計画 2018～2020 年度」（資料 10b-1）のもと、必要かつ十分な財政基盤が確立を目指して、大学（含む法人）は人件費の抑制、施設設備関係支出のコントロール、受託事業の獲得と経費削減に取り組んでいる。大学以外の設置校においては、財政的自立を図るため、募集定員の確保を目指し、広報宣伝活動に積極的に取り組んでいる。

これらの取り組みの中には効果が今後漸次的に表れる例えば人件費のようなものもあり、未だ必要かつ十分な財政基盤が確立されていないからと言って、その取組が十分でないとは言えない。しかし、もちろん十分だとも言えない。

よって今後は、中期目標の最終年度となる 2020（令和 2）年度に学園全体の資金収支が収入超過となるよう現在の取り組みを強化する一方、更なる取り組みを模索してゆく。

10b. 5. 根拠資料

- 10b-1. 浪商学園 経営の中期目標と計画 2018～2020 年度
- 10b-2. 浪商学園 資金計画表（H30. 5. 30 理事会資料）
- 10b-3. 浪商学園 平成 30 年度予算編成方針
- 10b-4. 大阪体育大学事業活動収支計算書及び財務比率推移表
- 10b-5. 「今日の私学財政」大学部門財務比率表（規模別）
- 10b-6. 浪商学園 5 カ年要約計算書
- 10b-7. 浪商学園 財務比率表（大阪体育大学）

おわりに

大阪体育大学は、建学の理念・大学の目的に基づき、学部・研究科の目的を適切に定めており、この理念・目的を実現するために適切な学部・学科・附置施設等の教育研究組織を有している。学位授与及び教育課程の編成・実施、学生の受け入れ、教員・教員組織の編制、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営に関する方針を明示・公表し、その方針に基づく様々な取り組みが適切に行われている。

これらの方針や目的、それを実現するための組織、環境や方法は、第4次中期計画の中で定期的に点検・評価され、改善・向上に向けての取り組みが行われている。大学評議会、役員会、学部教授会、研究科委員会、自己点検・評価委員会を中心とした各種委員会、附置施設、事務担当部署等、全学をあげての内部質保証システムが機能している。

取り組み中の課題もあるが、改善・向上に向けて作業が進んでいる。ただ、早急に取り組むべき大きな課題として「学位授与方針に明示した学習成果の可視化」が挙げられ、全学的な対応が望まれる。また、大学の財務状況は現在比較的良好であるが、教育研究活動を安定して遂行するためには、法人あるいは法人設置校との関連の中での財務基盤の確立を図らなければならない。

今後も、点検・評価、改善・向上への取り組みを、全学、全教職員あげて、更に適切に活発に進めていかなければならない。

次いで、更なる改善・向上に向けた取り組みに資すること、次の「自己点検・年次報告書2021」、大学基準協会認証申請「点検・評価報告書2022」の作成に資することを目的に、この「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書2018」の作成の経緯を振り返ることとする。

<中間報告書作成作業を始めるまで>

第4次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」を策定する折に、自己点検・評価の中間報告である年次報告書の作成を、これまでの2年に一度の作成から、3年に一度の作成と改めた。2015（平成27）年の認証申請から6年目が第2回目の中間報告（2021（令和3）年）となり、そのまま翌年の認証申請のための報告書に結び付けられるという判断もあった。

自己点検・評価の結果と「大学ビジョン2024」中期計画を連動させ、長所の進展や課題の改善・向上に取り組んでいる。「大学ビジョン2024」の重点施策と融合させた第4次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」では、大体大力を高めるために、8つの力<教育力><研究力><競技力><社会貢献力><就職力><学生募集力><広報・マーケティング力><組織・経営力>を定め、計画ごとに責任部署と実現目標、達成年度を明らかにし、各年度末に計画と目標の達成度について役員会への報告を義務付けて、内部質保証：PDCAサイクルの確立と実践に努めた。

<中間報告書作成にあたって>

2018（平成30）年度初旬から全学自己点検・評価委員会を開催、「自己点検・年次報告書2018」

の作成について、点検・評価内容、執筆要領、執筆担当者、作業日程等を検討し、8月に教職員に周知した。

第1章から10章にわたる点検・評価項目ごとの執筆編集責任者は自己点検・評価委員会委員とし、学部、研究科ごとの執筆担当者は関連委員会の委員長とした。最終的に、各章の執筆編集責任者が作成した原稿を、他の章の責任者が再度内容確認を行う作業も行った。

詳しい状況は、掲載の資料（自己点検・年次報告書2018「執筆要項」「執筆担当者一覧」）を参照頂きたい。

本学としては大学基準協会の認証評価をこれまでに3回受けている。この度大学基準協会の点検・評価項目が改訂され、今回で第3次の点検・評価項目となった。第2次までの点検・評価の視点は、内部質保証のシステムが整備され実行されているかという点の確認・評価が主であったが、今回は、内部質保証のシステム実行に伴う成果がどれほど上がっているかの確認・評価という視点が強調されている。自己点検・評価委員会は、次回の認証申請のためにも、新たな点検・評価項目で中間報告書の作成を行うこととした。

<中間報告書の作成を終えて>

報告書各章の原稿を確認・編集した際、以下の留意点が挙げられた。

- 作成された原稿は、章によっては随分長い記述やさっぱりとまとめた記述等様々で、論調も執筆者によって異なっていた。大学基準協会は、「現状説明を全学的観点から記述するとともに、その根拠として、学部・研究科の個別的な状況を例示として取り上げること」「具体例は大学全体の記述を例証するためのもので、個々の学部・研究科について詳述するためのものでない、細かすぎる具体例は不相当」としている。
- 大学基準協会は、「点検・評価項目ごとに大学独自の評価の視点を明記し、それに基づいて点検・評価する」という指示であった。今回の記述はこれまでどおりか、あるいは大学基準協会の「大学評価ハンドブック」に参考例として示された「評価の視点」での点検・評価が大半であった。次回の認証申請では、大学独自の「評価の視点」を導入しなければならない。
- 大学基準協会は、「現状説明でそれぞれの取り組みを列挙するだけでなく取り組みの有効性・適切性を大学自らが判断しなければ、改善・向上策の検討につながらない」「有効・適切と判断した理由を根拠資料とともに示す」としている。今回の報告での根拠資料は、規程・規則がほとんどであった。次回の認証申請では、規程・規則による根拠ももちろん大切であるが、取り組みの有効性・適切性を示す具体的な根拠資料を提示しなければならない。
- 認証を申請する場合は、大学基準「点検・評価報告書作成のポイント」をよく読んで、点検・評価項目の趣旨、記述方法をしっかりと執筆担当者並びに関係者が理解しておかなければならない。上述の留意点は、今回の報告書作成の主な反省点といえる。

以上の留意点は、次回の報告書作成や認証評価の申請のためだけでなく、日頃の点検・評価と改善・向上の取り組みにも生かされなければならない。

自己点検・評価報告書 2018 執筆要項

大阪体育大学自己点検・評価委員会

1. 「自己点検・評価報告書」について

(1) 自己点検・評価の目的：内部質保証システムの構築

大学は、PDCA サイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを自らの責任で説明・証明していくための向上的・継続的プロセス（「内部質保証システム」）を構築することが求められている。自己点検・評価はそのために定められた制度であり、大学の現状を認識し、長所と問題点を洗い出し、何を改善・改革していくかを決定していくための作業である。

本学は、自己点検・評価報告書の作成を通して

- ① 大学の運営に関わる全ての構成員（法人、大学教職員）が本学の教育・研究等に関わる諸活動の現状を正しく理解し、
- ② 必要な改善・改革を行い、
- ③ 大学の質を学生、保護者、社会に保証し、社会的責任を果たすことを目指す。

(2) 「自己点検・評価報告書 2018」作成目的

「自己点検・評価報告書 2018」作成の目的は、「自己点検・評価報告書 2015」を作成し大学基準協会の認証評価を受けたが、その後の 2015、2016、2017 年度 3 年間の自己点検・評価を積み重ねることである。今後、「自己点検・評価報告書 2022」を作成し再び認証評価を受けるための中間報告としての意味合いもある。

2. 作成スケジュール（報告書完成まで）

「自己点検・評価報告書 2018」作成のスケジュールは、以下の通りである。

【平成 30 年度】

8 月初旬	学部・院担当者執筆開始
9 月末	学部・院担当者作成〆切⇒大学全体担当者へ提出
10 月初旬	大学全体担当者執筆開始
11 月 16 日(金)	大学全体担当者作成〆切⇒庶務部へ提出 (必要に応じて修正依頼)
12 月	最終とりまとめ、文言・表記の統一
1 月	印刷校正、製本作業

3. 自己点検・評価報告書 2018 の構成／執筆担当者 割り当てページ数

別紙「執筆担当者・頁数一覧」参照。

4. 執筆要項：「大阪体育大学自己点検・評価報告書 2018」記述の方法

(1) 文章の体裁

字数…………… 1 頁の字数は 40 字×40 行=1,600 字

フォント…………… MS 明朝

フォントサイズ…… 10.5pt

(2) 文章の書き方

1) 書き言葉（「である」調）で記述。

- ・表現は完結に。
- ・本文中に表や図は挿入しない。別紙として用意し、根拠資料として扱う。
- ・年度表記は『2015（平成 27）年』とする。
- ・一桁数字は全角、二桁以上の数字は半角とする。
- ・アルファベットは略称の場合全角、そうでない場合半角とする。
(例：G P A / Grade Point Average / F D)
- ・括弧は全角とする。(例：() / 「」)

2) 基本的な記述方法は、以下の通りである。

- ・各基準の記述は、①「現状説明」②「長所・特色」③「問題点」④「全体のまとめ」を記述する方法で構成されている。

別紙「フォーマット」参照。【資料：大学評価ハンドブック P21～25】

※作成手順※

基準 2・3 の①・9・10 以外の基準においては、まず各学部・大学院を担当する執筆者が、それぞれの①「現状説明」②「長所・特色」③「問題点」④「全体のまとめ」を記述し、根拠資料を示し、大学全体担当者へ提出する。(9 月末まで)

大学全体担当者は、各学部・大学院からの報告を元に、各章の割り当てページ数を目安に、文章をまとめ、庶務部へ提出する。(11 月 16 日 (金) まで)

- ・記述の根拠となった資料はその資料名を本文中に示し、最後に使用した根拠資料を出てくる順に列記する。(自己点検・評価報告書 2015 参照。) 資料への付番は、とりまとめ時に記載する。
- ・規程を根拠とする場合は、Web 規程集を参照し、規程名を記載する。
※根拠資料については、別紙 PP 資料「評価資料の準備について」p. 27～35 参照。
- ・以下の基準については、大学全体、学部、大学院の個別的な状況を例示として取り上げることが求められている。

基準 1 理念・目的

基準 4 教育課程・学習成果

基準 5 学生の受け入れ

基準 6 教員・教員組織

(3) 記述の視点 (ハンドブック p.92～112 参照)

記述においては「大阪体育大学自己点検・評価報告書 2015」が参考になる。しかしながら報告書作成時点から3年が経過しており、現時点でのデータをしっかりと確認し、それを踏まえて記述することが必要である。

全体を通じて、その論拠を明確にするために可能な限り客観的なデータを利用することが望まれる。不明点、必要な情報は各部署等に問い合わせること。

実証的な記述、簡素な記述が求められる。修辞に頼った冗長な記述になっていないか気をつける。

5. 2015年度作成時との相違点

2015年度報告書は、評価項目ごとに【大学全体】【体育学部】【健康福祉学部】【スポーツ科学研究科】と柱立てしていた基準もあったが、大学基準協会第3期認証評価の資料によると、各章を全学的観点から記述(学部・研究科ごとに柱立てしない)となっているので、大学全体担当者は作成時に注意する。

6. 最後に：執筆にあたり一読して頂きたい資料(順序)

(1) 執筆前

- ①「大学評価の概要、内部質保証について」 【資料：大学評価ハンドブック P1～7】
報告書作成にあたり最も重要な、内部質保証について理解できる。
- ②「点検・評価項目」 【資料：大学評価ハンドブック P92～104】
「大学基準」及びその解説」が記載されており、点検・評価の趣旨が理解できる。
基準及び解説と「点検・評価項目」の関連性が理解することができる。
- ③「評価の視点(参考資料)」 【資料：大学評価ハンドブック P105～112】
各「点検・評価項目」で求められている視点の参考となる。

(2) 執筆中及び執筆後

- ③評価者の観点 【資料：大学評価ハンドブック P126～140】
評価者の観点であり、執筆中の振り返りと執筆後の確認ができる。

*執筆担当者に配布する資料

- ・執筆担当者一覧
- ・ページ一覧
- ・大学評価ハンドブック(大学基準協会)部分抜粋
- ・入力フォーマットご担当分
- ・大阪体育大学自己点検・評価報告書2015のWordデータ(メール配信のみ)
- ・H30年度大学評価実務説明会 配布資料2種

2018自己点検・評価 年次報告書 執筆担当者一覧

評価項目	執筆担当者			
	大学全体	体育学部	教育学部	大学院
1 理念・目的	8頁			
① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	福田	淵本	工藤文	前島
② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	福田	淵本	工藤文	前島
③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	福田	淵本	工藤文	前島
2 内部質保証	5頁			
① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	福田/長崎	/	/	/
② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	福田/長崎	/	/	/
③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	福田/長崎	/	/	/
④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	福田/長崎	/	/	/
⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	福田/長崎	/	/	/
3 教育研究組織	5頁			
① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	土屋	/	/	/
② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	土屋	岡村	植木	前島
4 教育課程・学習成果	28頁			
① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	神崎	工藤俊	工藤文	富山
② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	神崎	工藤俊	工藤文	富山
③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	神崎	土屋	工藤文	富山
④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	神崎	工藤俊	石塚	富山
⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	神崎	工藤俊	石塚	富山
⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	神崎	工藤俊	石塚	富山
⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	神崎	土屋	工藤文	富山
5 学生の受け入れ	8頁			
① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	藤本	藤本	工藤文	下河内
② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	藤本	藤本	工藤文	下河内
③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	藤本	手塚	工藤文	下河内
④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	藤本	手塚	工藤文	下河内
6 教員・教員組織	8頁			
① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。		淵本	工藤文	前島
② 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。		淵本	工藤文	前島
③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。		淵本	工藤文	前島
④ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。		淵本	工藤文	前島
⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		淵本	工藤文	前島
7 学生支援	8頁			
① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	岡崎	池島	岡崎	石川
② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	岡崎	宮地	岡崎	石川
③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	岡崎	藤井	岡崎	石川

8 教育研究等環境		9頁			
① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	梅垣	下河内	植木	富山	
② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	梅垣	曾根	吉美	高本	
③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	梅垣	栗山	陳	曾根	
④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	梅垣	下河内	植木	高本	
⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	梅垣	浜田	植木	浜田	
⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	梅垣	菅生(研究) 足立(教育)	植木	富山	
9 社会連携・社会貢献		6頁			
① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	富山	/	/	/	
② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	富山	/	/	/	
③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	富山	/	/	/	
10 管理運営・財務		7頁			
(1)大学運営(5頁)					
① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	福田/長崎	/	/	/	
② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	福田/長崎	/	/	/	
③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	福田/長崎	/	/	/	
④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	福田/長崎	/	/	/	
⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	福田/長崎	/	/	/	
⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	福田/長崎	/	/	/	
(2)財務(2頁)					
① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	平石	/	/	/	
② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	平石	/	/	/	

基準1、4、5、6は、大学全体、学部、大学院の個別的な状況を例示として取り上げることが求められている。
 基準2・3の①・9・10以外の基準においては、まず各学部・大学院を担当する執筆者が、それぞれの①「現状説明」②「長所・特色」③「問題点」④「全体のまとめ」を記述し、根拠資料を示し、大学全体担当者へ提出する。(9月末まで)
 大学全体担当者は、各学部・大学院からの報告を元に、各章の割り当てページ数を目安に、文章をまとめ、庶務部へ提出する。(11月16日まで)

大阪体育大学の現状と課題
自己点検・評価 年次報告書 2018

令和2年9月発行

発行所 大阪体育大学
自己点検・評価委員会
〒590-0496 大阪府泉南郡熊取町朝代台 1-1
印刷・製本 株式会社ライジングサン